

**教育民生常任委員会
決算常任委員会教育民生分科会**

(平成24年9月18日)

樋口博己委員長

おはようございます。ちょっと資料の打ち合わせをしております、おくれまして、大変申しわけございませんでした。今、金曜日に資料請求があったものを配付させていただきますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、金曜日に引き続きまして、決算常任委員会教育民生分科会の決算の審査を再開させていただきたいと思います。

それでは教育長、一言お願いします。

田代教育長

おはようございます。教育委員会3日目になりますが、本当にこの休み、天候が何と、定まらず、突然降ってきたかと思うとお日さんが差していると。本当に何と、ゆっくりせん3日間でございますけれども、きょう3日目ということで、ひとつよろしく願いたいします。

樋口博己委員長

はい、よろしく願います。ちょっと予算常任委員会理事会の事項書ということで、1枚ぺらを委員の皆様の方に配付をさせていただいておりますけれども、これは附帯決議に付した事項の取り扱いということで理事会で確認をされましたので、改めてお伝えをさせていただきます。

附帯決議を付した事項の取り扱い、1、予算常任委員会で附帯決議を付した事項の取り扱いについては、原則として、まず所管分科会で取り扱い、分科会での協議を経た後に全体会で取り扱うものとする。2、附帯決議を解除しようとする際の扱いは、原則として全体会で取り扱うものとし、全体会で附帯決議を解除することについて協議し、採決によりその可否を決定するというので、その下に確認事項としまして、分科会では附帯決議にかかわる採決は行わない。全体会では分科会での協議についての分科会長報告は行わないということで確認をされまして、先般小川委員から発言がございました、この分科会で全体会に送るとか、送らないという判断ではなくて、あくまでも理事者側が附帯決議について全体会に解除を求めるということで確認をされましたので、よろしく願

したいと思います。

それについて、教育委員会のほうで今の考え方をお願いします。

寺村副教育長

皆様、おはようございます。連日の委員会、ありがとうございます。

それで先ほどの附帯決議絡みで、私ども先般、朝鮮初中級学校への補助金について、当初附帯決議を解除をお願いしたいというような気持ちで、こちらのほうへ提示させていただいたわけなんですけれども、こちらのほうの委員の皆様から、まだ最終的に教育委員会としてどうしたいというような表現もないし、どうなんだと。まだ議論が足らんのかということのご指摘も受けまして、今回当初は附帯決議の解除をというような思いでございましたけれども、今回もう一度教育委員会のほうへ持ち帰って、この補助金について教育委員会の中でももう少し議論をさせていただきたいと思いますので、今回の、先般審議いただいた部分については、現状の中間報告というような取り扱いでよろしくお願ひしたいと思います。ふらふらとして、大変申しわけありません。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。今回の附帯決議に関しては、そのようなことで進めさせていただきます。

それでは追加資料の説明を求めたいと思います。説明者はどなたですか。

吉田指導課長

指導課の吉田でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

決算常任委員会追加資料2のところをごらんいただきますようお願いします。

中森委員から資料請求のあった部分につきまして、1枚目のところ、1ページ目ですが、いわゆるフローチャート図という形でまとめさせていただいたものをご提示させていただきました。

それから次の、裏面のほうですが、2ページ目をめくっていただきますと、長期欠席者の、文部科学省が示しております病気、経済的理由、不登校、その他、そしていじめの件数を合わせて、小中は一つの表にさせていただき、その下に文部科学省が示しています、こういうふうにしなさいという形をそこで示させていただきました。

それから3ページにつきましては、各校の不登校児童生徒数の状況を示させていただきました。3ページの一番下のところに、23年度不登校となったきっかけと考えられる主な状況ということで、これは複数回答ですので上の数と合いませんが、複数回答で示させていただきました。

指導課分は以上でございます。

武内教育支援課長

おはようございます。続いて、教育支援課でございます。4ページをごらんください。

教育支援課の相談支援センターへ来談した者のうち、不登校を主訴とする新規相談者の人数を要因別、不登校の要因別に分類したものでございます。

続いて5ページは、適応指導教室への通級生の要因別に分類したものでございますが、適応指導教室は22年度から統計処理を始めましたので、過去2年間を記載してあります。

続いて6ページから8ページには、事例の中から主なものの概要を記載してあります。

からが相談支援センターへの来談者のケースでございます。からにつきましては、適応指導教室への通級生のケースとなっております。

続いて、9ページ、10ページには、昨年度適応指導教室の指導員が不登校生徒の多い中学校2校の協力のもとに行った不登校に関する研究の概要でございます。内容としては、登校支援委員会を設置して組織的に対応すること、未然防止のための小中連携の強化、それから連続3日間での早期対応が大変有効であるといった内容でございます。詳しくは別冊としまして「研究調査報告書 学校における不登校及び不登校傾向生徒への効果的な支援方法の研究」というのもつけさせていただきました。

支援課は以上でございます。

石黒学校教育課長

11ページからです。学校教育課です。よろしく申し上げます。

11ページは、各単Pからの学校への寄附の実績一覧表、23年度につきまして一覧表にさせていただきます。

それから12ページのほうには、PTA会費からの支出の中で公費で負担すべきものが含まれる可能性がある費目一覧ということで、一覧表にさせていただきます。

それから13ページですが、学校保健委員会について、特に2番の学校保健委員会の役割、

そして3番の学校保健委員会の運営のところは請求のところだったかなというふうに思います。4番もあわせてごらんいただくとわかりやすいかと思います。よろしく願います。

学校教育課は以上でございます。

伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤でございます。私のほうは14ページからでございます。

青少年問題協議会の3年分の議事録ということで、資料請求のほういただきました。14ページごらんいただきまして、左の一番上に3カ年ということで22、23、24、3カ年行いました。22年度だけは2回ございまして、まずテーマのほうだけ左上のほうに、簡単ですが書かせていただいております。見開きの2ページにつきましては、専門協議会で関係する会議につきまして、簡略でございますが、示させていただきます。

次のページから、16ページからは22年度からの議事録、それから委員名簿、事項書、当日の資料など3カ年分、71ページまでつけさせていただきます。

以上です。

樋口博己委員長

はい、次は。以上ですか。スポーツ課。

小垣内スポーツ課長

済みません。72ページをおあけください。

資料請求いただきました、全国大会等開催費の補助金についてでございます。名称、全国大会等という名称になっておりまして、中身は中体連が主催する全国大会、東海大会、三重県大会が本市で開催される場合の大会運営費についての補助を行っております。

23年度は全国大会、東海大会の開催はなく、三重県大会のみの4競技となっております。その合計が7万円ということでございます。

以上でございます。

栗田教育総務課長

教育総務課は73ページからでございます。学校プール運営委託契約書、それから75ペー

ジからはその仕様書をつけさせていただいております。

以上でございます。

樋口博己委員長

はい。資料の説明はお聞きのとおりでございます。

まずこの資料について質疑がございます委員の皆様。

日置記平委員

いろいろ時間をかけていただいて、資料についてありがとうございます。それでスクールカウンセラーのところではいろいろ私なりの考えをお伝えしましたが、4ページのところ、やっぱりこのところは発達障害と情緒不安、このところがやっぱり数字的に見ると多いんだなというふうに読ませてもらいました。これが社会人になるとどうなるかという、指示待ち人間がふえてくるという結果にこれが結びつくのかなという、そんな思いがありまして、これからこの二つのところは大きな課題として、今後とも頑張っていただきたいというお願いをさせていただきます。

それから14ページの青少年問題協議会のところの構成が出していただきましたけれども、私社会人の講師をお迎えしたらという発言をさせてもらったことがあるんですが、この中身も社会人、これ全部社会人ですけれども、企業人、企業人をここにに入れていただくのは非常にいいと私は思いますので、これは教育長ちょっと、ちょっとじゃないわね、十分にひとつこれご検討ください。お願いします。

それから小垣内課長からご説明をいただいた、全国大会はなかったということですね。県大会。大体こんな数字が出ているんですね。ちなみに全国大会だったら、種目別が、人口によって変わるでしょうけれども、大体どれくらい出るんですかね。全国大会だと。

小垣内スポーツ課長

過去、平成8年までさかのぼって、全国大会が1件ありました。ちょっと平成8年のことですので、資料をたくさん調べたんですが、資料はなくて、当時の担当の事務局をやっていた先生がまだ今校長先生でございまして、お聞きしたところ、野球が四日市で行われて200万円の補助をいただいたと。全国大会ということで。ということがありました。

以上です。

日置記平委員

野球がね。野球は一つの花形でもありますし、甲子園という非常にいい舞台があるので、ちょっと多いのかなと。例えばバレーだったり、テニスだったら、どうなのかなという思いがありますが、それぐらい出ているんですね。はい、ありがとうございます。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森慎二委員

ちょっと資料が膨大で、説明もこういう資料がありますというだけの説明なので、詳しく見てないのでまだ問題点の指摘もしかねるところがあるんですけども、ぱっと見ただけでちょっとお話を聞きたいんですが、2ページ、3ページの不登校に関する部分のデータのところなんですけれども、まず2ページのこの表は、文科省の定める病気等、不登校の要因別のものを挙げてもらった数字だと思うんですが、だからここでいう数字には、文科省が定めている定義以外のものは入っていないと。だから、予備軍的な子供たちの可能性はもっと多いと、そういう理解をしていいんでしょうか。その辺の部分というのは、つかんだものはないのかというのをこの間も指摘したと思うんですが、ないということですか。

吉田指導課長

今委員からご指摘いただきましたように、その予備軍的なものについての資料は、現在のところございません。

中森慎二委員

少なくとも保健室登校とかいう実情についてもわからないということですか。

吉田指導課長

その件につきましては3ページの、大変見にくくて申しわけございませんが、右側の別室登校児童生徒数の中学校、小学校のところ、これを調べさせていただいて、掲載させて

いただきました。

中森愼二委員

じゃ、それは3ページのどの学校に該当するのかということはわかっているわけですね。

吉田指導課長

はい。確認をさせていただいて、数字を拾いましたので、おっしゃるとおりです。

中森愼二委員

それは再掲でも、ちょっと入れた資料をまたいただけませんか。

吉田指導課長

はい、わかりました。いつ。

中森愼二委員

時間の関係もあるので、委員会中に出してください。もう調べてあるのなら出るんだと思うんですよ。

それと加えて、この不登校の、3ページの下に23年度不登校のきっかけとなったと考えられる主な状況というのが、これ複数回答ですが、一番上のいじめというのが小学校2件、中学校6件なんですね。でも左側の2ページの表の小学校、中学校、その一番下段のいじめのところを見ると、23年度小学校は15件、中学校20件となっているんですけども、ここは合わないことない。

吉田指導課長

ここは、委員のおっしゃられる疑問点、確かにあるんですが、不登校になったということ限定すると、複数回答の中で小学校2件、中学校6件という形ですので、こちらは学校側が、この状況は不登校ではなくても、いじめというふうに考えて計上したものが15件、20件という形になっております。

中森愼二委員

ちょっとよくわからない。もう一度説明して。

吉田指導課長

2ページのいじめの件数につきましては、それぞれが学校で、これはいじめがあったというふうに判断して記載したものでありますし、3ページのほうのご指摘いただいたところのいじめについては、不登校生に限った要因ですね。の中でいじめというふうな要因があったというものが、2件、6件という、複数回答ですけれども、そういうような形で示させていただきました。

中森慎二委員

もう一つよくわからないな。そうすると2ページの、例えば中学校でいえば不登校の329人、平成23年。この329人が答えた理由が3ページの下段の、この理由だと。その329人が答えた不登校になった理由については、中学校は6人がいじめだったと。そういう理解でいいということ。

吉田指導課長

そのとおりでございます。

中森慎二委員

わかりました。あと学校別の、中学校でいうと18番、R中学校が47名、21番のU中学校が34名、非常に、この間も30から40の人数がいるという報告があったとおりのことだと思うんですが、この多い傾向は大規模校、あるいは都市部というような傾向があるんですか。

吉田指導課長

おっしゃるとおり、大規模校の生徒、学校のほうが人数も多くなっております。

中森慎二委員

比率的には、例えば13人だったとしても、全体数、生徒数が少なければ、その比率のいう物差しでいうとどうなんですか。

吉田指導課長

正確にはお答えができないのが申しわけございませんが、小さな学校であっても、その学年の状況とか、各学校の状況において、一概に多い、少ないとは言い切れない部分もありますので、どうお答えさせていただいたらいいのか、ちょっと迷うところでございますが。

中森愼二委員

そうすると、学校規模にかかわらず、そういう不登校が多い学校もあると。そういう理解でいいんですか。

吉田指導課長

委員のおっしゃるとおりだというふうに思います。

中森愼二委員

学校名は伏せてということでも了としているんですが、現実問題として、その学校別の、こういう不登校が多い、少ないという部分についての公表とか、そういう部分の考え方については何か持っているの。一切出さないという考え方ですか。

吉田指導課長

学校別の数については今までも公表してなかったと思うんですが、今後どうかということについては、ちょっと今すぐにお答えできないかなと思っているんですけども。

中森愼二委員

教育長、どうなんですか。

田代教育長

当然学校別の、これは個別の学校が何件あるというのは、今の段階では公表しにくいと考えますが、ただ、こういう状況があったときに、当然学校の中でもつかんでいることでございまして、例えばそこで協議会ですね。学校運営協議会とか、そういったものの中ではこういうテーマも取り上げておりますので、そういった面では当該校がかなりの件数が

あるということは、その方たちは公表はしないものの、きちっと理解した上でいろいろなご指摘、ご意見等をいただいているというふうに理解します。これを表で出すということについては、今の段階では、吉田課長が言いましたように、今のところ学校別というのは出してないということですので、ちょっと今の段階で出すということまでは考えておりません。今後、議論したいと思います。

中森愼二委員

議会にもこういう資料って初めてですかね、出たの。学校名を伏せているけれども、学校別の不登校の内訳というのが出たのは、初めてですかね。

葛西教育監

私去年からさせていただいていますけれども、去年は出させていただけていないと思っています。

中森愼二委員

いやいや、去年じゃなくて今までの、過去のです。わからない。

葛西教育監

調べて、調べなければちょっとわかりませんので。

中森愼二委員

別に調べてもらわなくても、感覚的にはないということなんでしょうね、そういう意味では。

樋口博己委員長

そっちの担当者でもわからないんですか、そういうのは。わからないんですか。

中森愼二委員

少なくとも校長会等では実名入りの資料が、各学校長は認識しているんですよね。こういう実態は。

吉田指導課長

各学校を一覧にした学校別のものは、今までも校長会では示されていないと思います。

中森愼二委員

そうすると、教育現場の長である学校長すらも、市内の小中学校別、自分の学校の不登校児が多いということの認識すらしていないということです。

吉田指導課長

ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれませんが、総数は示した上で、各学校で多いところはこれぐらい、少ないところはもちろん1桁であるという話はさせていただきますが、具体的な数字まで示してはおりません。

中森愼二委員

それは何ですか。オープンの資料じゃなくて、その場所で認識してもらう分のやったら、何も問題ないですよ。

いや、僕は学校名を特定して、その多い学校をどうしようという話で言っているのではなくて、情報の共有をするというところから、この不登校の問題が、やっぱり認識していただく必要があるのではないかという意味で申し上げている。ここの委員会の部分での学校別の資料が難しいのはわからないことはないんだけど、少なくとも学校長が出席する会議において、そういう認識すら持ってもらう資料提供がされていないということが問題じゃないかなと僕は思うんですよ。委員会でも、恐らくこういった資料は初めて出てきたんじゃないかと私は思うんですが、そこに不登校の教育委員会としての捉えるスタンスというか、姿勢があらわれているのではないかと思うので、その改めてもらうべきことはあると思うんですよ。

まずその実態を知ってもらってないのにというところも含めて考えると、やっぱりその辺の情報提供というものを的確にやるべきだと思うし、今後とも経年的にこの調査をしてもらうことも、この間の委員会で確認いただきましたけれども、体系的に調べていくスタンス、情報量だとか、どういう項目だとかも含めて精査いただくのと、こういった協議会に提出していただいた資料が一つのデータベースとして入って、経年的にやっぱり報告さ

れるということが必要じゃないかと私は思うんですが、まず入り口の段階で。思うんですが、その辺はどうですかね。

田代教育長

先週も既に中森委員にご指摘いただいていますし、まずこれについて、こういったことについて、やっぱり共通認識を持った上で、当然いろいろな原因分析、調査分析をかける。きょう説明がございませんでしたけれども、教育支援課が2010年3月にこういう別紙ですね。これをつけていますね。「学校における不登校及び不登校傾向生徒への効果的な支援方法の研究」という、こういう研究を、これは二つの学校をスポットを当てて、いろいろなことを分析かけています。こういったものも、これは研究が研究で終わっておいたら意味がありませんので、当然こういったことから言えることを校長会の中にも持ち込んで、当然議論をして実践していくということが必要ですし、今ご指摘受けた最小限情報共有といいますか、もちろん個人情報ということには留意する必要があるものの、今後、この件を含めて、改めて見直しをさせていただきたいと思います。どうもクローズドになっている部分が、データの的にも検討するには最小限要るというふうな認識のもとで、改めて整理させていただきたいと思います。

中森慎二委員

ぜひよろしくをお願いします。その点しっかり指摘しておきたいと思うんですが。

それと、最後にしますが3ページの、この一番下段の表のところで、不登校になった原因の中で遊び・非行というのが55件あるんです。その下、無気力が122件とあるんですけども、こういった要因を含めているという不登校の部分をやっぱりこの後、資料をつけてもらってあるけれども、青少年問題協議会の会議の中にどうかかわってもらうとか、そういうことも非常に連携する要素だと私は思うんですよね。だから、この後またそのときになったら話したいと思うんですが、こういった要因についてもいろいろな分析する場所というのが、やっぱりそれぞれあるのではないかなと思うので、そういうことも含めて対応いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

石川勝彦委員

中のほうへ入っていったいいの。このいじめの中とか不登校の中、ソフトの部分。

樋口博己委員長

関連で。マイクお願いします。

小川政人委員

3ページの表なんだけれども、例えばこんな表出てきて、これからどう分析するのかというのあるんやろうと思うんやけど、例えば47がパーセンテージがどうか書いてないでわからんのだけど、この年による傾向なのか、学校の傾向なのか。それともこういうのもはやりがあって、伝染病じゃないけれども流行があって、1人2人出てくると、次から次に出てくるとか、そういう部分があると、この1年だけの表では、ちょっとわからんわけ。

例えば五、六年こういう表があって、初めて同じ学校がずっと不登校が多いとか、それは地区的な要因とかいろいろあるんだけれども、そういうのをきちっと捉まえて、教育委員会はやっておるのかなと思うと、今支援という話があったけれども、教育支援課はそういう傾向も、何年かの傾向を見て、特にこういう学校で多いとか、そういうのがあるのかなのか、その辺の分析はしておるのかな。単に単発的なものなのか、ここの学校自体がもうずっと、同じ学校がずっと不登校が多いとか、先生が変わるとまた減ったりとか、家庭の問題とか、こんな表だけではわからへんと思うんやけど、どうしとるんやろうな。1年度だけの表では。

樋口博己委員長

どなたが答えていただけますか。

加藤指導課長補佐

お答えします。不登校につきましては、平成20年のときに平成19年度までの各学校のデータをずっと追いまして分析をさせていただいて、そのデータも支援課と共有をさせていただいております。それを受けて、支援課の研究のほうにどのような支援が必要かとか、どのような対応を学校へ持ち込んだらいいかというようなことを研究をさせていただいておる流れはあります。文科省調査は毎年やっておりますので、それについては単年度ごとではなくて、何年かずっと見てきてはおります。

以上です。

小川政人委員

何年か見てきとるんやったら、ここにいじめの件数は平成19年度から23年度まで出してきたんやな。不登校のほうは、表紙が、紙がようけいるでかしらんけれども、23年度だけで出しとるのやわな。これではわからん。わかりませんやんか。

例えば、簡単に聞くけれども、ここで47名不登校の生徒がおるというところていくと、この学校は傾向的にずっと多いのか、それは把握しとるやろう。

加藤指導課長補佐

その学校の傾向は大体、年によって若干差はありますけれども、把握はしております。

小川政人委員

多いということ。

加藤指導課長補佐

年によって当然差はありますけれども、多いほうの学校だと思えます。

小川政人委員

原因はどう捉えておるの。

加藤指導課長補佐

原因につきましては非常に、これという簡単に説明するのは難しいようなところがありますが、一つは先ほど委員さんも言うていただきました地域性もありますし、家庭的な問題も複合的にあります。

小川政人委員

地域的とか家庭的と言われると、どういう問題が、そこの地域はそういう、例えば町の中で新しい住民の人たちが結構ふえてきておるとかいう問題と、片一方は少ないところでいくと昔からの町民とか、地区の移動が余りないようなところとか、そういうのがありま

すやんか。その辺でいくと、それから家庭という部分でいくと、その家庭からずっと出てくるのかな。そこがよくわからんけど。地域とか家庭に今言ったで、本当にそうなんかね、地域か家庭なのか。

加藤指導課長補佐

正確なことをここで今お答えして、それがその理由かと言われると、ちょっと複合型としか答えられないのが申しわけないんですけども、R校だけではなくて、例えば多いところにつきましては、ちょっとうまく説明できなくて申しわけないんですけども、いろんな理由があるとしたら、今ちょっと答えられないので申しわけありません。

小川政人委員

少なくとも小中、義務教育の中で、家庭も学校へやる義務があるわけやし、それから教育を受けさせることもあるわけで、そこでこう欠席、不登校が多いということというのは、学校はこう、家庭とか、そういうの家庭訪問とかいっぱいしとるわけやがな。細かくその原因について分析しとるわけやがな。一覧表みたいな何かあって。そうすると、皆家庭のせいが多いということ、家庭の問題なのか、学校の問題なのか、生徒間の問題なのかという。

加藤指導課長補佐

委員ご指摘のとおり、当然その地域性、家庭問題もありますけれども、友人関係をめぐりながら学校へ来づらくなってくるケースももちろん起こってきますので、地域と家庭だけの問題というふうに限定して言わしていただくわけではありません。それはおっしゃるとおりでございます。

小川政人委員

もう聞いてもわからんようなのでやめときます。ごめん。

石川勝彦委員

今、数の問題とか、あるいは減少問題とかということばかりですけども、ソフトの部分について、これ指導手引とか、教育支援課のこの資料を見せていただきますと、研究と

ということで取り組みについて手法等、分析もいろいろされておるんですが、実は私、自分ことであれですけれども、郡上に孫がおりまして、8月25日から2学期が始まっておるんですよ。だけれども、学級委員をさせてもらっていながらいじめに遭って、もう既に2週間ぐらい休んで、今我が家におるんですね。

それで、きのう、一昨日の土曜日の日に運動会がありまして、運動会は特別にうちの家が現地行きまして、3階の上から見て、下からは全然見られないように、上からは見られるように、とにかく見る参加をするということ。これに校長が、たった3時間ぐらいの間に4回も5回も入ってきておる。そして教頭も来ている。それから担任も来てる。スクールカウンセラーも来ているということで、二十数回。何とかいい方向にということですが、いわゆる不登校、私の孫はいじめです。いじめから不登校になったんですが、今は食事でもご飯類を一切食べない。いわゆるうどんをいろいろな方法で食べさせておるんですけれども、甘やかすわけにいかないしということで、うちへ来てくれたということはそれなりにおじいさんのところに行きたいということで、私は私なりに一生懸命やっておるんですけれども。

本市として、いじめで不登校、あるいは不登校という状態で非常に数が多い状態を、どういうふうに学校として対応して、いじめをいじめでないように、登校させるように持っていくか、それから不登校が、例えば三月、半年続いている場合、それをどうするか。いわゆる軽い症状の段階で登校させるか、いわゆる保健室登校とか、あるいは時間的な登校、音楽とか体操だけ登校してということで、こういうことを私の孫の学校は積極的にやってくれとるわけですね。岐阜県と三重県とは極端に差があるので、四日市をそんな、四日市市の小中学校をどうこうするという事は難しいけれども、これだけの指導の手引があり、これだけの分析をしていながら、これだけどんどんふえておる。ふえたり減ったりしているけれども、絶対数としては決して減っているということにはならないね。だから、先生たちの努力がどこまでなされているかということ、この数字を見たら、余りにもひど過ぎるよね。

いわゆる、私は幾つかの学校、小中学校を訪問させていただいたけれども、校長先生は隠そうとすることで徹していました。徹する。四日市はもう、とにかく隠そうとする。だから私は本議会で質問するときも、いじめも不登校も、ほとんど言葉としては出したけれども、中へは入っていかなかったね。だけれども、その一つだけ捉えるだけでも、結構受けて立つ側としてはご苦労していただかなくちゃならんから、こういう、今常任委員会の

中で取り上げられておりますけれども、やはりこれだけの体制を整えていながら、校長会、教頭会とか、そういった学校の風土の中で、いじめとか不登校とかいうことに対して、本気になってやっていないということがまざまざと示されておるように思うんですね。だから、よそと比較すると、余りにもお粗末きわまっていないかなというふうに思うんですね。

答えはいただかなくて結構ですけれども、私の孫の紹介をさせていただいて、今いろいろと相田みつをの、5年生ですから、相田みつをの言葉のあれを何冊か与えてやったり、あるいは4コマ漫画をやったり、あるいはジュニアの小説を与えたりしておったり、幼稚園か保育園程度の、いわゆる絵本ですね。そういったものでしながら対話をするということと、1人置いておくということと、いともおりますから呼んで、きのう、おとついはうまくその辺は調整して、笑いが出てきたなど。しかしこの笑い方は本物かなということ、脇で聞いておって判断をして、私ら夫婦で判断しておるんですが、きのうの夜も家内と一緒に寝ました。そして12時ごろを過ぎるまで2人で会話をしておる様子でしたけれども、もう間もなく帰してやらなくちゃいけないですね。帰すためには自信をつけていくということ、これはミクロ的な一つの例ですが、全市的にどういう取り組みをしていただいとるかという、一人一人皆違うんですよね、事情が。だから、支援課って、もう金太郎あめじゃないんですよ。

学校には学校事情がある。学校の一つの学校経営の中で不登校やいじめをどう対応していくかということ、自分たちの学校だけでは難しかったら参考にするという、ケーススタディもありますよね。だからそういったこともどういうふうにやっていくかということの踏み込みが、本市の場合は一步も前へ出ていないという印象が強いよね。だからこんな状態をいつまで続けるんだと。いや、これはもうとにかく大きな改善をいたしますというふうなことでないと、教育委員会として次代を担う子供たちに対する対応が非常に弱いというか、教育力が、そして感受性というものを育ててやるべき、これは災い転じて福となすということもあるわけですから、その辺をどう生かし込んでいくのかなということが、本当は聞かせていただきたいんですけれども、ひとつしっかり受けとめていただいて、今後に向けて、すぐれた、こういうことに対する対応をした、すぐれた学校がここもここもここも、小学校はここ、ここ、中学校はここ、ここと出てくるように、しっかりとこれから取り組んでいただくようお願いしたいと思います。教育長、いかがですか。

田代教育長

まさにもう一步現場で踏み込むというのが、当然のことなんですけれども、私も先ほど紹介しました支援課のこの資料ですけれども、学校としてはこれは一つの提案といいますか、提言といいますか、学校がもう一步踏み込むために学校支援委員会というものをつくって、定期的にこれを各先生方が寄ってやっていくということが一定有効であるということが書かれています。それと同時に、それは小学校と中学校を連携していくと。途切れない支援ということの中で、これもここの中で捉まえられております。そしてもう一つ私、ちょっとああ、これはと思ったのは、早期対応ということがありますけれども、例えば子供が3日間連続的に休んだときに、その子供がなぜ休んでいるかということをもう一步踏み込んで、それも3日目のチェックシートといいますか、そういったこともきちっとやって、場合によっては家庭訪問とか、そういったことも踏み込んでいくとか、幾つか検討した中でヒントがあるように思います。こういったものを、石川委員言われますように、これはこういう書いてあるだけでは意味ありませんので、現場で実践すると。しっかりとやっていくということが何よりも大事であるように思います。そして、その中で実践例でこれが有効だったということが出たら、各学校にも広げていくと。こういう姿勢をぜひしっかりやっていく必要があるというふうに認識しています。

石川勝彦委員

今言われましたけれども、支援委員会、あるいはいろいろな取り組みをしていただいておりますけれども、やはり結果を出していくというね。改善策という、改善につながっていないことだったら、いくら支援委員会やらしてもらっても何ら機能していないということですから。機能させるということはどうするかということをしっかり踏まえて、先生も同じ思いでやっとなにかいかなわけですね。いろいろな思いで、いろいろな子供の、先ほど言いましたように、皆違うんですよ。同じなら一つのルールでできますよね。一つの方程式で解けますよね。だけど全部違うんですよ。だから、誰が責任持ってやるか。誰がフォローするかという、この辺のところ非常に大事なんです。だから、24時間対応というのは、これ家庭も巻き込んで、地域も巻き込んで、学校の先生中心にしっかりやっただくということが、これがやっぱり学校に子供をさらに迎え入れる。いわゆる再度登校させる。気持ちよく登校できるような環境づくりをしてやってこそ、初めて学校の努力が認められるわけですね。それがなかったらこんな立派なもん、立派なもん出してもらっても、意味はないわけですよ。それ以上言いません。

豊田政典委員

3人の委員の皆さんのやりとり聞いていまして、閉鎖的な情報というか、教育長クロードという言葉が使われましたが、僕はこの不登校や問題行動の話にしても、それから私がずっと要求している全国学力学習状況調査の結果にしても、就学支援の話にしてもそうですが、例えば小川委員とやりとりして、多い学校というのは地域性に理由があるとか、家庭に云々という話をされても、全くわけわからないですよ。だから、我々議会も一般質問で言ったとおり、教育問題について市民代表として議論する場なのに、全く何をやっているかわからない。具体性がないんですよね、話に。そうこう聞いていくと、校長会でも報告されていないし、というようなことで、どうも教育委員会事務局だけで情報を持っていて、で議論して、問題のある学校には指導したりするんじゃないですか。そんな構図になっていて、例えば不登校の話にしても、特別に問題のある学校があるとすれば、そこから我々も議論して、政策がうまれてくると思うんです。事務局がやっている政策、施策で足りるのかとか、妥当性があるとかいうことも判断できないわけですよ。それがわからないとね。だから改めて、議会に対する情報提供ということの見直しが必要なのかなということを感じましたし、委員の皆さんにもまた、そのあたりの教育委員会事務局からの情報提供ということで議論させてほしいなという思いを強くしました、この点については、別件行っていいですか。

樋口博己委員長

はい、どうぞ。

豊田政典委員

なければいいですか。

資料請求しました11ページ、12ページのPTA会費の話ですけれども、週末随分とご苦労かけたということも聞き及んでおりまして、その点は全校調査をいただいたこと感謝しますが、まず調査方法、どうやって調べたのか。それからそれぞれ、11と12の総額が書いてないので、そこからお聞きしたいと思います。どうやって調べたのか、それぞれの総額は幾らか。

石黒学校教育課長

調査につきましては、学校長を通じてPTA会長さんに連絡をとって、資料提出いただけるという了解を得たものというのをご指摘いただいたように、決算のページですけれども、それについて入手をしました。その際、学校名を明らかにすること、それから資料そのものの提出ということは了解を得てませんので、そのような一覧表にさせていただきました。

それから合計金額なんですが、ちょっと済みません。それについては今、計算できていません。

豊田政典委員

そうするとつまり、寄附金にしる、その12ページにしる、あくまでもPTAの資料を集計してもらったというだけのことですよね。ですよね。じゃ、寄附金のほう聞きますが、これ決算書のどこに出てくる数字なんですか。合計額。

石黒学校教育課長

決算書につきましては、この寄附の内容は出ないというふうに認識しています。

豊田政典委員

それはちょっと、その会計上の処理はよくわかりませんが、出ない。なぜ出ないんですか。

石黒学校教育課長

ちょっと会計上の規則のことについて私どもわからない部分があるんですけども、今のところはそういうことで、集計をして提出しているということはありません。

豊田政典委員

これ総務課が、どこが、教育委員会の決算数字は仕切っているんですか。その人はわかるでしょう。

栗田教育総務課長

決算の数字全般は、教育総務課でまとめてはおりますけれども、基本的には各課でそれぞれ確認をとってやっております。

豊田政典委員

その決算書に載ってこないというルールは、総務課わかりますか。載せなければいけないんじゃないかなと思って聞いているんですけども。

田代教育長

寄附については、これ金額というのが幾らぐらいということ、これが入っていますけれども、お金でいただくということじゃなくて、物でいただくという形で寄附をしていただいたと、こうやって考えていただきたいと思います。当然それは学校のほうに入りますと学校の、言ってみれば備品とか、いわゆる財産の台帳的なものにきちっと掲載されて、管理していくというふうなことです。お金をいただくということ、歳入ということではございません。物です。

豊田政典委員

金じゃないので決算の数字には出てこないけれども、そうしたらその備品ですよ。いろいろなものがありますが、これは何課かわかりませんが、教育委員会が備品の数量がふえるわけですよ。それはどこに記載されているんですか。

石黒学校教育課長

これは各学校の備品台帳に記載してございます。

豊田政典委員

それは教育委員会で把握していないですか。この寄附に限らずね。現状。

石黒学校教育課長

それは教育委員会としては把握しています。

豊田政典委員

それは当然合計額もあるわけでしょう。じゃ、別の聞き方をしますが、今回ご苦労かけて調べてもらうまでは、この23年の動きは把握していたんですか。いなかったんですか。

石黒学校教育課長

23年度のことにつきましては、表にしてありました。この一覧表ですよ。

豊田政典委員

そうするとこれは、調べ方はP T Aの決算書を調べるまでもなく、すぐに出てきたもの。だけれども総額はない。そんな解釈でいいんですか。

石黒学校教育課長

はい、そういうことです。

豊田政典委員

総額は後で教えてください。

それから、12ページの意味がわからないので、これタイトルの意味がわからないのと、それぞれの費目が分けてもらっていますが、内容を簡単に説明してください。費目の。

石黒学校教育課長

これにつきましては、先ほども少し申し上げたP T Aの会計の報告を見せていただきました。その中で、費目につきましては非常にばらばらで、統一されたものというのはありませんでした。ですので、基本的にP T Aの運営費、P T Aそのものの運営費、それからP T Aそのものの活動費に当たる部分を除いたもの、除いた費目を挙げました。ただ、よく似た表現の仕方の費目はありましたので、それは同じものとして扱ってあったり、括弧でつけてあったりします。

以上です。

豊田政典委員

だから、時間のない中で調べてもらったので、中身の精査までできなかったということなのかもしれませんけれども、例えば先週話をしていった施設設備の修繕費というのは、こ

れでいうとどこにあるんですか。

石黒学校教育課長

あちこちに、いわゆる備考欄が書いてありまして、その備考欄に詳しくというか、数件の備考欄が記載があるものと、なくてそのまま数字があるものというのがあったので、一概に何とも言えないんですが、ちょっと待ってくださいね。例えば学校管理援助費と、そのある中の備考欄に体育館設備設置工事ということが書いてあったり、それから学校運営補助のところに環境整備費の中に環境整備のための修理費というのがこう書いてあるのがありました。

豊田政典委員

じゃ、一番左の一番、これは多いんですけども、これはどういったものなんですか。児童活動費、児童福祉活動援助費。

石黒学校教育課長

それも全て書いてあるわけでなくて、ちょっとよくわからない部分なんですけれども、例えば書いてあったのを今覚えていますのは、PTAから渡す卒業記念品であるとか、それから観劇をするときの観劇代、その辺のことが書いてあったというふうに思います。もちろん全て書いてあったわけではありません。

豊田政典委員

卒業記念品とかは公費で負担すべきものじゃないのかなと思うので、負担すべき可能性の高いやつを言ってもらわないとだめなんですけれども、総額をまた後で聞きたいのと、それから、じゃその調査いただいた感想というか、これを見て何を思われるのかというのを聞いておかなければいけないんですが、どう思いますか。

石黒学校教育課長

一つは先ほどご指摘もいただいたように、施設の修理とかいうことがありまして、それにつきましては不適切であるというふうに考えられますので、学校長のほうにもう少し詳しく事情を聞いてみたいというふうに思います。

それから、その他の支出につきましても、公費負担が適切ではないかというようなことは当然ありますので、今後教育委員会としての考え方をまとめていきたいというふうには思っています。

豊田政典委員

僕は大問題だと思ってこれを取り上げているんですが、附帯決議、もしくは不認定ものかなと思って話をずっとしているんですけども、問題点としては、一つは長年、恐らく、少なくとも教頭、校長をやった方とか、PTAの担当をやった教師は知っていると思うんです。学校の中では知っているけれども、それが教育委員会にきちんと報告されていない実態が一つ。それから、例えば教育委員会が施設修繕にしる、ほかの文化祭や、そんな活動の公費で賄うべきところがPTA会費が使われて行われているということを、教育委員会がきちんと把握しようとしてこなかったこと、全体像を。それが二つ目。三つ目としては、そのもとにあるであろう学校教育予算が不足しているから、PTAに頼んだり、あるいは事後報告で総会に報告されたり、そんな実態があると聞いています。

僕が知っているだけでも少し、現役ではないですけども、こんな話も聞きました。ある学校では給食費の未納金をPTA会費から流用して充てていた事実があるという話ね。だからかなり根深い話かなということを感じますし、長年の問題だと思っています。そんな認識はないですか。むしろアンタッチャブルな世界で、ある意味暗黙の了解のようなところがあって、だけれども教育委員会は手をつけなかった、全体を把握しようとしなかった、把握すると問題だからね。そうじゃないんですか。

石黒学校教育課長

その把握してなかった、豊田委員の指摘の内容なんですけれども、一つはPTAという、いわゆる任意団体の会計であるという点があります。ただ、その結果を学校として受けとって、学校教育活動に使っているとすれば、当然これは公費で賄うべきかどうかという検討が必要になると思いますので、その辺については考え方を整理していきたいと、改めて申し上げたいと思います。

豊田政典委員

もう一つお聞きするのは、後援会という団体がPTAとは別に設置されている学校があ

るということを一一般質問でもされていましたが、それは入っていないですよ、これ。今回。

石黒学校教育課長

それについては入ってございません。

豊田政典委員

つまり、PTAでは今回調べてもらったやつがほぼ全てだと思いますが、それ以外にも後援会という組織を持って寄附をしたり、あるいはそこから公費でやるべきものをやっている場合もあるということ、それから、これ全部の学校のPTA会長が全て提供してもらったんですか。それとも出ていないところもあるんですか。

石黒学校教育課長

これは全てではございません。

豊田政典委員

数を教えてください。

石黒学校教育課長

小学校が23校で、中学校12校です。

豊田政典委員

先ほど施設修繕とかいう言葉で説明されたのは、もう氷山の一角だと思って、かなりの事例があると思うんですよ。だから、今回の調査も議会のせいにしてくれたんもいいけれども、議会が言うから公開してくれというふうにされたそうですが、そうじゃなくて、教育委員会みずからが問題意識を持って、これは不適正だという意識を持って調べなきゃいけないと思うんです、本来はね。それはされていない。今までずっとされていないし、今回もそんな、議会がうるさいから出してくれ、みたいな言い方だったということを聞いていますが、そうじゃなくて不適正なわけですよ。例えば修繕費があればね。それは教育委員会が把握しなきゃいけないし、学校が悪いみたいなことを言われますけれどもそうじゃ

ないでしょう。その根本にあると私が思うのは、やっぱり学校教育費の不足です。このことを改善しなきゃいけない。

金曜日にも言いましたが、紹介しましたけれども、紹介って資料にあるんですが、学校施設に3分の1の小学生が不満とっていて、8割の中学生か、中学生は不満だと思っている。つまり、だからこそほかの、別の第2の財布に手を出そう、手を出すというのは変ですけども、頼ろうとするわけですよ。そんな学校の実態がある。教育予算が足りないからかなと僕は思っていますけれども。いずれにしろ、附帯決議なり、何らかの形で、皆さん意見を聞きたいんですけども、委員の皆さんの。全体会に上げるべきかなと思いました。

とりあえず終わります。

樋口博己委員長

それでは1時間程度たっておりますので、20分まで休憩をしたいと思います。

11:12 休憩

11:23 再開

樋口博己委員長

それでは時間となりましたので、再開をさせていただきたいと思います。

先ほど豊田委員の発言の中で、PTA会費のことで附帯決議、または全体会という発言がございましたけれども、一つ確認、整理したいと思うんですが、このPTA会費に関しましては、あくまでも任意団体の会計報告になっておりますので、できればこの23年度の会計と切り離して、来年度予算への議論であるとか、または協議会という形で、別のステージで議論をさせていただければなと私は考えておるんですけども、この件、どうでしょうか。

小川政人委員

今問題にしとるのは、PTA会費がどう使われとるかということの問題にしとるのではないんですよ。PTA会費はPTA、それこそ任意の団体でPTAが使うわけだけれども、

そうじゃなくて、当然市立の小学校、中学校が市費で賄うべきものをPTAにおねだりをしており、おねだりという言葉は悪いけれども、どうやって幾らおねだりをしとるのかというのは問題にしとるわけであって、別段PTA会費をどう使っとる、使い方が悪いとかいう話じゃなくて、本来公費で賄わなければならないものを不足をして、そしてそれをほかの団体に求めとることを問題にしとるわけで、そこを。だから決してPTAを問題にしとるわけではなくて、学校費がどうして市費で賄われずに、よそからもらってこなくてはならないのかということの問題。PTAからの卒業寄附なんて、PTAが独自に卒業生に出すものやから、これは公費で賄われるものとは思っていない。

教育長は、物でもらったんやから歳入ではないと言うけれども、物でもらったって金額は、金銭的に換算をすれば、当然これ金額が出てきとるわけやから、本来なら歳入からきちっと出すべきものであって、それが常態化しとるわけや、これ。23年度やって、24年度もこういうようにいろいろ、もう24年度でも既にということね。これも多分僕らが昔PTAの役員しとったときからずっと変わってないんやわな。問題は教育費がずんずん、昔から比べると予算に対する割合低くなって、教育費も減ってきておる中で、じゃ十分足りとって減ってきたんかということ、まだよその団体にこういう寄附とか、おねだりをして物品購入してもらったりしとる中で、教育費が予算が減ってきてとることが問題であって、そこを言っているよね。だから、十分な教育費を持っておれば、当然こんな寄附をしてもらうとか、PTAの財布を当てにする必要はなかったんだけど、それももう今、当たり前やと思っとらへん。教育委員会も、こんなんずっと行われとるんやね。それで、それは教育委員会、または市としても、こんなん当たり前やと思っとたらあかんで、ここを改善をしてやらないかんから問題にしとるわけで、あくまでよその財布を当てにせんと、自前で学校運営をやっていく、小学校費も中学校費もきちっと出してやっていくということの問題にしとるわけで、そこは予算やと思うとるんですよ。

樋口博己委員長

予算ですよ。決算ではなく予算だと思います。

小川政人委員

その予算だけでも、前の決算がそういう予算を、金を持ってきとるわけですよ。足りない部分をね。だから、決算においてはっきりと予算、その年に予算で賄わなあかなんだ

のに賄ってなくて、金を使っということを問題にしとるわけ。

樋口博己委員長

その辺に関しては委員長報告でもしっかりと盛り込ませていただかなければならないと思っておりますので、これは来年度の、25年度の予算編成へ向けての決算からのしっかりとした意見として申し述べていきたいと思っております。

小川政人委員

だからそれは委員会全体の考え方で、全体会議に送りたいという意見の人もおれば、それはまた別の決をとればいいわけで。決してこの決算が、これだけよそから金を持ってきてやっというところはいいことではないと思うもんで。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。少し委員の皆さんにご相談申し上げたいんですが、この常任委員会の日程が、当初はきょうまでが当初の日程で、あした予備日を使わせていただくということで確認をさせていただいております。あと教育委員会、まだ決算審査が続いておりますが、あと福祉部、健康部が残っておりますして、現時点としてはあすまでに終わらなければならないという日程になっておりますけれども、この辺に関してはあす遅くまでやっても、審議はしっかりとしていこうという、させていただきたいと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、きょうは何時までさせていただいてもよろしいですか。

小川政人委員

いけるところまでやったら。

樋口博己委員長

じゃ、まずはきょうは6時をめぐりに審議を進めさせていただいて、またご相談させていただきたいと思います。

それでは質疑を再開させていただきたいと思います。

豊田政典委員

総額をお願いしたので、計算してあったら教えてください。

石黒学校教育課長

寄附の総額ですが、627万3212円です。

豊田政典委員

収入は。

石黒学校教育課長

そちらのほう、申しわけありません。ちょっと計算しかけたんですが、そこまでできませんでしたので。

豊田政典委員

もう1個。それで12ページのほうは、あくまでもPTA資料を集計しただけだという話でしたが、その可能性があるというところで、実際どうだったのかというところの調査は継続していると。すべきだと思いますけれども、そう思っているんですか。

石黒学校教育課長

はい。継続して調査は考えていきたいと思っています。

豊田政典委員

じゃ、それはまたここへ報告いただけたらと思いますが、少なくとも附帯決議やと思っていますから、その決着をつけてほしいなと思います。

樋口博己委員長

ほかに質疑は。

中森慎二委員

資料をお出しいただいた14ページの青少年問題協議会のことですが、3年間の内容等をお書きいただいて、例えば14、15ページでいうと、これは青少年問題協議会以外に、青少年に関する会議体はこんなにあるんですよと。だから回数は年1回でやむを得ないんですがという、言いわけの資料なのかな、これは。ちょっと書いている意味がよくわからないんだけど、ここに。

伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤でございます。ご質問いただきました後、青問協以外に青少年の健全育成や問題に関することを関係している会議について、このように並べさせていただいたんですが、決してこれでやっているから青問協1回でということではなくて、それぞれ行っている会議に青問協の構成委員、あるいは私どもの青少年育成指導室のほうから出席をして、それぞれの目的に応じた会議をしておりますので、こちらの会議の議論、あるいは教育委員会から報告する情報などをもっと今後綿密に拾い上げまして、必要に応じて、また青問協の開催のほうでご報告をして、それで総合的な政策についての審議に当たるということを申し上げたくて、資料のほうを書かせていただきました。

中森慎二委員

この青少年問題協議会は法に基づいて設置をされていて、そのメンバーもその法律の中に規定をされているわけで、その所掌事務も法律第2条で明確に言われているんですね。私が言いたいのは、この目的、所掌事務で青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査、審議すること。調査、審議すること。また二つ目は青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることというふうに、大きく二つ所掌事務も明確にされているんだけど、年に1回の開催で、この所掌、法律で定められているんですよ。所掌事務を実行できているのかどうかと。ここのことを言いたいんですよ。

議事録僕全部読みこむ時間がないので、そこまでいうつもりはないんだけど、年によっては22年度は2回開けましたということなんだけど、通例年に1回ぐらいしか開

催されていない、この青少年問題協議会が、法律の所掌事務を全うしているというふうな理解をしていいんですかね。まずそこを聞きたいんです。

伊藤社会教育課長

通常でしたらば1回の中で十分な、全員の出席をいただいて、かなり十分な時間をとれば所掌事務のほうに向かっていくことはできるんですけども、特に今年度は1回開催したときにいじめ問題についてということも入れて二つのテーマで行いましたので、議事録をごらんいただいて歴然としているんですけども、時間切れといいますか、全員の方にご議論いただけなくて、本当に1回では少ないような、今年度につきましては会議の目的を全うできなかった状況でございます。

中森慎二委員

この議事録、事項書を見ていっても、時間が1時間半、多くても2時間ですよ。しかも年に1回という部分からいくと、法が言っている事項に対して十分対応できるとは、ちょっと私は思えないんですよ。24年度の会議に出席していないので、無責任なことを言うつもりは全くないんですけども。そういうことをもし受けとめてみえるのであれば、この開催回数なり時間というもの、あるいは前回私が提案したような、全体のメンバーで議論するのが難しいということであれば、分科会的なものも設置をして、より実行性のある青少年問題協議会にしていくというような考え方がお持ちなのかどうか。今までやってもらっていることが無駄だと、僕言うつもりは全くありませんよ。ただ、その回数、時間から見て、余りにも少な過ぎるのではないかと。そういうことについて、もしお考えならば、それを改善するための方策としてですよ、何かこう考えられる必要があるのではないかと、いうことを申し上げたいと思っているんですが、いかがですかね。

伊藤社会教育課長

実は1回にいたしましたのは、23人の全員の方になるべく出席をしていただいて、2時間ほどかけてというような、1回ですのでぜひご出席ということで、23年度から始めたんですけども、大変いじめ問題とか、今青少年の問題行動、あるいはいろいろな改善の取り組みというのに、また一段と議論が必要、青問協の役割も大事になってきているという、特にことし、状況ですので、14ページ、15ページに書かせていただいた関係の

会議の中身をまず十分青少年室のほうで把握をし、総合的に考えて、今年度専門委員会、あるいは幹事会の必要があれば速やかに開催をしたいと思いますし、全体会を次、なるべく早く開催すべきかどうかのほうも十分検討したいと思います。

中森愼二委員

ちょっとそれではもう、石川さんもメンバーに加わってみえたので、言いたいとか言っているのですが、そう言ってもらえばいいと思うんですが、ここに書かれている14、15のいろいろな会議体があるんだけれども、ここの会議体と、じゃどう連携をしているのかということも僕らには見えないんですよ。せっかくこういった、中央補導員協議会、あるいは青少年育成市民会議とか、いろいろなところで協議されているところの問題点を本当に的確に吸い上げて、この青少年問題協議会に生かされているのかどうかと、こういう仕組みも我々わからない。だからそこら辺のところも含めて、やっぱり足りないところがあるんなら改善すべきだと思うし、開催回数のことも含めて改善をしていただきたいと思うんですが、この辺の教育長のお考えをもう一度改めて確認したいんです。

田代教育長

今、中森委員のほうからご指摘いただいた点、これ私も当然この中に入っておりますし、これをもっと、分科会というのも一つの方策ですけれども、関係のいろいろな、ここに14ページ、15ページ、挙げてあるところとのリンクがきちっとどこまでされているのかということも、改めてこれは私自身もここに課題があるというふうに思っておりますので、改めてこれきちっと整理させていただきたいと思いますし、開催回数、あるいはテーマによって分科会とかケース検討会議、これも必要な場面があるかと思っておりますので、改めてきちっと整理させていただきますので、よろしくお願いします。

石川勝彦委員

実は22年も、ことしも、私この青少年問題協議会に参加させていただいておりますし、過去教民委員のときは大体ここへ所属させていただいておるんですが、ずっと感じておるのは、進め方に大きな問題があります。ただ平然とやっているだけで、ただ時間を費やしているだけで、しかもその時間は短いということで、例えば中学校の先生、代表、あるいは小学校の先生、幼稚園の先生、あるいは民生委員、あるいは自治会の代表等の発言を聞

いて、それだけで終わっているという状態で、いろいろな問題があるにもかかわらず、改善しなければならぬのに、そういったやりとり、具体的なやりとりが全くありません。だから形骸化しとると一言に尽きると思います。だから、本来ならば、やはり始めたらその裏をやり、そして最後のまとめをやるというぐらいの方向で、その1年の締めくくりとして、次の年に向けてしっかりと、このことだけは改善していかなくちゃならない、みんなが青少年問題を取り組んでいかなくちゃならないということを、いろいろな協議会、いろいろな委員会と連動しながら、連携し合いながら、協議会の位置づけをしっかりとさせて、方向性をしっかりと見出す、そういう協議会でなければならぬけれども、全くそれはありません。ただ、ぱっとやって開きっぱなしで、まさに形骸化の代表的な会議じゃないかなというふうな印象を覚えながら参加させていただいておりますが、砂をかんだような思いで1時間半か2時間ある。これつらいんですね。多くの方もほとんどそういう形で、これで終わりという形で、今年度もこの1回だけというようなことでしたけれども、それはないよと私は思います。あと二、三回はやるべきだと思います。

以上。

樋口博己委員長

どなたか。教育長、お考えは。

田代教育長

本年度も石川委員さんには青問協入っていただいて、確かに意見を言ってもらって、その出た意見をさらにもう一歩二歩踏み込んで、課題があればそれをもう少し議論するというのは当然ありますし、その意味での分科会とか、あるいはケース検討会議とか、そういったこと、あるいは実際に、例えば今年度、このいじめの関係もこのテーマについても、あえてこれを取り上げるのが当然やというふうな、私自身がこれをずっと指示したということもありますので、まだまだこれについては、今石川委員さん、あるいは中森委員さん言われたように、どうやってやっていったらいいのかというのを改めて再整理させていただきますので、よろしくをお願いします。

樋口博己委員長

よろしいですか。この資料に関してはよろしいでしょうか。

小川政人委員

プール運営の委託契約書なんですけれども、プール開放の利用率というか、各学校、夏休みに何回ぐらい開いて、生徒の利用率というのはどんなにか、わかっとる。大体わかる。

栗田教育総務課長

利用率というところが、ちょっと表が今手元がないんですけれども、回数としては、平成24年度につきましては学校全体で40校小学校ありますけれども、やっていない学校が5校ございますので、35校実施校なんですけど、平均8.5回、この期間中にやっております。利用率はちょっと、こちらのほうには、今手元は資料はございません。済みません。

小川政人委員

それで、この学校プール運営委託というものが、学校ではやっていけやんのかな。PTAに運営してもらわなあかんのかなというのはようわからないんですよ、はっきり言ってね。学校の先生は多分プールの授業もやられるし、それから水泳指導の類いの特別講習なんかありますやんか。ようテレビでそんな、水泳指導のための講習なんか学校の先生が受けとるといふのはあると思うので、そういう中身でいくと、なぜ学校で学校自体がプールの開放をやらんのかなと思っています。利用数が全然ないんやったらいいけれども、わざわざPTAに任すという、委託せんならんのかなと思う。その点どう考えとんかな。

栗田教育総務課長

夏休み中のPTAの方をお願いしてのプールなんですけど、発足当時、48年当時から、これはPTAさんとともに、学校との連携して行っていく授業ということで、そういう位置づけで始めさせていただいておりまして、今も教職員ももちろん協力、PTAと教職員のほうでお互いによく連携をとり合って、役割分担をしてやらせていただいているという状況でございますが、学校が全て引き受けて、PTAに全く頼らずに学校側だけでやるというのは、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

小川政人委員

なぜ難しいんやろうなという。学校は、ちょっとようわからんのやけど、学校の先生は

夏休み中は出勤、出校してこなくもいい、休みなのか、それとも休みではないのか、その辺はどうなんですかね。

石黒学校教育課長

特に休みとか、そういうことではありません。

小川政人委員

そうすると、児童は夏休みであっても、先生方は出勤、ふだんどおりの出勤、勤務状態ということでいいんですかね。

石黒学校教育課長

勤務状態という言われ方になると、そういうことになる、普通どおりになるんですけども、ご存じかと思いますが、当然教育センター、教育支援課のほうで研修をしております、主にそういったところに出かける教員というか、機会が多くなっている、県教委の主催の研修会もあると。そういうことでございます。

小川政人委員

だから確かに先生方の研修も、夏休み授業のないときにやる必要もあるんだけど、そういう時間帯もあるとすると、しょっちゅう教育研修をしとるわけじゃないと思うんやわ。支援課長、1人の先生で夏休み中に何日研修をやとるんやな。

武内教育支援課長

済みません。今ちょっと手元に資料ございませんので、すぐわかると思いますので、また後でお答えさせていただきます。

小川政人委員

それは先生別々個々に、例えば小学校の場合やと個々にか、それとも全員まとめてというのか、どっちなんやろう。

武内教育支援課長

研修の参加体制はさまざまございまして、担当者が全員来てもらう研修もございまして、自由に参加、また、私どもで今やっていますように、若手というふうに限定すると、その若手の先生方は全て来てもらうと。それは参加人数はさまざまございまして。

小川政人委員

だからさまざまということで行くと、結構時間はあると思うんやわ。一つの学校に何人先生が見えるのか、それから講師の人たちも。講師は金払わんならんであかんか。結構な先生たちが見えるとすると、プールぐらいやろうと思ったら、時間限定したら学校の先生だけで、主に先生でやっていけるのかなと。あと、反対に主体を、応援をPTAに頼むというぐらいいいんやろうけれども、この契約書で行くと、主体はPTAがやらんならんなわけですよ。そこが問題かなというのと、現実にやってない学校があるので、やってないのはどんな理由やろうという部分があるんやろうけれども、多分いろいろ、契約書を見とって難しいこと書いてあるもんで、監視員のどういうふうにするとかね。そういう部分で行くと、これこそAEDとか何かやるという部分で行くと、あくまで学校の先生のほうがよく知っているわけや。こんなんは学校で習って。これプールにあるわけじゃないし、校舎の側にAEDというのがあるんやろうと思うと、この辺の運営体制を1回きちっと見直してやらんとあかんのかなと思っておるんやけど。

プールというのは学校の施設で、市の予算でつくったものやから、それを夏休みに子供たちのために有効に利用するということが一番大事なんだけど、だんだんこれ、面倒くさくなって、お互い責任問題もあるやろうし、したくないようにいくわな。先生もそうやろうし、PTAだってそうなんやけれども、したくない側にどうしても行ってしまうもんで、子供のことはそっちのけで、そういうふうになっていく可能性があるで、そこをきちっと一遍見直しをかけんとあかんのと違うかな。48年ぐらいというあれなんだけれども、48年からずっと続いとって、僕がPTAの会長をやったとき、平成元年から2年ぐらいまで、3年ぐらいPTA会長しとるときに1回問題なって、教育委員会とPTAと話し合っで、もうやめようかという話があったときがあるんだけど、双方やめてもいいみたいな話やったけれども、父兄、PTAとかにアンケートをとって、やめるほうが多かったんだけど、それって子供のことは、子供からアンケートをとったんかという話をしたら、いや、そうではない、PTAだけですという話やった。だから、主に子供にどうやって水泳指導をしていくかというのと、せっかくある有効な施設をね。市営プールだけで賄われ

て、ほとんど子供が学校のプールは活用していないというのなら別だけれども、そうじゃなかったら、やっぱり先生方が主になってやっていって、補助でPTAが来てもらうというぐらいにせんと、なかなかこれ、6人も監視員を置いてという、難しい話かなと思うんやわ。特に共働きの多い時代になってきてね。女性の人に来て、AEDとか、それから水泳に強くない人もおるやろうで、とっさにプールに飛び込むとかいう部分でいくと、基礎的な知識があるのは学校の先生やし、それからAEDについても、そういう知識は学校の先生が持つとるんやからね。そこは一遍見直さんと、施設の有効利用という部分でいっても、見直しをかけていくときかなと思っていますので、その辺をきちっとやっていってもらいたいなという思い、余りしつこく言うとかかんで、その辺見直す余地はずっとあるので、もともと考えるべきものが、子供という生徒を主体にして学校のプールを考えていかんとあかんかなと。

それに付随して言わせてもらおうと、もう一つは、早寝早起き朝ご飯という標語、教育委員会がつくってますやんか。そういう中で、じゃラジオ体操をどうしとるのかというと、ラジオ体操も僕らの子供のころから比べると、物すごく日数が少なくなってきて、下手すると7月いっぱい終わってしもうとると違うかなと思うんやけど、そこも一つの問題で、昔は僕らの、富洲原でいったら一つの町内同士で生徒が20人くらいおったもんで、一つの各町内でラジオ体操をやって、朝からやかましいという近所の苦情もあって、場所もなかなか設定するのが難しい問題があったんだけど、今はもう子供の数はぐっと減ってきておって、例えば富洲原でいったら3カ所か4カ所ぐらいでまとめてしたら、各町内でやらなくてもいいし、世話する人もそんなに要らないしという部分があって、それから健康、お年寄りの健康という部分でいくと、老人会が主催でラジオ体操をやっているところもあるわけやわ。そういうのを一緒に活用して、地域を巻き込んで健康というこの一つのキーワードが、お年寄りの健康を守るというキーワードもあるし、あんたところが早寝早起き朝ご飯と言っとるんやから、言っとったらやればええやん。そういうこともやらんと、これはラジオ体操は学校の先生に出てくれと言わへんに。あくまでPTAと地域の人たちを巻き込んで、それはその自分の地域に学校の先生がおれば、それはまた率先して出てもらわなあかんけれども。そういう部分のこのあれが、子供に何をさす、言葉だけは先に出て、そこら辺ちょっと、もっと子供のこと考えるんやったら、それが、早寝早起き子供にとっていいことであれば、それはやらさんと、またこれ、多分親の都合やPTAの都合で振り回されてかなわんわとか、毎度毎度当たったら、担当になる人が大変やけど、

大きく昔みたいに小さい箇所で行っていく必要はさらさらないもので、大きな各自治会の、町内単位で行う必要はさらさらないもので、そこはまた手間も省けると思うもので、それから今やっとする老人会とか、そういったところと一緒にやっていくということでいけばね。その問題も、せっかく40日あるのに、全部出よとは言わへんねん。それぞれ家庭の都合があるんだけど、少なくとも夏休みうちはラジオ体操はやると。原則やるというぐらいのことでやっていかんと、7月いっぱい、もう夏休みのラジオ体操終わったというようなことのないように、これもひとつ、プールとあわせて、やっぱり子供をどうするかということもきちっと、親の都合とか、学校の先生の都合とかという部分で考えやんと、一遍見直しをしてほしいなと思います。

樋口博己委員長

武内課長、先ほどの数字出ましたか。

武内教育支援課長

済みません。県の研修については把握しておりません。小中合わせて、23年度につきましては1人頭約6回、これ平均です。うちの研修講座については約6回強参加というようになっていると思います。

樋口博己委員長

よろしいですか。

小川政人委員

県のと合わせて10日ぐらいですから、結構プールをできる時間はあるわけやから、その辺はきちっと考えて、今までのなれで労働条件、先生方の労働条件が厳しくなるということなんかもわからんけれども、もう一度その辺、夏休みの意義を考えて、当然休みでないのならそういう水泳指導とか、そういう学校の施設の有効利用ということも考えてやってもらいたいなと思います。

樋口博己委員長

それではこの資料に関する質疑は、この程度で終結をさせていただきたいと思います。

12時になりましたので、昼から1時から再開をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様には審査の進行をご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1時再開でよろしくお願ひします。

11:59 休憩

13:03 再開

樋口博己委員長

そうしましたら、定刻になりましたので、午前中に引き続きまして教育委員会の決算の審査を再開をさせていただきたいと思ひます。

それでは昨日、金曜日から決算審査入らせていただいて、午前中は資料請求いただいた中からも質疑をいただいたところですが、質疑のほうはかなり出て、出尽くされたのかなというふうに思っておりますが、できれば採決をお諮りしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

豊田政典委員

金曜日に補助金・負担金見直しの発言をしまして、全体会にという提案をして意見もいただいたので、週末にちょっと、もっと具体的なものをということだったのでまとめてみました。委員長よかったですら配っていただきたいんですけれども。

樋口博己委員長

これですね。どうぞ。

豊田政典委員

ありがとうございます。じゃ、ちょっと説明させていただきますが、これはこの決算関連資料ということでA3で配られたやつと、教育民生で配られた、この要綱等というやつを見て、僕なりに調べてみたんですけれども、ざっとポイントだけ説明します。

今の見直しの基準になっているのは四日市補助金等交付基準というのがもとになって14項目、もう随分前からやっています。が、その下ですね。特に今回、要綱等で確認ができ

る内容、4、6、9、10、11、この5項目について、全ての教育委員会所管の補助金を見たところ、例えば学校給食協会が4と9と11が、いまだにクリアされていないという意味です。そういうことになっていて、アスタリスクのところも僕なりに疑問があると。一番下のアスタリスクですけれども、全ての補助金に何らかの問題がありというふうに思っています。

財政経営部が整理した、このA3のやつよりも悪いというのが、ここに書かれていないけれども問題ありではないかと、私なりの見方ではそんな項目もある。健康部も似たりよったり、たくさんの補助金に問題があると思えます。その裏面見てほしいんですけども、大きく三つに分けてありますが、まず交付基準について、全補助金統一で見直し基準、交付基準が定められているけれども、さっきの表面のタイトルの、名前の左に黒い四角がついているやつは、これは個人に出すやつなんです。個人に出すやつなもので、事業費補助では当然ないし、補助率というのもそぐわないのかなとか、10番、11番についても、ちょっと基準を変えやなあかんの違うかなという、僕の感想です。

その次、記念行事事業や建設費補助というのも中にはありますが、10番、11番、5万円以下とか、終わりの終期を設定しているというのもちょっとそぐわないかなというふうに思う。

それから11番、終期設定というのは、大半の要綱には定められてきていますけれども、もとの交付基準に検討、精査の上継続可能とありますから、ずっと続いているやつもあると。終期が25年3月31日とされていても、毎年更新されているというか、実は終期なんていうのは定められていないに等しいのが実態だというのがたくさんあります。だけれども、交付基準の基本理念、つまり四日市市の補助金に対する基本的な考え方というの、それから国が何年か前に示した集中改革プランの考えもそうですが、全ての補助金は縮小、廃止の方向で検討するというのがもとの考えですから、今のままではだめだろうというのは私は考える。

二つ目の括弧、見直し手順について書いてありますが、金曜日にわかったように、教育委員会では教育総務課が全体を把握しているわけでもないし、それから財政経営部も改めて全部を精査したわけでもない。ただ単に原課が出したやつを一覧表にまとめただけだというのが現状ですが、それではだめだし、職員の中には多分見直し基準、見直ししていることに対する意識も大変低いというのが二つ目の黒マルです。

最後、見直し方法について、一つ目の黒マルが、さらに今回の要綱だけではわからない

14項目のうちの、補助金の算出根拠であるとか、繰越金、剰余金が一定以上あると出さないようにするという項目があるんですけども、これはチェックできないんで、まだあるだろうと。

ということから、一番最後ですけれども、行政に今のやり方でやってもらっていても全然進まない。改めて始めたのが平成20年度ですけれども、一向に進んでいないので、外部機関というのはいろいろあると思いますが、調査、点検というのが必要じゃないかという私の考えを書いておきました。というようなことで、教育委員会に限らないし、市全体にかかわることなので、ぜひ全体会に上げていただければというのが私の考えであります。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

小川政人委員

ごめん。採決というのは決算の採決だね。

樋口博己委員長

そうです、はい。

小川政人委員

その前にちょっと。まずその前に教育委員のあり方。5人の教育委員の委員会の会議のあり方なんだけれども、僕が思うのは、教育委員というのは、本来は教育委員会のことを全部議会なしで決めていかなあかんのかなと思っているんだけれども、そこまでのレベルに達しないというと教育委員の人から怒られるかもわからんけれども、そういうような会みたいではないんよな。普通なら、この議会でやっとなるようなことを、委員会でやっとなるようなことを5人の教育委員の人たちが協議をして、四日市の教育のあり方を決めていってもらわなあかんのだけれども、多分教育の先生を経験した人とか、いろいろみえるんやろと思うけど、一般的にそこまでのレベルには達していないのかな。会議もそういうふうになっていないし、会議の回数も少ないもんで、そこについて一遍教育委員会の委員の人たちに、やっぱりこの議会の教育民生常任委員会を聞く必要、勉強する必要があると違

うかなと。教育の問題、どんなことを市政がしとるのかというのは、やっぱり自分たちの会議も大事だけれども、それはきちっと、同じぐらいの知識を持っていかなあかんと思うけれども。必要かなと思うんだけども……。

樋口博己委員長

小川委員、マイクをお願いします。済みません。

小川政人委員

理事者側に出席というんじゃないなくても、聞く、傍聴する義務はあると思っとるんやけれども、ただ単に教育委員会がやっとなる会議だけではいかなかなと思っています。それはぜひ、教育委員の人に一遍きちっと伝えて、四日市の教育を決めていくレベルにはなっていないと思っとるもんで、これは5人で決めていかな本当はあかんと思っんやけれども、その辺あり方、教育委員のあり方というのを大事かなと思う。

それからもう一つは、デリバリー給食なんだけれども、依然として喫食率がこういう低いレベルにあって、それからまずいという話もどなたかおっしゃられた。別の方法を一つとってみる。例えば学校給食で、小学校が給食をやっている中で、それと一遍競わせてみるということも大事なかなと思う。例えばそういうところ、デリバリー給食じゃなくて、学校給食と弁当の併用にしたときに、どっちの喫食率が高くなっていくかという、やっぱり一つの方法だけで競争がないというのは、入札のときに競争はあるという話なんだけれども、食べ比べてみる制度としての競争がいろいろないとあかんのかなという部分があります。これもぜひ、何とか検討をしてほしい。

それからもうひとつは、今の保補助金のこととていくと、幼稚園の保育料がもう十何年見直されていないままになっておる。片一方で保育料がそのまま、公立の園の保育料がそのままになっておる中で、公私の格差はずんずん広がっていく。そうすると、格差を是正するためには、じゃ私立の保育園にまた補助をしていかなあかんという補助、悪循環のままになっていくんやわ。僕も孫が3人、公立の保育園に行かせてもらうとるので、値上げということもなかなか言いづらいんやけれども、やっぱり適正な料金というのを、確かに教育委員会は義務教育の学校を抱えて無料というのが基本なのかもわからないけれども、保育料については、きちっと見直していかなあかんのかなと思っとる中で、公立の幼稚園に通っとる人たちでも、結構ほかに塾に行かせたり、もう幼稚園からいろいろなところへ行

かせている余裕もあるということていくと、そこはちょっと、そろそろ見直していかなあかんのと違ふのかなと思うのと、それらか幼保の一体化という問題が出てきて、こども部も来年つくられるんだけれども、そのときに保育園と幼稚園の保育料の格差というか、片一方は保育に欠けるでという部分はあるんだけれども、仕事にいつてみえるという、共働きで仕事にいつてみえるという部分があるんだが、大きな格差があるわけよな。確かに負担は少ないほど父兄は喜ばれると思うんやけれども、そこは適正に見直していく必要があるのと違ふか。これはやっぱり行政は怠ってきたのと違ふかなと思う。ええ格好ばかりしとってもあかへんもんで、そこは要るべきものは要るという、今の1人当たり月額5万五、六千円市費がいつとる中で、6900円の保育料の負担が適正なのか適正でないのかということてきちつとやっていかんとあかん。怠ってきたのかなという思いはあると、その辺のことてきちつと考てほしいなという思い。それせんと、また片一方で格差是正の補助金を上げていかんならんという思いもあるもんで、その辺きちつと。私立に行くのが単なるステータスというだけで行つとるわけじゃないもんで、公立だけで全部賄えないという現状があることは、もう間違いないわけですから、その辺のことて、全体的な公平性を考てみると、ちょっと一考する余地があるのかなというふうな思い。

以上、決算に向けて意見表明です。

樋口博己委員長

意見として、はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

日置記平委員

決算にかかわることだから少し心配な点もあるんですが、同和対策事業の関係で、実は神前地区の特定地区に自己実現・自学自習支援事業のところてです。いろいろと進めていたでいるようてありますが、この議会中にも中村委員のほうから、公平性というところて質問がありましたけれども、部分的にはその公平性に欠くところが、この事業にあつたというところて、この辺のところについての公平性を促すということについての意見を尋ねたいんてすけれども、それともう一つは、今実施された、この自己実現・自学自習事業のところて、一地区に偏るといふ言い方ではありませんけれども、集中して、そしている進められているんてすけれども、その地区に対する、実は全体の公平性、地元て全て

に説明があったかどうかということについては、説明がなかったという判断もあるように聞いていますので、この辺のところ、今後のこともありますので、少しお尋ねをしたいということでもあります。

伊藤人権・同和教育課長

人権・同和教育課、伊藤でございます。まず公平性、地区に限定ということでの公平性ですけれども、確かに昨年度協議会を提示しまして、見直しをしてきたということで、まず、この地区の課題、特に低学力傾向、粘り強さの課題と、こういったことを解決するために、まず同和行政推進審議会からこういう答申であり、また意見、まとめられているところを何とかするという、この一つの核は何とかしていきたいというのが現実として大きな視点にあります。ただし、教育民生の中でも、話以前もありましたように、これを一つの地区だけに限定するのではなくて、周辺地区に広げていくという、この方向性は進めていきたいということで、そういう方向性は話しもしながらやってきておるわけですが、現実まだそういったところで、まずは小さい単位から初めて、それを確実にしていきながら、外へどんどん広げていくというふうな方向を確認はしておりますけれども、まだそれが始まったばかりというところで、まだ全体へのということが現実あるということも正直なところ、段階としてはそんなところがあります。

それからもう1点の、いわゆる自己実現の事業が、やはり今言いましたように、今後、いわゆる家庭教育の支援という形で補っていかなきゃならないのが、こういう教育的課題のある地区だけではなくて、やはり補助を受けている、いわゆる生活保護を受けている家庭も含めて、そういったところにも視野を広げてやっていく必要が出てくるであろうということで、今いろいろな意味での研究を進めているところでして、そういうふうな今後の施策展開というものも当然視野に入れながら、やっているところでございます。そういうふうな方向を何とかしながら、教育的な、いわゆる中学校から高校へ行く段階、特にそのあたりですけれども、何とか保障できていくような施策、また、そういうふうな取り組みにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

日置記平委員

これ地元の説明が足らなかったという部分も聞いているんですが、その地元の説明とい

うエリアが、例えば学童の父兄、保護者会とか、学校の先生というのは当事者ですのでそれですが、通常地元というと、社協とか、それから自治会とか、地元の議員だとか、そういった類いの分野においての説明不足という点はどんなもんですか。

伊藤人権・同和教育課長

今、日置委員指摘されましたように、7月から協議会、そしてこの事業への委託を進めていこうという段階で、いろいろな調整をしてくる中で、私どものほうも、いわゆる協議会の中での協議、それからもう一つはその周知、いわゆる保護者への周知といったものをぜひ進めてほしいということで話はしてきております。ただし、その辺の調整もやはりうまく、きちっとできていないところもあって、地元への説明が、やはりまだ不足しているというふうな認識でおります。この点は、やはりたよりであり、また実際の働きかけであり、こういったことをぜひ進めていくように、今後も働きかけていく必要があるというふうに、そういう認識でおります。

日置記平委員

この対策事業については非常に歴史的な背景もあって、それと担当される先生方にもいろいろと紆余曲折があったことは事実でありまして、ですからこの辺のところの調和ですね。これからもこれで終わるわけではありませぬので、その調和の問題のところについてはしっかり、勇み足のないように十分配慮をしていただいて、これからも正しい方向で進めていただきますことをお願いしておきます。

伊藤人権・同和教育課長

ありがとうございます。今おっしゃったことは本当に進めていかなきゃならない方向性と考えておりますし、この事業につきましても今年度初めてですけれども、この方向性、先ほど言いましたことを含めてきちっと確認しながら、また地域ときちっと協議も進めながら、地元がやはりこの事業を進めていくことでよかったと。それからまた全市的にそういうことがカバーできていくという方向も含めて、進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

日置記平委員

少し角度が変わりますが、中学給食について、いろいろ今話題になっているところです。それぞれ当事者も正しい方向に行くための努力をしっかりとなさっておられますし、当局のほうも頑張っているんですが、焦点はその請け負ってくださった事業所は、当初やっぱり受注するための入札の参加で、この喫食率が70%を超えるという算定のもとに原価計算をして、そして入札に参加したと。ところが今、それが20%というところになると、これは採算割れという。それは70で計算しておいて20という実績が出てしまった。これで果たしてその事業所は採算とれているのかどうかですね。だから云々ではなくて、そういうこともあることを想定しながら企業は参加しなければいけないかもしれませんが、でも70と20って、余りにも差が大き過ぎるということは、実は大きな問題でもあるわけです。

じゃこれをどうしていくかということになるんですが、例えば損益分岐点が50なら何とかして採算がとれていける、それから超えた部分は利益だと。知らないですよ。そんなふうなことが想像するならば、20になったら損益分岐点が50とすれば30も赤字になってきて、これから続けられるのかどうか。この、今受けてもらっている企業だけじゃなくて、どの企業がそこに参加しても、恐らく無理ではないかと。そうするとこの事業は一体何だったんだということにもなりますが、あえてその中から、給食材料は何か東北の震災地の安い野菜を購入しとるのではないかとか、あるいは中国の野菜って今はもう安くなっていないですけども、中国の消費が、非常に食文化が上がっていますので何ですが、例えばアジアのほうからの野菜を導入しないと、コストの、この20を吸収することができない、これは企業にとってそうかもしれません。しかし、地元の安心・安全な食材をということのキャッチフレーズからいったら、これは崩れていくわけでありまして、そういったところでこの実態、実態です。この中学教室の実態について、これはどう受けとめておられるのか、少しお聞きしたいなと思っています。

石黒学校教育課長

本年度4月からこの事業、中学校22校で始まりまして、それまでもたくさんの指摘を受けてきました。それについて、さまざまな点について改善をしてきたということはあります。ただ今後、しっかりとそれ以外の点についても改善をしていきたいと。例えば味の点につきましても、現在各中学校の試食、検食の結果、よかった、悪かったというようなことで、いわゆる点数化して業者のほうにも伝えていきます。そして、例えば当日注文したい

というようなこともありまして、それにつきましても完全に当日注文というわけではないんですけれども、予備食を使って注文ができるような方式をつくったりということで考えております。また、ご飯の量についても、実際にもう少し量について変動できないかということで、モデル校をつくりまして、実際やってみました。

そのような努力を幾つかしてまいりまして、今後もやっぱりやっていきたいというふうに思っています。そして、小学校のほうで、今のところ一斉に喫食する日をつくって、デリバリー給食、いわゆる中学校でも給食がなされているということを小学校にしっかり知らせていくということで取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

日置記平委員

現実には考えている問題、一つはですよ。あっ、二つある、テーマは。子供たちが魅力を感じて、それでお願い、頼むということができているかどうか。できていない。ならばどうするかといったら、今改善の努力をしていますということですね。もう一つは企業の努力です。企業はやっぱり採算が合ってこそ初めて、このデリバリー給食の中に参加してきてくれるわけですから、これうまくいかないと、悪くいくと誰ももう参加してくれないかもしれないという憂き目になる可能性だってあると思うんですね。すると、実際それをコントロールしているあなた方の、その責任の度合いというのはどうなんだろうというところにいきます。だから、実際スタートしてきょう現在、しっかりと認識しておく必要があるのは、一体何%なのかですね。これすごく大事なことですよ。味が悪いで100人いて20人しか頼んでいないと。そんなことになると、実際事業として生きてこないもんね。

事業というのは共存共栄ですから、提供する側のほうも喜び、そして受ける側の子供たちも喜び、そのところにあって、これ継続できるわけでありますから、それができる方向、現時点ではないと私は思うのよね。だからそのところが、市場の改善を、中身についてどんな分析をしておられるのかについては、ちょっとまだ今の説明でははかりしれない、理解ができないというところです。だから、それは子供たちの調査もしなければいけないし、提供する側の企業のほうの調査もしておかなきゃいかんですよ。いずれにしても提供してくれるのは企業ですから、企業がしっかりと市場調査して、子供たちにうける弁当は何なんやということを本当にやってくれているのかどうか、もうやる気ないんと違うと思えるような、そんな状況なので、ただ単に市場の改善を図ってやっていると言われたんだけど、具体的にどんな改善してみえるのかなということの中身の説明がないですか

ら、わかりませんが、要は子供たちの想像する給食が、何点とったら合格なんかということですか。それは物理的なものと、コストの面と、総合力で判断しなきゃいけないんですが、最近コストが優先されるかわからんのやけど、だけどコストだけ考えたら減っていく一方やし、そういったことでは、難しいと思いますよ、これ。取り組んだものの。そういう点では、再度にわたってするなら、それはもうきちっと分析したことを資料として出してくれということは私言いませんが、現場を担当するあなた方がそのところをしっかりと分析していかないと、これは解決できません。だから、ここで終わりますけれども、その二つの提供する側の事業のほうと、受ける側の子供たちと、その中間にいる学校やあなたの方のほうで、この辺の色ははっきりしておいてもらわないと、灰色になってしまいます。この弁当はゼロになります。そういうことを強くお願いしておきます。

樋口博己委員長

意見としてよろしいですか。

日置記平委員

それは意見は、子供たちは今、喫食率何%です、子供の意向はこういう傾向です。そして父兄はこんな傾向です。供給する側の企業はこんな傾向です。よってこんな解決策が、今講じられていますということが今なかったわけだから、ないんです。ないからしてくださいと私はお願いしているんです。

以上です。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。

石川勝彦委員

先日、金曜日ちょっと一つ言い忘れたことなんですが、文化財について標榜するということ、市長も観光行政、文化行政について一層力を入れたいという意思をはっきりされておりますよね。しかし、先日も桜の石川酒造のもろもろの、酒蔵を初めとした建物が国の指定を受けた。楠町の宮の雪も指定を受けておるということでありながら、あちらのほうへ行く人、いわゆる詳しい案内がないために余り行かない。これは120ほどある、120強あ

る四日市の文化財が標榜されていないという、市民ですら知らない。もっともっと、やっぱり他県、あるいは県内の人たちに多く周知をしていくということが四日市にさせていただくという大事なことだと思うんですよね。市内の人知らないのでは、これはもう恥です。だから市民に知らせると同時に、市外、県外にも十分周知して、四日市は非常に歴史に豊かな町として、多くの文化財があちこちに点在しておるといふ、この辺のところのしっかりとした標榜をされていくような形をとっていかないと、これは一遍にはできません。やっぱり積み重ねていくことしかないと思うんですよね。毎年幾つずつやっていくというぐらいの、目標を定めてやっていくことでないと、文化行政、いつまでたってもテイクオフしない。観光行政にもつながっていかない。その辺のところをしっかりとやっていただかなくてはならんかなというふうに思うんですが、その点について、意見として申し上げますけれども、受けて立って何かコメントいただければ幸いです。

伊藤社会教育課長

はい。ご指摘をいただきました。県外、県内のというご意見で、このように申し上げてはいけませんが、例えば市広報に「文化財の扉」というのを今年度毎月掲載するなど、少しずつ文章で、学芸員がきちりと文章で文化財の中身をお知らせするというようなことや、市のホームページの更新など、市民の方からいただいた御池沼沢の写真を使わせていただいてホームページを更新するなど、本当に少しずつですが進めさせていただいたり、あるいは市の指定文化財を県や国などに格上げをしていくなどの取り組み、また、先だっても申し上げましたが、年に一つ二つ、登録文化財や指定文化財を拾い上げて挙げさせていただく、それは新聞などにもなるべく写真入りで載せていただくなど、少しずつですが取り組みのほうさせていただきたいということでやっていきたいと思っております。

石川勝彦委員

これはちょっと違う角度から言いますけれども、北大谷齋場ですね。これ大分昔の話ですが、北大谷齋場がわからない方が非常に多いですよということで忠告をしたところ、何と、そうですね、30cm直径、長さ30cm、幅10cmぐらいの看板をつけて始まったんですね。今、四日市中で一番大きいのが北大谷齋場ですね。だから、北大谷齋場の存在というのは非常に市民は周知できる、あるいは県内、県外からもよくわかりやすい状況になってきています。

だけれども、先ほどの説明でインターネットとか何とかと言いますけれども、例えば東海道歩いている人は平均年齢60歳を超えている人ばかりなんです。インターネットを見て、あるいは広報を見てというようなことであっては、本当の標榜しておるということにはならないね。やっぱり小さいものでもいいから、今言ったような北大谷斎場の看板を小さくてもいいから、それをとにかく張りつけていく、立てていくということね。中電興業さん等に協力を得ながら、多少場所は指定させていただいたり、単独で立てるということになる、足から立てなくちゃいけませんから難しいところがあります。あるいはいろいろなところに張らせていただくということも一つの方法でしょう。四日市は四日市なりの標榜の仕方をしっかり考えていきながら、筋の通った文化都市として、遅まきながら標榜して、多くの方が来ていただけるような状況になってこそ、文化都市として文化行政が層を厚くしていかなきゃならんということにつながっていくかと思うんですよね。今のままだったら、もう社会教育課の文化財係が規模を大きくすることなく、今ちまちまと小道的なことを対応するにとどまってしまって、せっかくのろしを上げているのにそれに応えていこうというところは一体どこにあるのかなって。いつまでたっても心配しておらんちゃならない、そういうことのないような方向で、文化財の保存も大事ですけども、やはり文化財を標榜していくということで、本市の文化行政を底上げしていく必要があるということは、私は以前から申し上げておりますけれども、やはりせっかくそういう形で進んでおる、また国の指定がまた新たに加わったということで、本市は層が厚くなってきたわけですよね。層が厚くなって指定されても、何にも手つかずのままに3年、5年、10年を過ぎていってしまったら、もうこれは風化してしまうんですよね。だからそういうことであっちゃいかんから。

代が変わりしていきますよ。お寺にある仏像だって、今の住職はしっかりした考え方を持っているけれども、四日市市が何にもしてくれんからどうにもならないんです。誰も、1年に数人しか来てくれないんですよと。息子さんの代になって、いやこれではあかんと。もう四日市は頼りにならんというようなことを聞かせてもらっておるような恥ずかしいことを、これはそれこそ諦めムードで、指定されておること自身に対しても、名誉なことでありながらそうでないという傾向が強いというのが四日市市全体の文化財の実態です。しっかり受けとめていただくようお願いしておきたいと思います。

以上。

樋口博己委員長

はい。ありがとうございます。そうでしたら。

小川政人委員

委員長、ごめん。もう一つだけ。

長引かすつもりはないんだけど、霞ヶ浦緑地の運動施設整備事業について、スコアボードを改修をしたんはいいんだけど、計画的に改修をしないと、例えば規格、野球場というものの規格があって、どのレベルに位置づけるのかというところで行くと、116mでは狭いわけです。120mにしなくてはならない部分があって、せっかくセンタースコアボードを改修をしても、そこがいらってないと、次改修しようとするともたいらわんならんで、その辺の計画性が、次また両翼を規格に合わせてやるのに、センターだけが規格足らずで残っていくという部分があると、この辺の計画性というのをもうちょっときちっと計画性を立てていかんと、新しい野球場をもう一つ、プロ野球の規格に合うようなものをつくろうと思ったって、できるわけではないもので、そうすると改修でやっていかんとあかるところを見ると、将来プロ野球もできるようなという部分で行くと、そこがちょっと足りないわけですから、当然直す前に、本当は一緒に改修をせよ、位置だけでも動かしかないかなかったのをそのまま放置をしてみたという改修のやり方がいいのかというと、ちょっと問題ありかなと思ってるんやけれども、その辺の検討というのは、この野球場はどうすべきかという検討なしで、ただ電光掲示板に変えたらいいというだけの検討やったのか、その辺がわからんのですよ。

小垣内スポーツ課長

電光掲示板については、かねてから十数年来の各団体のご要望で、やっと23年度にスコアボードになりました。

それと規格の話ですが、両翼、センター、一応野球規則の中で望ましいという寸法がございます。両翼については約97m、センターは122mというのが一つの望ましいという数字なんです、このプロ野球の球場を見ても、全てがこの規格をクリアしているという、甲子園と神宮球場、それから横浜球場は120mしかセンターはございません。それで、プロ野球の呼べる球場ということなんです、それは望みは規格をこの際クリアして、センターも122mということで改修できればいいんですけども、スコアボードという大きな

ものが今立ってしまっていて、120mが限界でございます。お金かければそのスコアボードもろとも動かして、122mということはできることはできると。技術的にはできると思います。それからプロ野球を呼べる球場ということになりますと、私もスコアボードを改修する前に軟野連の会長様と中日新聞へ行って、何とか最初1軍のオープン戦来てもらえないでしょうかというふうにお話行きました。そうすると、今は1軍を呼ぼうと思うと、オープン戦でも2万人以上入らなあかんのやと。公式戦になったら当然2万5000人から3万人入らなだめだということで、結局諦めて、それでは何とか2軍戦でもということで開催にこぎつけた経過があります。今、プロ野球を呼ぼうと思うと、グラウンドの規格だけではなく、観客席、それから1軍選手が入るダッグアウトとか、シャワー室とか、そういうのも非常に昔と比べて基準が高くなりまして、何とかそれは1軍呼ぶような球場をいただきたいんですけども、なかなかクリアできなくて、今の現状のままですと、何とか2軍戦でも毎年来ていただくように努力したいというところでございます。

以上です。

小川政人委員

だから、両翼を96mに改修するという計画は持つとるわけやな。そうすると、あと何が足らんかというのと、センター122m、あと6mなんだけれども、それが足りないわけですよ。そうすると、両翼だけは規格に合わせてセンターは規格外やという部分でいくと、せっかくスコアボードをいらったのだから、そのときに一緒にいらっといたら費用は別々にやるよりも安く済むと思うんやけど、そういった計画性がきちっとないと、プロ野球を呼ぶ、呼ばんにしても、またそれはそれで客席はふやす別の改修でやれるわけだけれども、規格だけをとってみても、両翼だけ規格にするという意味もないもんで、そこをきちっとやらんと計画、順次直していく、年次的に直していくにしても、その辺の計画性が足らんと、手戻りみたいになって余分に費用がかかるもんで、そこをきちっとやる、規格を。この球場は前からずっと、いつも規格足らず、足らずで、何回か失敗して直しとるので。そこのところが、きちっとあるべき姿を考えながら改修していくという部分がちょっと足らんのかなと思うもんで、その辺の、せっかく今度センターも含めてきちっとした規格に合わすようなお願いをしておきたいなと思います。

以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら採決へと移りたいと思いますが、附帯決議とかという、これもいただきましたので、どの部分についてを確認をさせていただきますか。

豊田政典委員

一つは附帯のほう、全体会。

樋口博己委員長

両方合わせて。

豊田政典委員

先ほども発言させてもらった、補助金・負担金のうちの特に補助金しかちゃんと調べていないんですけれども……。

樋口博己委員長

あっ、それは全体会でということ。

豊田政典委員

全体会に上げるべしというのが一つ。二つ目は、PTA会費の流用というところで資料をいただいて議論をしていましたが、要するに各学校が23年度1年間でどれだけの金を使ったかというところがまずスタートになって、それが記録に残ってあるやつもあれば、残ってないやつもあるかもしれない。その財源は何だろうと考えたときに、公費の部分と寄附金の部分と、それから流用の部分とあるでしょうと。その調査が中途でとまっていますが、これを踏まえて予算案ができるので。

樋口博己委員長

豊田委員、済みません。小学校費、中学校費ということになるんですかね。何費で。

豊田政典委員

全部やる。全部というのはあれですけども。

樋口博己委員長

全部、全部といたしますと。

豊田政典委員

小学校費、中学校費かな。

樋口博己委員長

じゃ、第2項小学校費と第3項の中学校費の、それに関係する部分ということによろしいんですかね。そういう諮り方でよろしいですか。

豊田政典委員

はい。そこまでちゃんと考えてなかったです。費目までは。というところ。

樋口博己委員長

はい、わかりました。

豊田政典委員

答えをつけて次年度予算に臨むべきだという提案です。

樋口博己委員長

はい、わかりました。そうしましたら、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計歳出第2款総務費、第1項総務管理費中教育委員会関係部分、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、学校施設整備に関連する部分を除いたものという表現でよろしいですか。

豊田政典委員

調査途中なのでわかりませんが、施設整備だけじゃない部分もあると思うんですよ。文化祭であるとか、体育祭であるとか。だから、施設整備だけじゃないですよ。

樋口博己委員長

どういふふうにまとめたらよろしいでしょう。

土井数馬委員

豊田委員の意見で、それぞれお話を聞いておったんだけど、とりあえずどういふふうな分け方じゃなしに、そのPTAの関係のことで附帯決議をつけるか、あるいは全体会で諮るかというふうな問いがあったと思うんですが、だからまずは、もし附帯決議をつけるのかつけないのかで諮っていただいて、つけるのであればその中身をその後決めていくことじゃないかなと。今、豊田委員が説明してこういう感じという話なんですけれども、附帯決議をつけないきゃならないという場合になって附帯決議の中身に入っていけばいいので、その以前で少し諮ってもらえればよろしいので。

といたしますのは、課長とのやりとりでもあったんですけども、まだ公費で負担すべきものが含まれる可能性がある費目とか、相当あやふやな表現がなされていますし、豊田委員からの問いで、これからも継続して調査をしていくというふうな中身だったと思うんです。そうであれば、委員長のほうから提案がありましたけれども、今後の予算に反映していくというふうな考えであれば、場所を変えて別のグラウンドでというふうな進言もあったように記憶しておるんですけども、総額で800何がし万円というふうな話がありましたが、教育予算自体、根本的に足りないというのであると僕思うんです、ただ、あのときに八百何万円がPTAのほうから、どういう形で出ているかわかりませんが、まだ。実際それはそういうふうな、備品とかいろいろなものに使われているのがあれば、800万円が足らなだけかというような話になりますので、それだけ余分に来年度つけたらって、そういう話じゃないと思いますので、その辺の中身についてはもう少しこの委員会の中で議論をしていただいて、委員長の言うような、もう少し別のグラウンドで時間をかけて、理事者のほうももう少し調査をきちんとしていただいた上で協議を持つ、あるいは会議を持って次の予算委員会に臨むべきじゃないかというふうに思っておりますので、今は附帯決議をこの決算につける、あるいはというのじゃなしに、委員長がちらっと言ったように、委員長報告で今のようなところを指摘をしておいて、別のグラウンドで協議すべきじゃないかなというふうな思いがありましたので、附帯決議をつけるかつけないかで、まずは諮っていただくのが筋じゃないかなというふうな意見でございます。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、まず豊田委員からご意見がございました部分につきましての附帯決議をつけるかにつけないかの採決を図りたいと思います。

それでは附帯決議をつけることに……。

中森愼二委員

もう一遍ちょっとははっきりしてくれませんか。

樋口博己委員長

済みません。内容が、どう表現すればいいのか。

中森愼二委員

よろしい。土井委員がおっしゃったとおりだと私も思うんですよ。だから、今審査しているのは、教育委員会が23年度に執行した教育予算の使われ方についての決算審査をしているという部分だと認識しているんですよ。小川さんおっしゃったように、教育費が不足まいをPTAから補填をしてもらっているじゃないかという背景があることは、どこまでの額が、どの項目がということは確定はしていませんが、それに類するようなものがあるであろうということは推測されるということは、これ事実だと思うんですよ。これはあくまでPTAのお金が入ってきただけで、行政予算の執行側はどうかと。足りないという認識のバックグラウンドはあるというのは認識を皆さんしていますけれども、そういう意味でいくと、豊田さんおっしゃったような部分が決算認定として不都合があるということであれば不認定という判断をされるべきだと僕は思うし、そうじゃないのであれば、認定か不認定かというのでいけば、その部分が一つあると思うんですね。その上で、委員長報告で済ますことができるのか、あるいは委員会の中で附帯決議をつけてきちっとかなならんことなのかということの整理をちょっとしてもらいたいんじゃないかなと思うんですよ。

小川政人委員

そのとおりやと思うんだけど、一つは四日市の学校教育全体として、公的資金で賄

わなくてはならないものをPTA会費からもらっていいのかという、まずこの筋論をきちっとやらんとあかんと思うとるんですよ。だから、これからのこともあるんですけども、義務教育の公費で賄うべきものをPTA会費からもらっていいという、もらって使っとなるのが常態化しとるわけですよ、ここで。23年もあるし、もう24年もあるし、そのことについての議会としての意見はきちっと議論をしていかなあかんもんで、この部分については全体会で諮って、全体の意思統一をしていくべきかなというふうに私は思うんです。

土井数馬委員

恒常化しているというふうにも見れますし、ただ、それぞれのPTAがありますね。小学校にも、中学校にも。どこどこ中学校は本当の寄附としてあげているかもしれません、考え方として。あるいは小川委員おっしゃったように、学校側がちょっとお願いしますという部分もあるかもしれませんけれども、そこはこれ見る限りでは定かでないわけで、だから物品であろうと、金額であろうとという意見もありましたのでね。その学校、その学校のPTAの考え方もあろうかと思うんですよ。だから、一概にこの表だけ見て、どうも全部必要なものをここから出しておるじゃないかというふうな、とれるし、とれないかもしれませんのでね。やはり先ほども言いましたけれども、もう少し継続の調査をしていただくなり、聞き取りをしていただくなりして、その学校のPTAの考え方というのもやはり聞く必要があるんじゃないかな。当然PTAのほうが、学校側にそういう資金を出すのであれば、役員会なりを開いて決めているはずですので、単なる個人のPTAの会長がぼんと校長に頼まれたから云々、そんなことはちょっとあり得ないような気もいたしますので、何々費で出す場合の小学校、中学校、PTAの、各考え方も聞く必要があるんじゃないかと。だから、これぱっと見て、どうもそれは疑わしいというだけで、そんなことでやっていくのもどうかなと思いますので、もう少し調査、あるいは聞き取りが必要ではないかと思います。これも意見です。

中森慎二委員

小川さんの言うこともすごくよくわかるし、そのとおりだと思うんですよ。だけどこのことは、だから全体会に上げていくということじゃなくて、もうこの所管の部分の領域の話なので、ここできっちりと話をしていくことが大事やと思うし、継続的に。特に、PT

Aからの支出についてはそれぞれの単Pが総会で決算として会員に対して認定をしてもらっているものが、背景が僕一つはあると思うんですよね。そういうことも含めて、やっぱり教育費に補填をしてもらったという背景があるらしいということも、今の話で何となくわかりますし、それが常態化していることをいいと私思ってないので、これは委員会としてきっちり捉えて善処していく、対応を今後ちゃんとしていくということで、この委員会内の話で僕はいいと思うんですよね。

小川政人委員

P T Aがどうしようということについて問題をしとるわけじゃなくて、教育委員会自体が、各学校にこういうことをやめろということをやったらそれで済む、一つの話ですわ。小中学校予算できちっと全部賄うから、P T A会費をそういうものに使うなということもきちっと教育委員会が言えばいいわけであって、建前はそうなんですよね。P T Aに出してもらおうという建前じゃなくて、あくまで教育委員会の予算で学校の運営はやっていくというのが当たり前の話であって、この辺が今まで、今になってそういう状態をずっと、もうここ何十年と引きずってきた。

昔の予算、教育予算が乏しい時代の、戦後の何年かのときに学校予算がずっと足らなくて、P T Aというものに頼ってきとった時代がそのまま残ってる。例えば富洲原でいったら、いまだに三錨会というのがあって、卒業して35年になったら学校に寄附をするという制度はいい制度として残ってるけれども、当時つくられたのは、やはり学校予算が足らなかった、学校がなかなか思うように設備ができていかなかったという部分が残ってきて、建前と本音が違ってきとる部分があって、それがずっと今でも引きずられておるとい部分でいくと、やっぱり教育委員会がきちとした考え方で各学校に指導をすれば、こういうお金の使い方は、要求もしなくなっていくだけの話であって、そこがきちっと教育委員会の姿勢がわからん。建前は建前、本音は別ですよという部分があるのか、この調査をしてみても、何らそういう、これがいいのか悪いのかということも、課長からもはっきりした意思が聞こえないのでね。それはそんなもの、きちっとやめなさいよという指導をするべきやと私は思う。

中森慎二委員

小川さんの言っとるとおりだと僕も思うんですよ。だから、結局今回のきっかけで調査

いろいろいただいたけれども、完璧な調査でないとする、12月定例月議会までに教育民生委員会に、この実態についても含めて、翌年度以降の教育予算のあり方についてまとめて報告するというのを先に教育長から言ってもらえば、ここで終結する話だと僕は思うんですよ。

小川政人委員

それでもいいわ。

中森愼二委員

その辺ちょっと、はっきり答えたらどうですか。

田代教育長

当然これはきちっと調べさせていただいて、整理させていただいて、そして教民のほうへ提出させていただくということが前提になると思います。それをきちっとまずやらせていただいて、その上でまたご意見いただくということですが、12月までにできるね。はい。次の12月の議会までにきちっと、でき次第、また正副委員長にも相談させていただいて、見ていただきたいというふうに、ご相談かけさせていただきます。

小川政人委員

ごめん。あわせて、それをしたらいけないよというだけではあかんのやわな。教育長が十分な予算を各学校に配分してあげることが一番大事なんで、まずやめさせるということと、それに見合った予算をきちっととってあげることがセットでないとあかんもんで、その辺も教育長、よう考えてほしいな。

田代教育長

予算をつけていただくのは、私どももちろんですけども、委員の皆さんの理解もいただくということが前提になりますので、その点においてもどうぞよろしく願いいたします。

豊田政典委員

皆さん議論していただいた方向でいいと思いますが、僕は、今教育長はっきり言ってもらったんで、それでよしとしたいと思いますが、それがなかったのですね。どうも意識が感じられないので、それなら附帯決議の必要があるんじゃないかということで提案しましたし、取り下げさせていただきたいと思います。

あわせて言うならば、PTAの総会資料、決算を調べるんじゃなくて、学校側としてどうだったかということね。教育委員会としての方針、予算どり、予算案というところを調べてもらわなあかんですよ。PTAを責めてどうなんだということじゃなくてね。ということをし添えておきます。

樋口博己委員長

すると、豊田委員が今発言されたのは、PTA会費を精査するというよりは、学校側に本来教育予算で持つべきものをPTAにお世話になっておる部分はないかというところを調べよという意味でよろしいですか。

豊田政典委員

教頭先生なり、PTAの会計担当職員、教職員が知っていますから、その聞き取りをすればええんですよ。例えば教頭会を開いてどうなんだと確認すれば済む話でね。後援会というのもあるらしいし。

樋口博己委員長

はい、わかりました。それでは皆さんのほうで方向性を出していただきましたので、教育長から明確な答弁もいただきました。12月、11月定例会議までにはしっかりと教育委員会として調査、分析まとめていただいて、考え方をまとめていただいて、来年に向かって予算をしっかりと計上していくという方向性を明確に出していただいたということを、これをしっかりと委員長報告にも盛り込ませていただいて、教育長の確認もさせていただいたということで、豊田委員からありました教育委員会に関する補助金についての議論は、全体会で議論をさせていただくとして、決算の認定部分については、これは一括で採決とらせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

樋口博己委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、決算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定につきまして、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中教育委員会関係部分、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費、第5項社会教育費、第6項保健体育費につきまして、認定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

はい。ありがとうございました。

決算は認定されたものといたします。

[以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中教育委員会関係部分、歳出第10款教育費、第1項教育総務費(政策推進部、健康部所管部分を除く)、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費、第5項社会教育費(市民文化部所管部分を除く)、第6項保健体育費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、これで教育委員会の審査を終わらせていただきます。教育委員会の皆様、長時間お疲れさまでした。

土井数馬委員

意見なんですけれども、今回教育委員会のほうに請願が三つ上がってきたわけなんです、いつも思うんですけれども、採択にしよう、不採択にしよう、ですね。いろいろな意見が出されています。もう採択ではそのままになっていまして、今議会の方でも定例会

の報告会をしているということもありますので、その審査の状態というか、対応状況をやはり市民に知らせていく必要もあるんじゃないか。特に請願者に対しては、言ったら採択してもらったけれども、何も動いとらんような状態があるといけないので、やはり年に1回、あるいは半年に1回ぐらい、どこどこ所管のところの請願の進捗ぐあいの一覧の表のようなもので出していただいて、委員会のほうで確認をしていく、そういう作業がこれから要るんじゃないかと。今回の請願のいろいろな意見を聞いていまして、そんなふうに感じましたので、また正副の委員長のほうでご相談いただいて、ご提案いただければと思いますので、この場で申しわけございません。ちょうど教育委員会の所管だったものですかね。今回の三つの請願についてもきちんと対応していただくということを、この場でちょっとお願いをしておきたいと思います。

以上で、これも意見でございます。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。

小川政人委員

議会基本条例にそのことが書いてある。

土井数馬委員

でも、実際今のところその報告がないものですから、請願についての。進捗ぐあいみたいなのが要る。特に弓道場なんて、いつになるかようわからんような話で採択していておりますので、そんなことも頭に入れながら審査をしていただきたいと思うもので、蛇足ながらちょっと意見として述べさせていただきました。

以上でございます。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございました。そういたしましたら、教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

委員の皆様は続きまして福祉部に入ってまいりますので、これ協議会ですので、ちょっと時間の関係で、先延ばしで済みません。

理事者の入れかえ等ありますので、2時20分から福祉部を審査させていただきます。資料の準備等、よろしくお願いいたしますと思います。

14:09 休憩

14:22 再開

樋口博己委員長

それでは、定刻を過ぎましたので、審査を再開をさせていただきたいと思います。

それでは福祉部に入ってまいりますので、市川部長、一言よろしくお願いいたします。

市川福祉部長

福祉部長、市川でございます。よろしくお願いいたします。

今回福祉部は、決算常任委員会で一般会計の民生費部分、健康部所管以外の部分と、介護保険特別会計につきまして、23年度の決算を審査いただきます。あわせて予算常任委員会におきまして、24年度の補正予算、社会福祉総務費を1件、児童福祉費を2件お願いしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それから前回、議案聴取会の際に資料が不十分でご指摘をいただきましたものにつきまして整えさせていただきましたので、説明の中であわせてご確認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。それでは済みません。説明に入る前に、皆さんに一つ確認をさせていただきたいと思います。

本日6時をめぐりということでお伝えさせていただきましたが、できれば本日6時までには福祉部の決算のめどを立てさせていただければなと思っております。それとあわせて、あす朝の審査の開始時間ですが、あすは9時からお願いできればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

理事者の準備もございますので、9時でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは説明をお願ひしたいと思いますが、議案聴取会もしておりますので、重複する説明は除いていただいて、補足説明という形と、あと追加資料に対しての説明を求めたいと思います。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第3款民生費

第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第3項 生活保護費

第4項 災害救助費

第6項 介護保険費

介護保険特別会計

橋本福祉部理事

福祉部理事の橋本でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。ご審議いただく前に、議案聴取会等でご指示いただきました追加資料といたしまして、4件提出させていただきました。決算常任委員会関係でご指示いただきました部分といたしまして3件、一つ目といたしまして、生活保護10年間の動きを初め、平成23年度の福祉部事業概要。

樋口博己委員長

済みません。資料の確認をいただけますか。

橋本福祉部理事

お手元に、済みません。追加資料といたしまして、済みません。追加という部分で。

樋口博己委員長

初日に座席に配付させていただいた資料になります。

橋本福祉部理事

よろしいでしょうか、追加資料。それと、二つ目といたしまして、補助金負担金見直し一覧表に関する要綱等、及びその対応表というので。

樋口博己委員長

追加資料としてはこの1冊です。分厚いつづりは、これは補助金の要綱になります。

橋本福祉部理事

それともう1点、三重自治労連三重県本部ニュースの掲載事項についての対応が。

中森愼二委員

決算に絡めて資料を出しているの。

橋本福祉部理事

はい。決算で3件出させていただきました。一緒にとじてなかったということで、申しわけございません。

それと最後に予算の関係でございます。予算常任委員会の関係で、ご指摘いただきました保育所の窓ガラス防止整備事業の進め方につきまして、工程表と……。

樋口博己委員長

補正予算は後ほど審査になりますので、まずは決算をお願いします。

橋本福祉部理事

決算関係で3件資料を出させていただきましたので、よろしく願いいたします。対応表。このペラと2枚つづりです。

樋口博己委員長

まず説明はどの資料からですか。

橋本福祉部理事

追加資料のほうと主要施策実績報告のほうで説明させていただきたいと思います。

樋口博己委員長

それではこの追加資料と主要施策……。

橋本福祉部理事

実績報告書。

樋口博己委員長

報告書の、この二つでまず説明が入りますので、よろしくお願ひします。どうぞお願ひします。

橋本福祉部理事

説明させていただきます。議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定につきましてご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

歳入歳出決算のうち、一般会計、歳出第3款民生費に係る部分についてご説明申し上げます。決算書186ページから201ページ、主要施策実績報告書の77ページから100ページ、及び決算常任委員会追加資料によりご説明させていただきたいと思います。

小川政人委員

そんな早く言っても、自分はわかっているから。

橋本福祉部理事

済みません。申しわけございません、早口で。

小川政人委員

決算書の何ページ。

橋本福祉部理事

決算書の186ページから201ページ。主要施策の実績報告書の77ページから100ページに当たります。よろしいでしょうか。

まず、私のほうから、追加資料に基づきまして福祉部の事業全体を説明させていただきます。引き続きまして、一般会計の項目順に各課長から主要施策の実績報告、並びに追加資料の3ページ以降でございますが、主要重点の事業について説明させていただきます。その後、介護保険特別会計の説明をさせていただきたいと思っております。

追加資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

平成23年度の福祉部の事業概要でございます。背景といたしましては、少子高齢化が急速に進み、人口減少と超高齢化社会への突入という情勢下のもと、国の福祉制度が大きく見直されてきております。ことし8月には社会保障制度改革推進法が成立するなど、制度改革が着実に進められております。

その世の中、本市におきましては平成23年度を初年度とする新総合計画が策定され、第1次推進計画により事業がスタートいたしました。福祉部では、市民が支え合い、健康で自分らしく暮らせる町をつくるため、相談事業等を通じニーズの把握に努め、そこから見えた課題の解決に向けた事業を実施いたしました。課題、今後の方針をあわせまして、各部門の主な事業は次のとおりでございます。

障害福祉におきましては、知的障害児施設の建てかえ等整備事業を行ったほか、適正な福祉サービスの提供につなげるよう、相談支援業務を実施いたしました。課題といたしましては、平成25年8月までに障害者自立支援法が全面改正され、障害者総合支援法として施行されることが決定しております。しかし、その詳細につきまして、国において整備中でありまして、まだはっきりしておりません。今後とも国、県等の連携を密にしながら、情報把握に努めてまいりたいと思っております。また、現状の法のもとで適切な福祉サービスの提供につなげていくとともに、近隣3町と取り組んでおります障害者相談支援センターの充実に向け、近隣3町との協議を進めてまいります。

高齢福祉におきましては、特別養護老人ホームを初めとする入所施設の整備、在宅介護支援センターへの介護職の増員配置及び認知症の地域支援体制推進事業を実施いたしました。今後、高齢者の増加に伴いまして、多様なニーズへの対応が課題とされておりますが、

第5次の介護保険事業計画、第6次の高齢者福祉計画におきましては、次の四つの項目を重点項目として掲げております。地域包括ケアの確立、介護と医療の連携強化、認知症対策の充実、施設整備の促進でございます。今後、相談や見守り機能の充実、訪問介護等の医療系サービスの充実、認知症・高齢者グループホームの整備、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等について、積極的な取り組みを進めていく方針でございます。

児童福祉におきまして。

樋口博己委員長

橋本理事にお願いします。説明は端的にお願いしたいと思います。

橋本福祉部理事

はい。児童福祉におきましては、子供医療とか、子育て支援の充実に努めてまいりました。ですけれども、保護者の多様なニーズに応えるために、特別保育の充実等努めてまいりましたけれども、23年度は低年齢児の保育の希望が多くて、前年度よりも待機児童が増加する結果となっております。今後とも特別養護とか充実させて待機児童の解消に努めてまいります。あと、また子供の児童虐待防止につきましてでございますが、保健医療等の、警察も含めまして地域の関係機関と連携を図るため、ネットワークを実施してまいりました。早期の発見、早期対応、未然防止に努めてまいりましたが、今後とも一層充実させてまいります。そのためには、研修等でネットワークの構成員の対応能力の向上を図ってまいります。

生活保護につきましては、ケースワーカーの増員等、査察指導の機能の充実に努めてまいりましたが、現状としましては、景気の悪化によりまして、保護の受給の理由に景気という部分が顕著に影響してございます。ハローワークと連携を進めながら、受給者の就労支援に努めてまいります。就労支援員等も配置いたしまして、細かい相談と保護の適正化に、就労指導にも自立に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上、23年度につきましてはこのような事業、福祉のニーズの把握に努めてまいりました。民生・児童委員さん等を初め、地域の方々、関係機関とも密にして、今後とも引き続き市民の方々の福祉向上に努めてまいる所存でございます。よろしく願いいたします。

引き続きまして、一般会計、項目の順に各課長のほうから決算状況をご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

村上福祉総務課長

福祉総務課長の村上でございます。それでは、民生費、社会福祉費のうち、目1社会福祉総務費に係ります決算の概要につきまして、各課の執行分もでございますけれども、私のほうからご説明を申し上げます。それでは、主要施策実績報告書77ページをごらんいただきたいと思っております。

目1社会福祉総務費全体では、予算現額54億6700万円余に対しまして、支出済み額53億6000万円余で、執行率は98.1%でございました。

福祉総務課の項をごらんください。枠内の目的でございます。各種医療費の給付助成でございます。条例等で定められました定型的な業務でございます。事務量把握にもつながる受給者数を指標として設定いたしております。各種医療費助成といたしまして、記載のとおり子供医療費、障害者医療費、ひとり親家庭等の医療費のほか、不妊治療費に係る助成を行いました。受給者数の実績では4万8114人、執行額は、合計になりますけれども14億7400万円余となっております。

ここで福祉部の決算常任委員会の追加資料、追加資料のほうの3ページをごらんいただきたいと思っております。

子ども医療費の助成事業についてまとめさせていただいております。大きな項目の2の内容欄の(2)でございますけれども、記載のとおり、23年度におきまして助成対象を小学校の就学前から小学校の修了前まで拡大し、子供の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図ったところでございます。なお、中ほどにございます平成23年度決算額のうち、この年齢拡大に伴います額でございますけれども、5カ月分とありますのは、前年度所得額の確認を踏まえ、9月診療分から拡大をしてございますが、事務処理上、通常診療月の2カ月後に対象者へ助成を行うこととなるため、23年度の支出実績としては5カ月分というふうになってございます。

項目の3でございます。課題及び今後の方針でございます。今後も対象者のニーズ把握や県の補助動向、また、各市町の助成状況の把握などに努めまして、医療費助成の拡大検討も含め、適切な執行に努めていきたいというふうに思っております。また、事務処理の軽減につきましても、県内各市町と連携して共同処理化について検討していきたいと考えております。

また申しわけございません。また主要施策実績報告書の77ページに戻っていただきまし

て、一番下のところでございます。

枠内でございますが、目的、地域福祉の推進、関係団体への支援でございます。指標は民生委員・児童委員、1人当たりの活動割合でございます。実績42%、日数に換算いたしますと年間153日程度活動いただいていることとなります。目標値、また22年度実績に比べまして1ポイント強下がってございますけれども、全国の平均127日、三重県の平均132日、これはちょっと23年度の数値が出ておりませんで、22年度の数字でございますが、いずれも大きく上回っております。今後とも地域福祉の推進に大きく貢献いただいております民生委員・児童委員の方々が活動しやすい環境づくりに、意を配していきたいというふうに考えてございます。

続いて、実績報告書をめくっていただきまして78ページでございます。

枠の下になりますけれども、市の社会福祉協議会、それから民生委員・児童委員協議会連合会、シルバー人材センターのほか、各種福祉関係団体へ記載のとおり補助金を支出いたしました。このうち、地域福祉の推進役として、市と連携して取り組む市社会福祉協議会へは、運営費のほか福祉相談事業、成年後見事業といったふれあいのまちづくり事業、また、ボランティアの養成研修、活動支援等のボランティアのまちづくり事業などに支援を行い、ともに地域福祉の推進を図りました。

次に目的、各種手当等の支給でございます。78ページの後半に記載のとおり、重度障害のある方々などに特別障害者手当、また、市単独事業でございますけれども、重度障害者手当等の支給を行いました。

79ページに移っていただきまして、その他経費のうち二つ目の項目でございますけれども、県土地開発公社所有地買い戻し事業費は、県地区下海老町の社会福祉事業用地につきまして、平成14年度から10年間で買い戻しを行いました、平成23年度をもって買い戻しを終了したところでございます。

続きまして、障害福祉課分でございます。79ページに記載のとおり、主なものは民間社会福祉施設の債務負担行為に基づく23年度分の整備助成で、合わせて6149万円を支出いたしました。

次に、一番下のほうでございますけれども、介護高齢福祉課分でございます。79ページから82ページにかけて記載のとおりでございますけれども、特別養護老人ホーム、また老人デイサービス施設などの建設等に対しまして、4億2000万円余の助成を行いました。

次に82ページの児童福祉課分でございます。こちらは主なものといたしましては、母子

家庭の母が技能を習得するための経費や、技能を習得中の生活を支援して母子家庭の自立の促進を図るための母子家庭自立支援給付金事業に7380万円余を支出いたしました。

最後に保護課分でございます。法外扶助費といたしまして、生活保護世帯を支援するため、中学1年生の夏服購入費の支給、44万円の支出等を行いました。

説明は以上でございます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしく願いいたします。私のほうからは社会福祉費のうち、障害福祉課の該当分につきまして、主要施策実績報告書並びに福祉部追加資料に基づきましてご説明申し上げます。

先ほど福祉総務課長から説明をいたしました社会福祉総務費のうち、主要実績報告書の79ページ、下のほうに掲載をしております知的障害児施設建設費補助金5000万の補助につきましては、恐れ入りますが、追加資料の4ページをごらんください。

これは波木町において社会福祉法人聖母の家が運営しております知的障害児施設でございますが、老朽化、耐震性の問題から、平成23年度において施設の建てかえをしております。その経費の一部を国、県に協調し、市においても補助を実施いたしました。今後も総合計画における推進計画に基づいて施設整備を進める方針でございます。

続きまして、目2障害福祉費に係る決算の概要についてご説明を申し上げます。決算書188から191ページ、主要施策実績報告書の82ページ、中段からごらんください。

障害福祉費は、主に障害者の自立と社会参加促進を大きな目的としており、例えば障害者の方が福祉施設を利用した場合に、各施設にお支払いをする、いわゆる介護給付費や訓練給付費のほか、障害を軽減したり除去したりする医療費としての自立支援医療費などがございます。障害福祉費全体では、予算現額37億5904万円余に対し、支出済み額36億6969万円余り、執行率は97.6%でございました。22年度から23年度に明許繰越をしました分については、西日野町にございます重度障害者の通所施設たんぼぼの多目的トイレの設置工事の分でございます。

主要施策実績報告書の82ページ下段から83ページにかけてでございます。

雇用、就労の促進を目的とした事業でございますが、四日市市社会福祉協議会を指定管理者として、千代田町にございますあさけワークス及び西日野町にございます共栄作業所の管理運営をお願いしており、施設利用の皆さん方は生き生きと作業に従事をしていただ

いておるところでございます。

続きまして、就労移行支援事業費と就労継続支援事業費でございますが、障害者の就労に国を挙げて取り組んでいるところから、本市においても新たに6施設が開所しており、大幅な増となっております。

また、83ページ真ん中あたり、小規模作業所等通所費助成事業費でございますが、これは小規模作業所や障害福祉サービス事業所に通所するための経費、あるいは施設が送迎サービスを実施する場合の経費の助成を行うものでございます。7338万2000円余りを執行しておるところでございます。

83ページ中段、社会参加の場の整備・充実でございます。障害が重度であったり、例えば身体障害、知的障害の重複の障害があったりして、一般就労が非常に困難な方の社会参加の場として、生活介護型の事業所がございます。こちらの施設を利用した場合の生活介護事業費として、12億2658万1000円余の実績がございました。

次の障害者福祉センター管理運営費ですが、これは総合会館2階、3階にあります障害者福祉センターの管理運営を指定管理者である市社会福祉協議会にお願いをしております。身体障害者の機能訓練、言語訓練、視覚障害者の白杖歩行訓練などを実施しております。

84ページ上段の障害者体育センター管理運営費ですが、これは西日野町に障害者が優先的にご利用いただける体育館がございまして、障害者を構成員とする特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネットを指定管理者として指定し、運営をお願いしております。

84ページ下段、在宅福祉サービス等の充実でございます。こちらは居宅介護等事業費、いわゆるホームヘルパーの利用に係る分です。次の短期入所事業費は、ふだん障害者を介護される方が、冠婚葬祭や病気等で介護できない場合に、障害者を一時的に施設でお預かりをし、お世話をさせていただくサービスでございます。次の相談支援事業費でございますが、こちらの事業につきましては、申しわけございません。追加資料の6ページのほうに掲載しておりますので、そちらのほうをごらんください。

この事業の内容ですが、菰野町、川越町、朝日町と共同で、障害者の方からの相談を受けする相談支援センターを市内に4カ所設置をしております。精神の方のための相談事業所が2カ所、知的障害者の方のが1カ所、身体障害1カ所、市内の法人に運営委託をしております。相談件数も1万4000件を超えるに至りました。課題、方針でございますが、相談支援の実施に当たりましては、福祉サービス事業者を初め、就労や教育など、多方面

との部署、機関との連携が不可欠でございます。そのためにも、連携会議を初めとした協議の場を通じて情報の共有を図ることが必要になってまいりますし、障害者の方のニーズも多様化しておりますので、今後、ますます相談支援センターの役割は重要になってまいります。さらなる充実を図る必要がございます。

恐れ入ります。主要実績報告書に戻ります。

85ページ下段の表、自立生活の支援でございます。共同生活介護事業費は障害者の地域移行の観点から、いわゆるケアホームを利用した場合に必要な介護給付費となり、年々増加をしております。

続きまして、86ページ一番上の自立支援医療費は、3億2693万円余の執行でございました。この事業は、身体障害者手帳に記載をされております障害を軽減したり、あるいは取り除いたりするための手術を中心とした医療費になります。

同じく86ページの表のすぐ上の特定障害者特別給付費ですが、これはいわゆる補足給付と言われているもので、施設サービスを利用した場合に本来障害者ご自身の実費負担になる光熱水費などの負担軽減の観点から支給するものでございます。

続いて、特例特定障害者特別給付費ですが、市のほうが福祉サービスの利用決定をする前に、緊急的に福祉サービスを利用する場合に発生するものです。

続きまして、89ページ上段の表のすぐ下をごらんください。

療養介護事業費ですが、この事業は筋ジストロフィーなど特定の医療を伴う障害者を病院等で支援する事業でございます。その他の経費としましては、障害者の障害程度区分の認定をしますのに審査会を開催しており、その経費である障害者介護給付審査会費や、障害者の施設利用時の各種給付費を支払うに当たって国民健康保険団体連合会に支払事務を委託しており、そのための経費である給付費支払事務委託料のほか、最後の一般経費は臨時職員の賃金や郵送料、駐車場使用料などでございます。

また、先日の議案聴取会において、中森委員様より資料請求のございました件につきましては、主要実績報告書の83ページ、一番上のあさけワークスの管理運営費のところに、申しわけございません、少し戻ります。そしてお手元のほうに別紙として資料をおつけさせていただきます。ご指摘をいただきましたのは三重自治労連三重県本部ニュースの8月号に掲載をされた記事内容についてでございました。この記事は、7月に開催をされました三重自治労連の第15回定期大会に当日出席をしました四日市市社会福祉協議会の代議員発言として発言された中身でございますけれども、この対応状況につきまして、早速社

会福祉協議会に対して聞き取りを行いました。

1点目は当日出席した代議員がこのような発言をしたのかどうかということでございますが、掲載内容のような発言はしていないということで、この記事が発行した三重自治労連三重県本部に対して事実確認を行った結果、不正確な記事であったということを認めて、次の9月号で訂正記事が掲載されることになり、掲載前の記事を社会福祉協議会のほうが事前にチェックをする段取りになっております。

もう1点、セクハラ、パワハラの実事確認でございますが、平成23年度に施設の職員から訴えがございまして、市社会福祉協議会の内部調査及び社会保険労務士による第三者の調査も実施をしておりますけれども、訴えのような事実は確認はできておりません。本市は三つの障害者施設のあさけワークス、それから、この83ページ、実績報告書のすぐ下にございます共栄作業所、あるいはたんぼぼ、こちらの施設でございますけれども、この三つの障害者施設を市社会福祉協議会に指定管理委託をしておりますして、受託者は公共の仕事を担当するという重要な責任がございまして、今回の新聞記事の件につきましては、利用者のみならず、広く市民の皆様からも施設の管理運営、並びに受託者の能力にも不信感を持たれかねない出来事であると認識をしております。したがって、今後二度とこのようなことが発生しないよう指導を行いました。そしてまた、適切な施設運営に向けて、従来にも増して連携を密にしてまいり所存でございます。ご心配をおかけして申しわけございませんでした。

以上でございます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。よろしくお願い申し上げます。続きまして私のほうから、社会福祉費、介護高齢福祉課分について説明をさせていただきます。同じく主要施策実績報告書及び追加資料に基づいて説明をいたします。

まず、先に福祉総務課長から説明をいたしました社会福祉総務費のうち、主要施策の80ページ上段と下段に書いてございます特別養護老人ホームの整備について、これを追加資料のほうの5ページのほうに掲載をしております。追加資料の5ページをごらんいただけますでしょうか。

これにつきましては特別養護老人ホームの整備事業というふうに申しまして、30人以上の広域型の施設、それから29人以下のサテライト型の特別養護老人ホームの整備について、

経費の一部を補助するものでございます。この23年度中に整備をして、既にこの24年の5月にも一部明許繰越をしたものがオープンしておりまして、合計で、現在20カ所で1126床の特別養護老人ホームの整備をいたしました。課題といたしましては、入所待機者の方はまだまだお見えになります。施設整備についてはさらに必要と考えまして、平成24年の3月にお認めをいただきました介護保険事業計画のとおり、今後未整備地区に整備をしていく方針でございます。

次に、また主要施策のほうへ戻っていただきまして88ページをお願いいたします。

88ページ、目3の老人福祉費でございます。老人福祉費は高齢者施策に係る予算でございます。大きく分けて、見守り支援が必要となった方を対象にいたしました事業と、それから比較のお元気な方を対象とした二つの事業がございます。

一つ目は、後ほど説明いたします介護保険サービスの在宅サービスとあわせて、在宅で見守りとか支援が必要となった高齢者の方々を対象とした事業であります。主な事業につきましては、89ページの上段の寝たきり老人対策費というのがございますが、その二つ目に掲載をしてございます在宅介護支援センター事業でございます。この在宅介護支援センターは、24時間相談可能な地域の相談窓口として市内25カ所に整備をいたしまして、相談員1名を配置をしております。この事業に1億3100万余の額を支出をいたしました。この在宅介護支援センターの事業につきましては、追加資料の7ページのほうに掲載をいたしておりますので、済みませんが7ページのほうをごらんをいただきますようお願いをいたします。

平成23年度におきましては、医療の対応が必要な方々の相談に対応するためにモデル的に2カ所の在宅介護支援センターに介護職、看護職を各1名増員配置をいたしました。2の内容、実績のところでございますが、平成23年度の相談表を見ますと、やはり1名を増員することによって、具体的には富田地区、四郷地区の相談件数なんです、相談件数は約2.5倍、さらに医療に関することについては数十倍の件数に対応することができました。課題につきましては、看護職の確保というのは大変難しいところがあるということでございますが、来年度以降もその看護職の増員配置をしていく方針でございます。

次に、再度主要施策の89ページのほうへ戻っていただきたいと思っております。

対象の事業の二つ目でございますが、比較のお元気な方を対象とした事業でございます。事業費の上から三つ目のほうで生きがい対策事業というものがございまして、そこに主な

ものは老人クラブ等への補助でございます。それから次、その下ぐらいに認知症の方の支援の事業として、同じく89ページ中段表の下の認知症地域支援体制推進事業費というのがございます。この事業は平成23年度も22年度に引き続きまして三重県のモデル地区の指定を受けまして、具体的には私ども介護高齢福祉課のほうに認知症のコーディネーターを配置をしたり、また、地域の方々に認知症についてご理解をいただくために認知症支援マップをつくったり、それから認知症のサポーター養成講座という講座に取り組んでいただいた費用でございます。この事業につきましても、追加資料の8ページに掲載をいたしておりますので、追加資料の8ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

内容につきましては、(1)の認知症に関する理解の促進では、先ほど申しました認知症サポーターの養成講座を受講していただいたり、地域の支援マップをつくるというふうなほか、認知症の早期の発見のために相談可能な医療機関リストをつくったり、介護の相談に係る在宅介護支援センターにその辺を集中いたしました。この事業の課題につきましては、認知症の高齢者の方、または家族の方をどう支えていくかということでございますが、地域における認知症の方々への理解はまだまだ十分とは言えません。また、ソフト事業のみではなく、認知症高齢者のグループホーム等の入所施設も整備をしていくことが今後の方針としております。

次にまた主要施策のほうへ戻っていただきたいと思います。主要施策90ページをお願いいたします。

目4国民年金費は健康部所管でございますので、目をもう一つ飛ばして目5の老人福祉センター費をお願いいたします。この経費は市内の日永の中央緑地公園内にあります中央老人福祉センター及び西坂部町にございます西老人福祉センターの二つの老人福祉センターの管理運営費で、主なものは指定管理者でございます四日市市社会福祉協議会及び社会福祉法人風薫会への管理委託料でございます。

説明は以上でございます。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課の伊藤です。私からは、項2児童福祉費についてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

主要施策実績報告書の91ページから93ページにかけての目1児童福祉総務費でございます。支出済み額は105億6090万円余で、執行率は99.5%でございました。その主な内訳は、

児童福祉課、保育園、あけぼの学園等の職員の人件費、子ども手当、児童扶養手当等の手当が中心となっております。

91ページの子育て家庭への支援サービスの提供につきましては、育児に対する不安やストレスを抱える家庭が増加する中、新たに開設した大谷台保育園併設型の子育て支援センターを加えまして、市内13カ所の子育て支援センターで、講座や子育て相談等を開催するとともに、各保育園でも遊ぼう会などを開催し、情報の提供、遊びや交流の場の提供などを行うことにより、子育て家庭への支援を行いました。今後も子育て家庭に、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者支援に取り組んでまいります。

次に、92ページの児童虐待防止対策事業費についてでございます。92ページ上段5行目ぐらいのところの事業でございます。追加資料の9ページのほうをお願いいたします。

児童虐待の予防及び早期発見、早期対応の観点から、関係団体と連携して地域の子供の見守りに努めるとともに、配偶者の暴力と子供の虐待が表裏一体となっているケースが多いため、平成23年度から子供の虐待防止とDV防止を目的とした一体的なネットワーク会議を開催するなど、関係機関での情報共有を図り、児童虐待防止に努めました。児童虐待といたして対応した率、人数は198人と、前年と比べ大きく増加しております。全国的にも、経済状況の急変や子育ての負担感の増大を背景に、件数は増加することが予想されており、相談に関する対応力の向上などが課題でありますことから、ネットワーク構成員の研修や啓発活動を推進するとともに、関係団体とのネットワーク機能のさらなる充実に努めてまいります。

追加資料、続きまして10ページの子育てマイスター事業をごらんください。

この事業は、平成22年度から開始した事業になりますが、男女が共同で子育てに参画することを目的といたしまして、父親の子育てマイスターの養成講座を実施し、20名を子育てマイスターとして認定いたしました。認定者の中には、相談員として子育て支援センターで男性の立場からの相談活動をしていただいております。男女共同での子育て社会の実現を目指すためには、より広範に父親の子育て参加の意思醸成をさせていくことが必要であるため、全市的なPRや、講座終了後の継続的な活動機会の提供を行うとともに、自主活動を支援していく必要があると考えております。

主要施策の実績報告書のほうに戻っていただきまして、92ページをお願いいたします。

下段からの各種手当の支給につきましては、児童の健全育成等を目的に、子供手当、児童扶養手当等を支給し、経済的な支援を行いました。

続きまして、93ページから94ページをお願いいたします。

目2 保育所費でございます。これは公立保育園の運営費がその中心となっております。支出済み額3億8823万円余で、執行率89.1%でございますが、翌年度への繰越額が2470万円となっております。これは本年2月議会で補正予算をお願いいたしました保育所整備事業費の園舎の屋根防水工事でございます。保育所費の主な事業内容といたしましては、公立保育園の運営に係る給食材料、保育用品、施設・設備の改修費等でございます。23年度は、保育所環境整備事業といたしまして、園舎の耐震補強工事を2年で実施の外、園舎や施設の整備改修、保育備品の整備などにも努め、保育環境の安全性や快適性の向上を図りました。公立保育園の入所状況の実績は、93ページから94ページにかけての一覧表にお示しをさせていただいたとおりでございます。

94ページの二つ目の参考と表記をした表をごらんいただきたいと思います。公立と私立を合わせた全体の児童数を挙げさせていただきました。少子化にもかかわらず、年間延べ入所児童数は22年度より1050人の増加となりました。特に3歳未満児で1484人の増加となっております。低年齢児の増加が顕著となっております。この要因といたしましては、昨今の経済状況の影響下、子供が小さいうちから働きに出る母親もふえておりますことが大きな要因の一つと思われまます。保護者が安心して子供を保育園に預けられるよう努めましたが、このような状況から、指標の待機児童数につきましては10月1日現在で51名、22年度の35名と比べ、16人増加となってしまいました。

続きまして、94ページ後段から96ページにかけての目3 民間児童福祉施設運営費でございます。これは民間の保育所、児童養護施設、母子生活支援施設などへの扶助費補助金等でございます。支出済み額29億5118万円余で、執行率は99%でございます。

追加資料の11ページのほうをお願いいたします。

特別保育事業についてでございます。子供を産み育てるためのよりよい環境づくりを目的として、乳児保育や延長保育、特定保育などの多様な保育サービスの充実を図り、その提供に努めております。平成23年度は仕事や用事があるときに利用できる一時保育の実施園を2園拡充しておりますが、経済状況や社会環境の変化を背景に、保護者の就労形態も多種多様化しており、それに伴い変動する保育ニーズに対応するため、引き続き民間保育所との連携を密にしながら実施を促進してまいりたいと考えております。

主要施策実績報告書の95ページをお願いいたします。

民間保育所の入所状況の実績につきましては、一覧表にお示しさせていただいたとおり

でございます。

次に96ページ上段あたりになります。民間保育所整備事業といたしまして、園舎の耐震補強工事や新築・改築に係る経費の一部を補助することで、民間保育所における保育環境の安全性の向上に努めました。また、新築・改築に伴いまして、平成24年度は135名の定員増加につながったところでございます。民間の子育て支援センターへの運営助成を行うことにより、地域の子育て家庭への支援を行ったところでございます。

次に、経済的安定と自立を図るための支援といたしましては、配偶者等の暴力からの保護や生活上の支援を必要とする母親に対し、母子生活支援施設への入所等により、児童の心身の健全な発育や母子の自立を図るための支援を行いました。その結果、課題が改善され、自立された世帯も多く、指標の入所世帯数は前年度より23世帯減っております。

続きまして、96ページ下段の目4 児童館費でございます。この費目の事業内容は、児童館4館の運営費でございます。支出済み額1051万円余で、執行率は94.8%でございました。各児童館の特色を生かしながら、創作活動、自己表現活動、スポーツ活動、児童館まつりなどを通じて児童の健全育成、地域との交流などを図っております。また、4館合同での事業も開催するなど、各館の連携協力も図っているところでございます。指標の児童館利用者数につきましては、主に小学生の利用が昨年よりも減少したため、目標を下回りました。

続きまして97ページ、目5 知的障害児通園施設費でございます。支出済み額が1448万円余で、執行率95.5%でございました。主な事業内容は、あけぼの学園通園部における障害のある子、発達におくれのある子に対して、保育園、幼稚園生活の前段階の療育を行っております。子供の発達状態に合わせた指導等を行っておりますが、発達指数の伸びた子の割合につきましては前年実績を下回る結果となり、目標には届きませんでした。

最後に、同じく97ページ後段からの目6 児童福祉施設費でございます。622万円余の支出で、執行率93.3%でございました。この費目の事業内容は、あけぼの学園療育部における障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として、言葉、身体面、生活面など、発達のおくれが心配な乳幼児を対象とした療育を1日当たり20人定員で行っております。23年度から土曜日の開設をしたことで、全体の利用者数は増加いたしましたが、指標としております出席率につきましては、乳幼児本人の病気や家族の事情などで欠席をする日があり、前年実績を下回りました。

項2 児童福祉費の実績につきまして、私からの説明は以上でございます。ありがとうございます

ございました。

水谷保護課長

第3項生活保護費についてご説明申し上げます。主要施策実績報告書98ページから99ページ、追加資料については12ページから13ページをごらんください。

まず目1生活保護総務費でございます。2億2200万円余を支出いたしました。主なものとしては、一般職員及び再任用職員31人の給与と、嘱託医師、生活支援相談員、就労支援員など、非常勤職員7人の報酬及び賃金でございます。

次に目2扶助費でございます。支出済み額が63億7925万2878円で、予算現額からこの支出済み額を差し引きますと、1億1804万7122円が不用額となりました。生活保護の世帯数、受給者数は、人口の高齢化に伴い、平成7年以降少しずつふえてきておりました。

追加資料12ページのグラフをごらんください。

平成20年10月のリーマンショックと、それに伴う経済雇用情勢の悪化により、世帯数、受給者数ともに、平成21年、平成22年と急激に増加いたしました。平成23年度に入りましても、生活保護世帯数、受給者数は増加し、23年の8月には世帯数2796世帯、4042人と最高を記録いたしました。その後、わずかですが減少いたしましたけれども、本年8月末現在で再び2796世帯を記録いたしまして、今後の本市のほうの動向が非常に気になるところでございます。また、先日国の5月の受給者数が211万人となって、最高記録を更新し続けているという報道があり、その影響が本当に心配になるところでございます。

その下のグラフ、お願いします。適正な保護の基本となる訪問調査は、平成21年、22年と生活保護の開始調査を最優先させたために、訪問実施率のグラフ、実績を下げてしまいました。しかしながらケースワーカーの増員により、平成23年度は少し回復することができました。今後も生活実態把握の基本であります保護家庭への訪問調査を確実に行うことにより、自立に向けた具体的な指導や支援、収入、資産等の把握を行ってまいります。

四日市のハローワーク管内の有効求人倍率は、本年3月に0.93まで回復しましたが、今後の雇用情勢に特に注意が必要と思っております。

追加資料13ページの就労支援の推移、支援の状況にありますように、今後とも就労支援に特化した専門の支援員による就労支援体制の維持強化により、ハローワークとの緊密な連携に努めまして、失業を主な理由とする保護受給世帯を中心に支援を行ってまいります。

最後の資料、過去10年間の保護の状況に示しておりますように、本市の保護費につきま

しては、10年前と比べると60%近く増加しております。また、高齢化の進展により、引き続き受給者が増加することは十分考えられます。今後とも大変でございますけれども、最後のセーフティーネットとして、適正な保護の実施に努めてまいります。

以上でございます。

村上福祉総務課長

福祉総務課の村上でございます。第4項災害救助費についてご説明申し上げます。主要施策実績報告書99ページの下段をごらんください。

目1の災害救助費は、火災に遭われた方への災害見舞金、また、5月補正で予算措置しました東日本大震災の被災者で、本市に避難された世帯への見舞金等の支出でございます。なお、見舞金支出対象者が見込みを下回り、執行率は35.7%でございました。

次に100ページの目2災害救助基金積立準備費でございます。こちらは条例の定めによりまして、基金運用によって23年度に発生する利子を次年度基金に積み立てるため、準備費として当該年度は執行せず、翌年度に繰り越すものでございます。なお、平成23年度末の基金残高といたしましては1億1017万1519円となっております。

説明は以上でございます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。続きまして、項6介護保険費について説明をいたします。主要施策実績報告書100ページの下の方をごらんをいただきたいと思いません。

予算現額24億364万円に対しまして、同額を支出いたしました。これは続けてご説明をいたします介護保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

引き続きまして、四日市市介護保険特別会計の平成23年度決算についてご説明をいたします。主要施策実績報告書の273ページから287ページ、273ページから287ページをごらんをいただきますようお願いを申し上げます。一般会計と同じく、この実績報告書と追加資料に基づきまして説明をいたします。まず、主要施策の実績報告書の273ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

決算概要につきましては一番上の表に書いてございますとおりでございます。各歳入歳出について、主なものについて各ページでご説明を申し上げたいと思いません。まず歳入に

ついてご説明いたします。274ページをごらんいただきますようお願いいたします。

上段の款1保険料でございますが、これは65歳以上の第1号被保険者に納めていただきました保険料でございます。

続きまして、同じく274ページ、款2の分担金及び負担金でございます。これは介護認定審査会を三重郡3町と共同設置をしております三重郡3町からの負担金でございます。

続きまして、同じく274ページ、款3から、276ページの上段の款5につきましては、国や、それから40歳から64歳の介護保険料を所管いたします社会保険診療報酬支払基金や県などから法定の負担割合によって本市に支払われる支出金等でございます。

また、276ページ、款8繰入金のうち、項1はさきに説明をいたしました市の一般会計からの繰入金で、保険給付と、それから地域支援事業費の市負担分及び職員の給与準備費の繰入分でございます。

277ページをごらんをいただきたいと思います。上段の項2の基金繰入金のうち、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の支払いができなくなったときに備えまして、65歳以上の介護保険料の余剰分を積み立てる介護保険給付費支払準備基金からの繰入金でございます。平成23年度3月末では10億円ございましたが、平成23年度につきましては保険料の収入だけでは賄い切れないので、その基金から7億700万円余を取崩し、繰り入れをいたしました。

続きまして歳出でございます。279ページから歳出でございますが、主なものについて説明をさせていただきます。

款1総務費につきましては、279ページの上段の目1一般管理費は一般職員12人、新しく要介護認定を受けられます方の要介護認定調査を担当いたします嘱託職員5人の人件費でございます。また、以下279ページが一番下の段から280ページの項3介護認定審査費は、認定審査に係る5人の一般職員の給与及び介護認定審査会に係る経費と、有効期間が終了する前に行う更新の介護認定調査に係る四日市市社会福祉協議会への委託料が主なものでございます。

次に280ページ、下から3段目の款2の保険給付費でございますが、これはいろいろなホームヘルパーであるとか、介護保険サービスに係る費用の9割分であり、284ページの上段まで掲載をしております。

284ページをお願いいたします。中段の介護サービス利用状況の表につきましては、上段が延べ件数、下の段が支給金額、平成22年度と23年度を比較をしたものでございます。

それから次に、その下の款3の基金積立金のうち、285ページの目1の給付費準備基金積立金につきましては、歳入で説明をいたしました給付費準備基金への積立金でございます。

そのほか、285ページの款4の地域支援事業費でございますが、介護予防でありますとか、地域包括支援センターの事業、ひとり暮らしで調理困難な高齢者の方への見守りの目的で給食を届けるホーム給食事業でありますとか、ひとり暮らしの方で急変する病気をお持ちのような方への緊急通報システムの貸与事業、それからおむつ支援事業等でございます。

次に、追加資料の14ページをお願いいたします。

14ページにつきましては、14ページから介護保険の決算状況についてグラフ化したものでございます。グラフにつきましては、過去5年間につきまして年間の推移を示したものでございます。ほぼ全ての項目におきまして、右肩上がりで上がってきておるという状況でございます。

続きまして、次に追加資料の22ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

これは22ページから25ページにつきましては、この介護保険事業計画というのは3年で一度見直しをいたします。その中で3年間の検証をということで、今回新しくこういう項目をつくることをいたしました。そしてその結果、いろいろな課題等が見えてきております。それぞれにつきまして、施設整備のこと、それから相談の事業の仕組みについて在宅ケアを支える等々でございます。総括いたしまして、やっぱり介護保険といいますのはどんどんサービスを充実していけば、それなりに費用も重なってくる。その費用の半分は保険料でいただくということになっておりますので、その分介護保険料は上がっていくというふうな、そういうふうなことがございます。その辺のところをどうしていくか、バランスをとっていくかということが、重要な課題ではないかと思っております。

雑駁な説明で申しわけございません。説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

樋口博己委員長

以上ですね。それでは、委員の皆様から質疑をお受けしたいと思っております。

石川勝彦委員

何点かお尋ねしたいと思いますが、まず総務課長のほうから説明いただきました事業概要の中で、福祉ということになれば委託先の社会福祉法人とか、あるいは市社協、あるいは福祉部が相談事業というものの重みというものをしっかりとどめていただいて、十分な相談事業が展開されているかというような、ニーズに合っているかどうかという、その辺のところをどういうふうに対応してきている。精いっぱいやっていただいているということはわかりますが、施設におきましては人員不足というか、遠いところから遠いところに行かなくちゃならない。そして予定を下回るような状況で、思うに任せないというのが毎日の仕事の実情だと思うんですわね。その積み残しをしながら先送りをしていくというような状態で、相談事業、そしてニーズに、いわゆるサービスをつなぐという、この辺の事業というものがどの程度チェックされて、どう評価しているか。そして多くの課題があるかと思いますが、その辺のことについて大きく、まず謙虚にお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

村上福祉総務課長

福祉の中でいろいろ公的なサービスがセーフティーネットとして働くということであり、まずけれども、私ども考える中で、テーマを私どもは地域福祉を所管しておりますので、ちょっと地域福祉の観点から申しますと、住民の暮らしを守るといういわゆる個別支援の中でどう相談機能が発揮できたかという部分と、いわゆる地域の中につながりをつくるという意味での地域支援という中でどう相談機能が発揮できたかという部分でございます。その中で私が感じておりますのは、特に先ほど保護課長も説明ございましたけれども、やはりその住民の暮らしを守る中での個別支援というのが最近にわかにならなくなってきている。それはいわゆる認知症、高齢者、また知的障害者、また精神障害者、在宅、病院から在宅へ来るという中で、そういった方々の権利を保護していくとか、そういう部分が最近特にクローズアップされていく。それは地域の中での孤立化、無縁化という部分もございまして、そういう中でどうこの相談機能が発揮されていくかという部分が重要なというふうに思っております。そういう部分におきましては、いわゆる地域支援という中では民生委員・児童委員の方々、それから在宅介護支援センター等々、それから市社会福祉協議会がそれぞれの機能を担いながら、連携してもやっていくということで、一定の効果が上がっているというふうに思っておりますけれども、まだまだ連携を密にしてやっていかなければいかんのかなというふうに思っております。ちょっと正確なお答えになっ

ておらないかもわからないですけども、そのように考えてございます。

以上でございます。

石川勝彦委員

今の話だと皮ばかりで、中身がもう一つ。どういうふうにチェックして、どういうふうにフォローしていくかという、やっぱり先送りしておるような状況ではいかんわけですね。だから、三障害者、あるいは高齢者に対応する相談事業がどこまで綿密にやられておるかということが、いわゆる都市経営という中において、都市間競争の中で四日市はすぐれとるよという位置づけをされるのか、それとももう一つというところが、直接の担当者としてそれぞれ感じておられるところがあると思うんですよね。三つの障害の中で身体障害者のほうはどうか、あるいは知的障害者はどうか、精神障害者はどうか、この三つのバランスうまくいっとるか。それに対する相談事業というのは綿密か。あるいは高齢者に対しては、地区地区によって、あるいはいろいろな施設、福祉法人があるわけですけども、その法人がどの程度しっかりと機能してしてくれるのか、どの程度やってくれているのかということ、やはり委託されている以上はお任せというのじゃなくて、チェックせないかんですよ。モニタリングとまではいきませんが、やはりチェックすることによって、いわゆる軌道修正するということもあっていいわけですね。だから、民生委員の機能が、次にお尋ねする民生委員ですけども、民生委員がどこまで、どの地区がどれぐらい機能しているかですね。何人配置されておるけれども、どれだけの機能を果たしているかということと、皆つながってくるかと思うんですよね。だからその辺のところ、やっぱり大所高所からどう見ているかということをお聞きしたんですが、無理かな。

村上福祉総務課長

なかなか直接的なお答えにならないかと思えますけれども、なかなか福祉全般というのは私もまだ経験浅くて、まことに答えできませんけれども、特に地域福祉を中心とした相談の評価、いわゆる検証等については、相談件数が何件あるという部分ではなくて、どういった方々からどういう相談を寄せられたかということをおきちと分析して施策に反映していくと。例えば一つそういう評価の視点を持って取り組んでいくことが重要なのかなというふうに思っております。

石川勝彦委員

例えば介護保険が始まって以来、かなり年月を要しているわけですね。当然高齢化率高まってきているから、それに対していろいろな増床も考えていただいている、サテライトも考えていただいているというような中で、少しでも利用率を高める、そして対応を十分にしていくというサービスを、いわゆるニーズに対するサービスを補って、十分に対応しているかどうかということについては、やっぱりA施設、B施設、C施設、いろいろありますけれども、その辺が、どこへ行ってもいいわけですが、例えばデイサービスとかショートステイなんかはね。どこへ行ってもいいわけですが、どの程度機能しとるかというのは、やはり常にチェックしていただかないかんですよ。だからハードの部分、そして大事な部分はちゃんと特別会計で投入しとるわけですね。しかし、それをしていくからには、やっぱりチェック機能働かないかんですよ。だから福祉部の中に、そういうことにおけるチェック機能というのは今後必要になってくると思いますが、現在ではまだ、そういうことまではなされていない。福祉部長、いかがですか。

市川福祉部長

石川委員のほうからかなり高度なご質問をいただきまして、また中核市になると法人監査の権限が、特に市内には本拠を置き、市内でやっている法人につきましては次年度からうちのほうにある程度権限がおりてきまして、中核市になりましたら本格的にまた監査室というようなものを、監査課になるのかもわかりませんが、そういったものをつくっていく必要があるというふうに考えております。現在のところ、うちのほう、法人の指導を行う部署が福祉総務課のほうにありまして、職員2人が各法人を回りまして、いろいろな支援、それから助言、それからあと日誌あるいは書類のチェックをさせていただいております。私のほうもその結果につきましては目を通させていただいておりますが、各法人、小さなミスはありつつも、精いっぱい努力していただいているのかなというふうに考えております。

それとあと介護高齢につきましては、特に四日市の場合は三層構造という形で、各地区に在宅介護支援センターを整備するという方向で、その在宅介護支援センターを、今度は地域包括が中部と北部、南部に1カ所ずつあるという形で、各地区の在介、そして拠点の地域包括、そして市という連携が非常に、全国的にも珍しい形でうまくいっているのかなというふうに考えております。そういう意味では、高齢者福祉に関しては相談の窓口とい

うのはかなりうまく張りめぐらされているのかなというふうには感じております。

ただ、ほかの、児童福祉であったり、障害福祉であったりにつきましては、相談の機能というのは持たせておりますし、社会福祉法人のほうにお願いはしておりますけれども、まだ十分であるとは言えないかなというふうに思っています。

といいますのは、精神障害の方の人数とかもすごくふえておりますし、また、あと育児に不安を抱える方、ご家庭も非常に多くなっております。福祉はもうマンパワーという面がございますので、それを少ない職員で担い、なおかつ法人にもお願いしということでは、また十分にそのところはいていないのかなと。もう少しそのシステムをきちんと検証できるように考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

石川勝彦委員

監査云々と言われると、監査というのとモニタリング、先ほど2人配置して支援、助言、チェックというようなことをされているわけですから、監査ということになると、また別なんですね。だから、そういう意味から、例えば私も昨年監査委員しとったんですけれども、行政監査と定期監査という形で、恐らく監査ということになると、定期監査的なものが強くなってきて、行政監査は欠落すると。だから、欠落する部分は委託しているんだから、常にそれはやっぱり目配りをしていかなくちゃいけないんですね。足りない部分は他のところで補っていくということ、絶対数は少ないわけですし、追いかけて、いわゆるベッドでもそうですけれども、追いかける形で対応していますが、やはり申込者、希望者は予備軍たくさんおるわけですから、それに対してどういうふうにしていくかということについては、やっぱり常に状況は把握しながら、パンク状態、あるいはここはまだ飽和状態、ここはまだまだというようなことは常日ごろから認識をしていただく。つかんでいくということが大事かと思うんですよね。

それから、次に民生委員ですけれども、ここには43.6%で、42%ということで全国平均、県平均等よりも活動が活発にさせていただいておるということですが、民生委員さんも適任の人と、余り適していない人と、地域によっては非常に大変な地区を抱えている人と、非常に数の少ない、対象者が少ないところと、この辺あると思うんですね。その辺のことについては、個人情報保護の世界ですから、なかなか全体をつかんでいくということは難しいかもしれないけれども、やはり大所高所からマクロ的にしっかりと、無理のないよう

にしてあげないと、ギブアップすることにもなりかねませんよね。長いことやっていただいても自分のことで精いっぱい、思うに任せないところが出てくるかと思いますよね。だからその辺のところ考えると、この本市の場合は153日活動していただいているから云々ということについては、しっかりと今後も続けられるようにしていただきたいということと、適任者を依頼するという、そしてこれは国のほうからの依頼という形を受けて立つわけですけれども、今後やっぱり何らかの形の、民生委員さんに対する別の部分での、税金は使えとはいいいませんが、しかしその税金の使い方を何とか違う形で使えるようなことも考えていかないと、民生委員さんのなり手もないということが出てまいりますので、この辺の対応については今後の課題として、やはり23年度の、恐らく23年度の決算をする段階でも、その問題は課題としてあるかと思えます。24年、25年と続く中で、もっともっとその辺は無理が出てこようかと思えますので、くれぐれもその辺を今後に向けて対応していただけるような準備体制をとっていただきたいということをお願いしておきます。

それから次に、市の社会福祉協議会の補助金ですね。100%投入して、運営費が中心になるわけですけれども、よく聞かせていただくことが、いろいろ耳に入ってくることは余りいいことを聞かせていただくことがないんですね。その辺のところ、身内だからなんともできないかもしれないけれども、でもその辺は心を鬼にして機能していただかなくちゃいけないということと、包括の1分野を担っていただいているわけですから、北に比べて見劣りする、南に比べれば楽だけれども上手にというような、そういう話を身内の中から聞こえてくるというのにはやや心配な部分がありますよね。だから、質の問題を高めていただくようなことも考えていただくことをひとつお願いしておきたいと思いますが、この点について、何かお考えございますか。

村上福祉総務課長

今、石川委員のほうから、ちょうど私どもも補助金を支出いたしております。当然補助金を支出するということは、その補助目的があって、いわゆる地域福祉等々に対して私どもと連携をしながら、その推進を図ることがございます。それで当然そういう意味では連携もとりますけれども、もちろん緊張関係も持って、いわゆる、より高めながらやっていくということが必要かと思っております。そういう中におきましては、私ども事務局のほうに市の職員2名、これは事務局長と総務課長でございますけれども、2名派遣し

ております。また、社会福祉法人の理事として福祉部長も参画いただいておりますし、当然これは予算調整の場できちっと社会福祉協議会と緊張関係を持って調整しながら、必要な措置を講じていくという観点でやっておりまして、今後ともそういう、税金をもって補助を行うというところから、きちっと説明責任を果たせるようにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

これは今度会長になったのは前の病院長である伊藤八峯さんですね。もう前の前の会長さん、もうお亡くなりになりましたけれども、一番大事なスタートの時点で、十分な機能を果たすような、会長さんというのは飾りですから何もなかったけれども、ということで、そこからスタート、まずいスタートをしてしまっているような感じで、今度の新しい会長さんは思い切ってメスを入れていきたいということで、1人で頑張ろうとしておられますけれども、その辺のところをしっかりと、なぜ頑張らなくちゃならないのかなというところをしっかりと、補助金を全額出しとるからには生かしたお金の使い方をしていただくということで、問題は量の問題もありますけれども、質の問題も多分にあると思います。この点については十分おわかりだと思いますので、その点をひとつしっかりとやっていただきたい。

それと関連して、次に老人福祉センター、中央老人福祉センターも市社協が指定管理者としてやっていますよね。ここの支出済み額のところの金額、これを考えてみましても、利用状況からいって、地域が非常に限られておるといふことと、どうももう一つという印象が強くて、どうしてもこの老人福祉センターは市社協にやってもらうんだという、その辺のところももう一つわかりにくいところがあります。費用対効果という面を考えた場合に、先ほどから申し上げておるように、身内でやらせているからどうしても問題が出てこようかなというふうに思いますが、見直しをしていく、いわゆる再契約をするという、更新をするという中で、その辺のところをしっかりと方向づけするなり、あるいは方向転換をするなりしていただかないかと思っておりますが、本市の中央老人福祉センターというのは大きな存在であったはずですが、どうももう一つ今、線が細くなっているような気がいたします。その点について何かお考えがあるならば聞かせていただきたいと思っておりますし、今後に向けてどのようなお考えをお持ちでしょうか。聞かせていただくなり聞かせて

ください。なければいいですけども。いかがでしょうか。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。ただいまご指摘の中央老人福祉センターについて、市の中核でございますので、今、四日市市老人クラブ連合会等の事務局も担当しております。そういった関係もございまして社会福祉協議会、これは公募で選定をされたわけでございますが、前と同じようなことではだめだということで、今回23年度から施設の指定管理の条件といたしまして、本人、自分のところの社協のほうから入浴時間を長くしたり、そういったこと、それから売店を置いたり、それから1階のフロアには利用者の方が使っていただけるようなパソコンを置いたり、そういったことで工夫もしてきております。そういったことは一歩前進をしてきたのかなというふうに思っておりますが、やっぱり社会福祉協議会がやっているというようなことで、老人クラブ等をもうちょっと指導的な立場で一緒にやっているというふうな形でいければなというふうに思っておりますので、今後とも指導等とまではいかないかもわかりませんが、その辺は私どもから申していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

利用率がやや滞っておるという感じ、それと西の老人福祉センターも、利用状況からいって非常に不便ということに尽きるんですが、やはりせっかくいい温泉を引いているわけですし、利用しているわけですし、もう少し利用率を高められるような方策はとれないものかなと思うんですね。指定管理者は別に人数をふやさなくちゃならんという使命感に燃えとるわけじゃないわけです。だから、指定管理者に管理を求めている、任せているならば、それを援護射撃してうれしい悲鳴で大変ですわというふうな答えが返ってくるぐらいの状況に利便性を高められるようなことを考えていただくことはできないものかなということ利用者の中から、あるいは利用したい人たちの声として受けとめていただきたいというふうに思います。

次に追加の資料の7ページの富田、四郷に看護職を配置されて、今後順次看護職を配置していくということですが、ご承知のように三重県全体に看護職、いわゆる看護師が絶対的に不足していますよね。四日市大学からも、いわゆる奨学金云々で何とかその押しとど

めてということで、二十数人確保しておるようなこともありますけれども、非常に移動が激しい世界で、各在宅介護支援センターに配置していくという希望的に思われておりますし、非常に相談員を置かれることによって効果が高まっておるといふこと、これは非常に在介センターとしては存在価値が非常に大きくなるわけですね。その辺のところのご苦労はあろうと思いますし、取り合いをしなくちゃならん部分が今後出てくるかと思っておりますよ。年齢的にも若干、年とられた人も多いいんですかね。今後の見通しはどうか。

服部介護・高齢福祉課長

確かにご指摘のように、看護職というのはなかなかOBにならないというのが現状かと思えます。ただ、病院等の急性期の医療等で働く看護師さんと、こういった在宅介護支援センターで働いていく看護師さんというのは、確かに人生経験の豊富な方で相談にゆっくりお年寄りの方に乗っていただけるといふ点では、ちょっとスタンスというか、違うのかなといふことを思っております。そういった意味で、社会福祉法人等である程度の法人さんですと、看護職はデイサービス等に配置をされておる、そういうような現状もございますので、そういったところからの配置転換等を考えていただいたりといふふうなところを、今お願いをしておるところでございます。

石川勝彦委員

25カ所ありますよね。それをこれ二つ、とりあえず富田と四郷と配置したと。しかし、25カ所といふふうなことになりますと、やはり2名ずつといふことになると気の遠い話ですよ。だから今申し上げましたように、人数を確保せないかんですよ。その辺の見通しはどうかかなといふところまで答えてほしかったんですが、いかがですか。

服部介護・高齢福祉課長

確かに25全ての在宅介護支援センターに看護職をといふので難しい面があると思えます。そういったことも含めまして、私どもとしては包括支援センターに看護職を置くことによって、そこから派遣をするなりといふふうなことも、今考えているところでございます。見通しについては、何らかの形は、全地区に配置はできないかもわかりませんが、かわりのあるといふことについてはできるだけ早い時期にといふようなことは思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

最後に生活保護に関係してお尋ねしますが、先ほどの説明でケースワーカーを増員されたということですが、大体1人当たり80名、ところが本市の場合は、一昨年お聞きしたときには120名をオーバーしていたと思うんですが、かなりオーバーワークということと、それからケースワーカーそのものが人間ですから、かなり無理をしていただいているところもあるかと思いますが、その辺のところと、ますますふえると。受給者がふえると。適正な保護に努めたいということですが、やはりケースワーカーを確保していかないと、しっかり確保して安定的な仕事をしていただくような体制をとっていただかないと無理があると。

それから支援員を置いておくことによって就労支援ということですが、ハローワークと連携をとりながらといっても、今日のような、こういう時世です。このまま、こんな時世がどんどん続いていくと思います。そういう中で、どこまでそれができるかということ考えた場合、非常に心配なんですよね。よほどしっかりした形で方向づけしてやり、安定したところへといっても、人を減らすのが、もう今企業の現実です。そういう中で、今後もどんどんふえていくという、働く場所も方向づけしてやりたいということですが、保護課として、一番初めに言いましたような、80名であるところが120名、増員したことによって現状どうなるとするのか。そして支援員の役割は十分果たされているのかということは、逆に保護を受けとる人が仕事ができるような体制に持っていつているのが、これこそ目標を定めて、結果もやっぱり100%クリアしていただきたいわけですが、なかなか難しいと思うんです。その点はいかがですか。

水谷保護課長

ここ3年でケースワーカーを2人、4人、2人というふうに8名増員していただきました。今の持ち件数が100ちょっとです。少し、まだ5名、6名足りないんですけども、この辺は人事当局にも伝えて、また計画的にふやしていただくよう、きちっと申し述べておりますし、やってもらえると信じております。

次に就労支援の件ですが、もともと1人でやっていたのを2人にして、ことしまた3人、やられていたら4人というふうに充実強化はしております。もともとワーカーが

ハローワークへ行って求職活動をしてくださいと言って、そのまま行っていただける方ならいいんですけれども、なかなかそういうことが、行かれても行くだけというような結果になる方に関しては、そういう就労支援員において、とにかく手をとり足をとってハローワークへご一緒すると。ドタキャンとすっぽかしもかなり、連続ですけれども、それにもめげず、一生懸命やってもらっています。

これだけの実績が上がっていますけれども、これが全て就労に結びついて生活保護が終了になるかという、そうじゃありませんので、やっぱりそれこそ十二、三万を得るような仕事というのはなかなか今ありません。シェアをされているのかどうかわかりませんが、それでもやっぱりある程度仕事についていただいて、次のステップを目指してもらおうというふうに考えて、少し長目の気持ちで私ども就労支援は努めていきたいと思っております。

以上でございます。

樋口博己委員長

引き続きよろしいですか。

村山繁生副委員長

いや、私また関連させてもらいます。どうぞ。

日置記平委員

関連ですな。

村山繁生副委員長

関連です。

日置記平委員

先やんなはれ。

樋口博己委員長

どうぞ。日置委員、どうぞ。

日置記平委員

委員長から指示してもらったので、喜んで。初めから私もこの分野にはちょっとお尋ねしようと思ったんですけれども、今の就労支援のところね。このところ、13ページのところをちょっと知りたくて。知りたいのが具体的に就労支援ってどんなことをしてみえるんやなと思って、非常に興味があるんです。興味がね。だからここには、この働くことへの支援する、サポート役に適する人材ってどんな人なんやろうと思うけれども、これは職員は誰もしていないんですか。職員、ケースワーカーというのは職員なんやろか、委託の人なんやろか。

あわせてここに、2番目にはケースワーカーをふやしましたと。それからこれ、査察と書いてあるんだけど、税務署の査察みたいなふうに思えて、そうやわなというふうにも理解できるんですが、これは重要な仕事やけれども、嫌な仕事やな、これね。と言い決めたらいかんのですけれども、難しい仕事やと思うんですが、この辺のところを。

まずケースワーカーってどんなことをやってみえるのか。これは時間帯もありましょうが、これね。それと査察という仕事と、あわせてこの就労を具体的にはどんな支援をして、さっきハローワークとの連携というふうには言ってみえましたが、私はその、皆さん方がそれをいろいろと統括し、監督してやっているだけでいいのかな。あれ商工農水部はどうなっとんのやろというふうにも思った。だから、ちょっとこの辺のところ、もう少し詳しく。

水谷保護課長

ケースワーカーというのは、私がやっていたころは地区担当員というふうに呼ばれておりました。地区ですので、常磐なり、日永を持ちまして、そこの生活保護の受給者の方を相談に乗って支援していくと。それで最終的には自立を目指すわけですけれども、例えば傷病でなかなか働けない場合とか、それから高齢でもう働けないと。経済的な自立は難しいという方には、その社会的な自立、ある程度生活上の自立を図っていくということが主な仕事でございます。決して働けない人を働かせて自立させていただけじゃなくて、そういうことが難しい方もそれなりの、社会生活における自立を果たしていく。それがまず第一です。

査察指導員というのは、指導員、指導員というんですけれども、うちの場合は係長と、

何というか、兼務しております。ケースワーカーが一つケースで問題がぶち当たりますと、1人ではなかなか解決できませんので、すぐ相談できる役、それが査察指導ということで置かれております。あと、その査察指導も、三重県の監査ではもう少し人が要るんじゃないですかというようなことも、ちらっと言われております。当然そのケースワーカーの人がふえていますので、それを統括する職員も、今査察指導員3人ですけれども、それではちょっと少ないだろうと。5人ぐらい要るんじゃないですかということは言われております。相談、相談で、1人の査察指導員がアップアップしてまいりますので、その辺も大事なところだと考えています。

就労支援員さんについては、まず面接から始めます。今やってもらっているのは、県の職員のOBの方と、それから中小企業の社長をやってみえた方がお一人やっております。当然中小企業さん、社長様ですので、人を見る目は割と確かで、その人に合った指導というか、支援をしてもらっています。一番に面接していただいて、何がやりたいのですね。限られますけれども、それから今までどんな仕事をしていたのということを聞いて、例えば、今まで履歴書を書いたことありますかとか、あるいはどんなような面接をしたのということですね。一応聞いて、その情報を持ってハローワークの、またコーディネーターがおりますので、その辺と打ち合わせて、また今度はハローワークのコーディネーターと面談というような段取りをとっております。それも一緒について行って、きちっと、何というか、そばについてお話を聞く。紹介されたところにはご自分で行ってもらうんですけども、例えばこういうふうなことを気をつけたほうがいいにとか、また別なところ心当たりあれば、それを教えて、こんなところもあるよとかいうことで、かなりサポートとか、密接なサポートをしていただいております。それがきちんと就労に結びつくかどうかは、なかなかのご時世ですので有効求人倍率が上がったとはいえですね、やっぱり少し買い手市場の傾向はあるというふうに聞いています。

以上です。

日置記平委員

企業の民間人を採用してみえるのはええね、これね。それはもう経験者ですから、いろいろな形で見える目も豊富だし、これは非常にいいことだと思います。それともう一つは、その求人の情報というのは、もう既に資料は持ってみえるんですか。それからもう一つは、この査察を担当している人が係長が兼務してみえるので、その係長に一遍聞きたいなと思

う。これ難しいよね。例えば最近は個人情報やプライバシーの問題がいっぱいあって、これ言葉にならんくらいな難しい経験をしてみえると思うんですが、ここで経験聞きたいなと思うけれども、それはそれとして、この査察の手法ね。こんなマニュアルはあるんやろうか。国がくれているんですか。

水谷保護課長

まずその査察のマニュアルですけれども、国というよりも県が中心になってつくっております。査察指導ですので、結構ケースワーカーではなかなか1人では手に負えない場合ですよ。だから処遇困難のケースと一緒に自宅訪問すると。それでお話を進めていくと。なかなかこちらのご説明しても、ワーカーが説明してもわからない方、ご理解できない方がみえますので、そういう方について一緒に行ってお話をさせてもらおうと。そういうのが一番あれですね。

就労支援ですけれども、情報は常に持っております。資料化して持っておりますし、かなり本当に頻繁にハローワークへ行ってもらって、いろいろ情報を収集してもらっています。特にコーディネーターがおりますので、向こうにも。その人ときちっといっぱい話すると、連携をきちっとすると、やっぱり就労に結びつくことも多いですので、その辺はちゃんとやってもらっていると思います。

以上です。

日置記平委員

その就労の支援の提携先ね。ハローワークだけ。人材派遣の業界というのは、その支援協力体制の中の視野には入れてあるんですか、ないですか。

水谷保護課長

今のところそういう、何というか、人材派遣の業務をするところはございませんけれども、産業カウンセラーとか、そういった、また就労支援なり、就労先を直接つかんでいるようなところと、横浜とか、その辺は提携先としてしているようですので、その辺も今後、さらにその就労支援の就労へ結びつく率を高めるには、そういうところへの連携というか、提携も検討が必要と考えております。

日置記平委員

ケースワーカーと査察という仕事をしてもらう人の、相手が人間ですので、対人関係のセミナーを受けてもらうのは、極めて重要かと思いますよ。人間関係でね。査察という気持ちじゃなくて指導してあげるといって、門前払いで足で蹴っ飛ばされて帰ってくることもあるやろうし、それは中には、どうぞ上がっておくんなはれ。お茶でもどうぞと言ったら成功やわな。その辺のところを、やっぱり非常に難しい仕事だけに、いろいろと配慮はしてあげることが大事かなというふうに思います。

あとこの保護の部分で聞きたいことがありますけれども、一旦ここで終わります。

樋口博己委員長

それでは4時10分まで休憩を入れたいと思いますので、10分から再開をさせていただきます。

16:03 休憩

16:14 再開

樋口博己委員長

おそろいになりましたので、再開をさせていただきたいと思います。

事務局より、今書類が1枚、ペーパー配付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、自宅にこれ同じものがファクス、今届いているかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

村山繁生副委員長

ちょっとその生活保護の関連でもうちょっと、端的に質問させていただきます。24年度もまだふえているということなんですけれども、この追加資料の13ページで、22年度と23年度と比べますと、若干減っているものは横ばいということなんですけれども、保護人員は300人ぐらいふえとるわけですね。300人ふえて、保護総額が横ばいということは、ある程度収入がある人がふえたのか、そういうことも考えられると思うんですが、その辺の分析はちょっと教えていただけませんか。

水谷保護課長

きちっとした分析はしてありませんけれども、医療費ですね。医療費が多分、かなりかさ増ししているんだろうというふうに思います。1人当たりのですね。

村山繁生副委員長

今のお答えは医療費がふえたということ。いや、その人数が、保護人員が300人ふえているのに、保護総額はそんなに変わっていないですよ。22年度、23年度。その辺はどうなんですかと聞いているんです。

水谷保護課長

済みません。逆ですね。一人一人の保護費のあれが少なくなったということで、申しわけございません。これ医療費が減ったということです。間違えました。済みませんでした。

村山繁生副委員長

わかりました。医療費が減ったということですね。

それで、このその他の部分が、内訳のですね。22年度までと、この23年度は極端にその他の人がふえているんですけれども、その他の人というのはどういう人がふえているわけですか。

水谷保護課長

高齢者、母子、障害、傷病という以外の方なんですけれども、一番、何というか、わかりよいといたらおかしいですが、仕事をなくして特に就労層が原因がないんですけれども、仕事がないために保護に、何というか、支給せざるを得なかった、そういう人がふえたということです。

村山繁生副委員長

その年代別は、じゃ大体どんなものですか。

水谷保護課長

20代、30代、40代なんですけれども、このうちの全てが仕事をなくしたわけじゃないんですが、多分20代はそんなにおりません。30代、40代が一番多いと思いますので。ちょっと詳しいデータ持っておりませんので、申しわけないです。

村山繁生副委員長

はい、わかりました。また細かいことがわかりましたら教えていただきたいと思います。

それと先ほどから査察と訪問、調査とかいろいろ出ておりましたけれども、全国的には不正受給というのは、1.何%やお聞きしていますが、これを四日市に当てはめると2%弱でも1億近くの金額になってくるんですけれども、実際四日市で不正受給が見つかったとか、そういうのはあったんですか。23年度に。

水谷保護課長

不正受給と申しますと、不実の申請というか、虚偽の申請をしてそれが発覚したということで、ほとんどないんですけれども、全く自分がうかつとして申告しなかったということもありますので、本当に不正受給というのは数件あります。毎年。

樋口博己委員長

水谷課長、先ほどから多分とか、間違いましたとか、非常に不明瞭な答弁ですけれども、私が知っている限りでも、収入を申告しなくて不正受給していたという事実がありますが、明快な答弁をお願いしたいと思います。

今明快な答弁がなければ、改めて資料として提出をいただくか、どちらかお願いしたいと思います。

水谷保護課長

資料として提出させていただきます。

樋口博己委員長

よろしいですか。

村山繁生副委員長

はい、わかりました。それともう1点、ちょっと教えてもらえませんか。

実績報告書の99ページのその他の扶助費の内訳で、住宅手当緊急特別措置事業費とあるんですけども、2177万ぐらいの。これは、普通の住宅扶助とは違うと思うんですけども、こういった違いのこういった事業なのかを、ちょっとわかりやすいように教えていただけませんか。

水谷保護課長

扶助費の中に置いてありますけれども、これは先ほどからお話しさせてもらっている、仕事をなくしたために家を失ったり、家を失いかねない人、平成21年の10月から始まった事業なんですけれども、そういう人を対象にハローワークと連携して、こちらが住宅費、いわゆる家賃をお出しする。条件に合えば、6カ月。そしてなくされた方は、社協のほうでお金を借りていただいて、それでおうちを借りてもらう。生活保護としては、その家賃の3万5000円、限度が3万5000円なんですけれども、を6カ月にわたり支給させてもらう。その間に社協では住宅を借りるだけじゃなくて生活費も借りることができますので、それでまたお仕事を見つけて、復帰してもらおうと。そういうふうな制度でございます。

村山繁生副委員長

そうすると、普通の住宅扶助との違いは、緊急であって短期間ということになるんですか。

水谷保護課長

普通の住宅扶助というのは、およそ生活扶助から始まって、生活保護費が。生活扶助、住宅扶助というんですけども、生活保護法の中じゃなくて外にある制度なんです。生活保護を……。

樋口博己委員長

水谷課長、改めて答弁最初からお願いします。

水谷保護課長

住宅扶助って、住宅手当というのは生活保護とは別の制度で、生活保護に陥らないため

の第二のセーフティーネットと言われているものです。それは主にハローワークを中心に
つくられた制度で、たまたま支給元というか、受付を保護課がやっております。それは生
活相談が多いので、保護課でやりなさいというふうに国で決められたわけですがけれど、
これを住宅扶助を受けていただいて、生活資金を社協で借りていただくと。それで生活保
護には陥らなくて済むだろうと。その間にお仕事を見つけていただいて、復帰してもら
うと、そういうふうな制度でございます。

村山繁生副委員長

これは本当、また生活保護者にはなっていないということによろしいですね。はい、わ
かりました。

樋口博己委員長

水谷課長、よろしいですか。

水谷保護課長

生活保護にはなっていないということで、自動車を持っていただいてもよろしいで
すので。その辺がやっぱり違いますね。

村山繁生副委員長

まだ生活保護にはなっていないからね。

樋口博己委員長

全員にお願いします。携帯電話確認ください。音が鳴らないように確認ください。この
場で確認をお願いします。

はい、ありがとうございます。では確認をさせていただきます。

じゃ、質疑を再開させていただきます。

豊田政典委員

じゃ幾つかありますので手短にそれぞれいきますから、細かい話も多いです。

さっきの生活保護については、会派で少し話題になりましたので、聞いてこいというこ

とですので聞きますが、市外から転入して、直後に保護申請あったなんていうケースは把握していますか。調査していますか。というのは、手短かに言うと、近隣市町よりも四日市は受けやすいよといううわさが、うわさというか、評判があって、実際にそれを耳にした方が、メンバーが会派におりまして、そんな事例があるんだよという話でした。それを把握しているかどうか、教えてください。

水谷保護課長

生活保護法の趣旨としましてはどこでも、住所地がどこであるかとかいうことじゃなくて、そこに実際の生活の根拠があるかということです。今おっしゃいました、転入してすぐというのは、ちょっとよくわからないんですけども、そこへ入られて生活の根拠さえできれば、そこで相談はお受けすると。実際にその分をお支払いするかどうかわかりませんが、もう一つ、ホームレスという考え方がありまして、どこにもその、何というか、ご住所もないんですけども、いわゆるどこの市町村でも、行った先で相談はできるよということはありません。だから四日市で相談受けて、したいといえば、それは拒めませんし、例えば名古屋でしたいといえば名古屋、それから大阪でしたいといえば大阪と。そういうふうなことになっておりますので、特に四日市が甘いというふうには、うちが、何というか、認識しておりません。

豊田政典委員

それ以上は余り追求はできないんですが、今のところ余り差があると、当然制度としてまずいのでね。それ以上。どうぞ。

中森慎二委員

私もそれ聞こうと思った。私も言われたんですよ。よそからかわってくる人の認識の中で、四日市の保護制度は非常に甘いと。支給しやすいよということを聞いてきたという人がいて、僕のところも来た人がいるの、それが。実態そうなのかなという話を、この間もちょっと聞いたばかりなので、同じ話やなと思ったので。行政がそういう認識を持っていないだけなのかもわからないんですけども、そこら辺というのは何かこう、保護は一律の基準のもとになされていると我々も思っているんですけども。生活保護支給を受けやすいというような側面があるとすると、どういう要素のところなのか。そういう余地は一切な

いという話なのか、対応する職員とか、四日市市役所のほかの対応の認識の中でそういう要素というのはいり得ることなのかね、少しでも。領域として。それは全く介入される部分ではないということなのか。その辺はどうなんですかね。

水谷保護課長

県の監査を受けますと、どっちかという、四日市は相談のみばかりで、きちっと受けてないのじゃないかというふうなのをよく言われます。だから、そういうことがちょっとわからないんですけれども。

樋口博己委員長

水谷課長、例えば菰野町ですと、町には直接の決定権というか、受ける、権利の審査があるかとか、そういう面はないですか。

水谷保護課長

町は窓口としてあるだけで、実際には県の郡部の福祉事務所が対応します。だから、菰野ですとそこの、四日市の福祉というんですか、県四日市福祉というのですね。そこの保護のグループがその対応をするわけです。だから、それは一緒だと思うんですけれども。

樋口博己委員長

申請から決定までの時間的な期間はどうか。

水谷保護課長

標準2週間なりですね。あげなさいと、最長でも1カ月ですよということで、ある程度守ってやっておりますので、その短い長いというのも、特にないと思いますけれども。ただ、かなり三重県ではよその監査では余りにも何回も相談を受けているんじゃないのと。1人の人についてと。早く相談をきちっと受けたら受理したほうがいいんじゃないですかというのを毎年のように言われます。

橋本福祉部理事

済みません。よその市と、町と比べますと、四日市、この近隣でいきますと、生活保護

費は級地といいまして、各町、地によって若干基準が違うんです。それで、四日市の場合は、この近隣の中ではやはり、ちょっと保護費が1ランク上の基準ですので、同じ状況で、例えばよそ、菰野から来られると、若干ですけれども、保護費は高くなるので、四日市で受けたほうが有利かなと思われる方があるかも知れません。ですけれども、基準としましては、今言いましたように申請の日にちとかいうのは国の基準に合わせてまして厳格にやっておりますので、そんなに四日市が受けにくい、受けやすいというのではないかと思いますが、保護費が違うというところで四日市のほうが有利かなといううわさが流れておるとすれば、そういうところがあるかと思えます。今ちょっと、どれだけ違うかという資料を私は持ち合わせておりませんので、はっきりお示しできないんですけれども、そういうところがあるかと思えます。

中森慎二委員

その、今市町によって違うという部分であれば、一遍資料を出していただきたいなと思うのと、もう一つ生活保護を受給してもらうという手続の部分における確認事項だとか、行政側のね。預貯金の話だとかいろいろあると思うんですけども。そういうような部分が甘いとか、ほかの市町村に比べて四日市のほうがどうかというような、そういうような対比できる資料もちょっと出してもらえませんか。どういうふうな考えでどういうふうに確認しているかというあたりを。

市川福祉部長

済みません。生活保護に関しましては、県下各地の人口、それからあと生活保護の人数をあらわした一覧がございますので、それを示させていただきたいと思えます。それと受けやすい、受けにくいということをあらわす書類というのが、ちょっとどういうものを指すのかというのは、私もイメージ湧かないんですけれども、例えば鈴鹿市でしたら、もうカウンターのところには生活保護の申込書が置いてあったりするんですけども、四日市の場合は、聞き取りをした後でないと生活保護の申込書というのは、一応お渡ししないような形になっておりますので、四日市市が特に生活保護が受けやすいというのは、ちょっと私も、あるところからは聞きますし、それからあと貧困ネットワークさんとかからは、四日市市は水際作戦をやっているのではないかというふうに批判をされますし、その辺はいろいろ見方があるのかなというふうに考えております。

それと、県下各地の保護率等の一覧につきましては、用意をさせていただきます。

豊田政典委員

それじゃ、資料を見させていただいてということにしまして、あとさくさく聞いていきますのでさくさく答えていただければ結構ですけれども、緊急雇用の関係で、済みません。委員会資料のとしてあるやつ、折り曲げてあるやつ、ごめんなさい。さくさくいってないんですけれども。8ページのところが目についたので、一番上のやつですけれども、当初予算8600万円余りで、不用額6400万円余り。実際に雇用できなかつたり、雇用期間が短期間であつたりするのでというように書いてあるんですけれども、これはどういう事情なのかというのを補足説明をしてください。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

この緊急雇用につきましては、地域相談体制強化事業と申しまして、在宅介護支援センターの相談業務にかかわるといふふうな、そういうふうな内容のもとで求人等をいたしまして、ケアマネジャーの資格があればいいということでさせていただきました。なかなか求人を出していたんですが、応募がなかったというふうなところはあります。それが主な理由でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

予算のとき覚えていないので申しわけない。ケアマネジャーの資格がないと該当しないというやつ。

服部介護・高齢福祉課長

全てが全てそういうことではございませんですけれども、私どもの積算がケアマネジャーの資格ということで単価が高くなっております。実際雇用する段に当たりましては、ケアマネジャーじゃなくてもいいということにはなったので、その差額が大変出てきたかというようなことと、それから、やはりまだ求人をしてなかなか応募がなかったというふうなことが主な要因というふうに思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

そうすると、途中で基準が変わったのか何かわかりませんが、資格の話ね。それは国が悪いのか、市が甘かったのか、どっちなんですか。

服部介護・高齢福祉課長

当初現場のほうから、単なる相談員補助ではなかなか有効に仕事をしてもらえないというふうな、そういうような意見もございまして、私どものほうがケアマネジャーの資格を持っているということをもとに積算をさせていただいた。私どもの見積もりが甘かったということでございます。

豊田政典委員

次、これも目についたのでお聞きするんですが、主要施策の83ページのところで、真ん中あたり、福祉の店事業費補助金です。補助金全般についてはもう全体会上げることになったんですが、これは市社協に対する補助金なんかなあ。補助額よりも売上げのほうが多くなっていて、この資料を見るだけでも。しかも補助対象経費は給与とか、法定福利費とか、運営費みたいな金も入っているんですけども、その辺は交付基準に合わないし、予算額も予算の範囲内において交付するということで、事業費の2分の1以下というの合わない。これはどういうことになっているかというのがさっぱりわからない。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。福祉の店事業費補助金につきましては、市社会福祉協議会のほうに対する補助でございます。ここに計上されてございます売上金額467万7520円部分につきましては、85%が各施設のほうに戻されます。といいますのは、この福祉の店につきましては、基本的には四日市市内の障害者の施設で、そこに通われる利用者さんがつくられた作品を尾平のジャスコ、それから総合会館の1階、そちらの福祉の店の常設店のほうで売上げ、販売をしております。その売上金額が総トータルで、この467万7520円でございますけれども、先ほども申し上げましたように、このほとんど大半が利用者さんのほうに還元をされ、利用者さんの手元に収益として行く、あるいはその施設の

原価というふうな形でございます。

一方、この福祉の店の事業費につきましては、常設店のほうで障害者の方2名を雇用しております。そういった障害者の方の賃金、あるいは尾平のジャスコ店での店舗の借り上げ料、そういったところでの経費を賄っているところでございます。

この福祉の店の補助金につきましては、市、それから社会福祉協議会、あるいは利用者の代表の方、それからボランティアさん、施設、そういったところで協議会を結成をしております。年に2回、今後の福祉の店の事業について議論をしておるところでございます。この補助金につきましても、今後どのようにしていくのか、見直していく部分について、今年度は特に2回ではなくて、少し回数をふやして協議をしていく所存でございます。説明は以上でございます。

豊田政典委員

ずっとやって、長年の積み重ねがある事業なんですけれども、最後のところがよくわからないんですが、補助金のいろいろな取り決めの内容について、今後検討して見直していくというふうに考えていいんですか。

水谷障害福祉課長

はい、そのとおりでございます。

豊田政典委員

はい、わかりました。じゃ続いて。あと84ページのこれも真ん中あたりで手話通訳者派遣事業費ですが、先日手話通訳者の団体の方から話を聞く機会があって、これはそのときの話では、臨時職員扱いで臨時職員の単価で時給で支払われていると聞いたんですけれども、まずそれで間違いはないですか。

水谷障害福祉課長

はい、間違いございません。

豊田政典委員

その団体からの要望とか、改善希望というのは聞いてもらっていると思いますが、聞い

てなければ改めて言うと、ある手話という特殊技能の一つだと思いますが、にしては単価が安いじゃないかということとか、あるいは車が使えないのかな、移動のときに。とかいろいろ改善してほしい内容があるんだけれども、なかなかそうはならないという話でした。私が単純に思うには、その団体があるならば委託事業にするとかいうことはできないのかなということそのときに考えていたんですけれども、今のやり方を改善する考えがあるのかなのか、教えてください。

水谷障害福祉課長

手話通訳者の派遣事業につきましては、手話通訳の登録をいただいている方が21名ございます。平成9年度からの事業でございますけれども、手話通訳の方が第1希望としましては身分の保障をきちんとしてほしいということで、委託事業ではなくて直営であくまでもやってくださいという要望が第1希望でございます。そのところを尊重しながら、それぞれ21名の方を初めとした手話関係の方と定期的に協議をしておるところでございます。私どもとしては、別途特別職としての身分保障というふうな形での案もご提示をさせていただいておりますけれども、今のところ、先方さんのほうが臨時職員でということをご希望ですので、この21名の方全員が臨時職員として登録をいただいております。

豊田政典委員

一つ、その21名の方の希望は、臨時職員を希望している。今のままの身分で、単価を上げてほしいとか、そういう内容ですか。

水谷障害福祉課長

要望事項等は幾つかございますけれども、第1番目の希望は身分保障をきちんとしてほしいということ、これは何か起こったときに公務災害の適用をしてほしいというところが根本にございまして、そのところがご希望でございます。したがって、今のところ手話通訳の方は、臨時職員を強く希望しておりますけれども、別途私どもはその単価のほうも上げながら、特別職というふうな形でご提案をさせていただいておりますが、その手話通訳の方々が特別職だと労働ではないというふうなことをおっしゃられたりとかで、ずっと協議の場を継続して今後も設けていく所存でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

わかりました。最後、これは個人情報の扱いというか、かつて何年か前に、2年ぐらい前ですか、石川委員が一般質問されて、なるほどなと思って聞いていたんですけども、例えば災害弱者、要介護者であるとか障害者の情報を災害弱者対応の名簿とかを地区でつくる場合にそれがその地区に伝えられていないとか、あるいは、これは僕が直面した話ですけども、これも五、六年前ですが、敬老事業の際に何か配りものを地区でしたいけれども、それに使えるような名簿が配られなくて、物すごく手間のかかる作業を地区市民センターでやっていたので、仕方なく手伝った覚えがあるんですけども、この辺の行き過ぎた個人情報保護ということも石川委員も一般質問されていましたが、今はその辺はどうなっているんですかね。現状を押さえていないので、改めて確認したいんですけども。

服部介護・高齢福祉課長

私ども地区敬老行事の名簿につきまして回答させていただきます。今現在でも70歳以上の方の名簿につきましては各事業の実施団体のほうへ、覚書を交わした上でございますが、提供させていただいております。

豊田政典委員

今でも。

服部介護・高齢福祉課長

はい、今でも。当時からずっとでございますが。

豊田政典委員

じゃ、そっちのほう。僕が五、六年前かな、何かもらったやつがそのまま使えなくて、切り張りして何かやっていたんですよ。わかりますよね、多分ね。それと変わっていないという意味ですか。

服部介護・高齢福祉課長

はい。名簿の序列のことをおっしゃっていただいているのかと思いますが、確かに順番というのは全市画一的方法でしか出力することはできませんもので、よく自治会単位で出してほしいとか、そういうふうなご要望をいただく場合があるんですけども、なかなかそれは現実の問題として難しいというようなことがあるかと思いますが。

豊田政典委員

それは思い出しました。個人情報保護の過度な保護じゃなくて、情報の使い勝手の、出し方の話ですよ。それは詳しくはまだ思い出せませんが、ITのほうで管理していますよね。それとうまく加工すればできるんじゃないかなという気もするので、可能な限り、また地区の民生委員さんとか、主催団体が使いやすいように工夫してやってほしいなということ。

それからさっき、質問では障害者や要介護者のことも言ったんですけども、答えがないので、もう1回答えてください。

水谷障害福祉課長

災害時の要援護者台帳につきましては、手帳交付時にご本人さんから同意書をいただきまして、その同意に基づいて情報提供のほうを台帳登録という形でさせていただいております。状況でございます。

豊田政典委員

要介護者の答えがない。

服部介護・高齢福祉課長

はい。要介護者につきましても、今現在民生委員さんにお世話いただいておりますんですが、済みません。災害時要援護高齢者と申しまして、65歳以上の方の単身世帯でありますとか、高齢者世帯の方々を中心として、名簿としてご提供させていただきまして、その方々について、台帳に載るのがいいかどうかという同意をとっていただいた上、それを集約をいたしまして、そして地元のほうへ提供させていただいておりますという状況でございます。

豊田政典委員

そうすると、総じて個人情報保護という名のもとに別の事業がうまく機能しないような状況にない。一定の確認をした上で、両方ともというか、災害時の対応とか、敬老事業がうまくいくようにやっているんだよ、変えたんだよというふうに理解しますが、よろしいですか。

服部介護・高齢福祉課長

私どもとしても、できるだけ地元の方が動きやすいような形で、できる範囲でございますが、提供させていただくというふうに思っております。

豊田政典委員

はい。終わります。

土井数馬委員

老人福祉費のうちの老人福祉一般事業費と生きがい対策事業費についてちょっとお尋ねしておきます。

今、豊田委員からも出ておりましたけれども、敬老行事費とか、敬老のこの対象事業がここ数年余り変わっていないように思いますし、年々その事業費自体が下がってきているような気がしております。きのうも、地区によっては一昨日もあったんじゃないかと思えますけれども、その敬老事業があったわけですね、私のほうでも。出てきている方は元気な方ですよ、当然。たくさん出てきております。そしてこの事業自体を楽しんでいるというか、行事自体を楽しんでみえる方がほとんどで、カラオケをやったり、大正琴ですか、あと詩吟とか、いろいろなメニューやって、子供たちも花束を渡したり、いろいろ考えてやってもらっているんですけども、どんどん敬老事業を行うところが少なくなってきました。豊田委員言ったように、何かお土産のようなものを配って終わりの地区が多いようです。

今も言いましたが、元気な人に参加をしてもらうことが、実際こういう敬老の行事というのは大事じゃないかと思ひまして、見守りに行くわけじゃないものですから、地図や住所を持って、記念品を置いてくることではちょっと、やはり張り合いがないというふうな気がしました。そして、実際その行事を運営する方も、やっぱり高齢化してきています。

手伝う方自体が自治会長さんや民生委員の方、福祉委員の方でも高齢化していったもので、結局はそういうふうになっていくんじゃないかというふうに思うわけですが、従来から、この間も山口さんが本会議でもいろいろ質問していましたが、孤独死とか、孤立死とか、こういう方はやはり引きこもっているものですから、そういうことが起こるわけで、こういう楽しい行事があれば、やはり呼びかけて参加をしていただくことで、その方がどこに見えるのかもわかるし、生きがいを持つようにもなるだろうと思うので、やはり敬老事業費、お金だけ払っていけばいいというものじゃないと思いますので、やはりこういう敬老事業はもう一度見直していくべきじゃないかと思います。お金の問題じゃないですから、やっぱりあり方等を全市的に一遍問い直す、洗い直すということも必要じゃないかと思いますので、これは指摘をしておきます。また考えがあったら、後ほど聞きたいと思います。

それともう一つの生きがい対策事業も、これも同じことでありまして、部長も出席していましたし、今豊田委員からもありました。災害のときに、やはりお年寄りの人がお年寄りの人を連れていくような状況が起きてきている地区がたくさんあるということで、その老人クラブ運営費補助金にしましても、1人幾らで恐らくこれは出してもらっているんじゃないかと思います。1人カウントで幾らなんかと。ただ、さっきの孤独、孤立と同じように、この老人クラブの行う行事自体が楽しいものであって、そこに参加をすることで、どこに誰がいるか、生きがいを持っていけるというふうな、この生きがい対策が、老人クラブの運営費が生きがい対策ではないということですね。ここに参加をしていただく、ひとりでいたり、孤立した人が参加をすることが、その人の生きがいにつながっていく事業にするべきだというふうに思っております。だから、単に老人クラブの人数に幾らじゃなしに、この老人クラブという団体自体を尊重して、この団体が何をやっていくのかというのをやはりもう一遍、これも見直す必要があるんじゃないかというふうに思っています。

前も一度言いましたけれども、各地区によって老人クラブの運営している行事もそれぞれ違うかと思いますが、元気な老人を頼りにするような事業を、やはりこちらが提案する必要があるんじゃないか。これは単に老人クラブがつくってもらって、1人幾らですといって、そこで運動会なり、いろいろなものを作ってもらうんだと思いますけれども、そうじゃなしに、今言いました孤立や孤独している人なんかを巻き込むような事業をするような団体として捉えるのであれば、その事業内容によって事業費を出していくような考え方じゃないと、ちょっと進んでいかないんじゃないかというふうに考えておりますので、こ

の辺の考え方、やはり団体として見てもらって、その事業内容によって事業費を出していくような、もちろんこの高齢者の方に、老人クラブの方にどんな内容の事業をしたらどうなのかというのはわかりませんので、やはり市のほうから提案をして、こういう内容で皆さんを頼りにしておると。そういうような事業をやってもらえないだろうか、そういうものに対して事業費を出していきたい、そういう新しい考え方でやっていただきたいというふうに、これを今回見て、また思うわけですけれども、これについて、ちょっと考え方を聞かせていただきたいと思います。

市川福祉部長

先ほど土井委員からご指摘いただいた、この二つの事業につきましては、私自身も福祉部長になりましたときにちょっと見直しが必要だと。少なくとも中長期的に見て、非常にこの敬老事業の対象者の方は多くなっていくわけですけれども、こういった記念品をただ単に配っているだけでは、非常に今後運営が難しだろうということが一つあります。

それとあと65歳以上であっても元気な方は、ちょっと弱ってきた方を支えると、そういう考え方がないと、今後の高齢化社会は多分乗り切っていけないだろうというふうに思っております。そういう意味では、下野地区とか高花平で元気な高齢者が、それからちょっと弱ってきた方のおうちの電球をかえたりとか、ちょっとしたお手伝いをするという、それをワンコインでするといようなNPOを立ち上げられたり、グループを立ち上げられたり、いろいろな動きが市内で起こっております。そういったことを、先ほど土井委員がおっしゃったように、こういうふうな事業提案をして、老人クラブさんにそういうことをやってもらって、老人クラブさんも友愛訪問という形で、引きこもっていらっしゃる方のお宅を訪問するというような事業は、もう既にされているんですけれども、それをもう一歩進めた感じで、その事業内容について補助をしていくということも、今後考えていかなければいけないし、それも早急にちょっと見直しをしていくべき課題というふうに認識しております。ここ数年で、ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

土井数馬委員

部長のおっしゃる、その方向で私いいと思うんですね。ですから、冒頭でも申し上げましたけれども、敬老行事とか、老人クラブの事業が、年寄りの方一人一人を対象にするんじゃないしに、その団体、あるいはその行事がほかに見えてない、個人の老人の方が生きが

いが持てるような、元気な高齢者の方がその事業を通じて、そういう方を助けていけるような、さっきも言いましたけれども、その元気なお年寄りの方を頼りにする政策といいですかね、その取り組みをぜひ考えていただきたいと思いますので、期待をしております。よろしく申し上げます。

もう1点よろしいですか。

樋口博己委員長

はい、どうぞ。

土井数馬委員

児童福祉費ですね。保育所費です。これは、ここのところ待機児童が、私も定員と募集人数の関係で、四日市は適正規模、適正配置では問題がありますけれども、人数的に見れば待機児童がなくなったとずっと答弁があったんですけども、きょうのを見ますと、去年も35人でことしも51人の待機児童があると。これは大きな問題じゃないかというふうに思います。公立のほうはあきがあるようで、私のほう、民間のほう頑張ってもらっているんですけども、問題なのは満員だから入れない方が51人いるということは、その方は仕事を見つけた、仕事をするのか、ここに書いてあるように就労や病気のために保育所が必要なので申し込みに行ったわけで、就労の方なんかは当然仕事先を決めてから行くんだと思うんですよ。そうじゃないと入れませんので、保育に欠けますから。となると、さあ実際第1希望、第2希望、第3希望まででも間に合わなかったとなると、その人の仕事はどうなるのかというのをやっぱり考える必要があると思うんですけども、さてそこまでフォローをしていただいているのか。一時保育という制度がありますけれども、これが余分な保育金がかかりますし、それが果たして、就職が決まったけれども実際希望する保育園がないから一時保育と、これもちょっと理屈に合わん話ですので、そういった満員で入れない、満員だったから入れないというだけで帰ってしまうのではなしに、きちんとしたフォローをどこまでやってみえるのか、これを聞かせていただきたいなと思うんですけども。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課、伊藤でございます。

主要施策の実績の報告書のほうで、10月1日現在で51名の待機児童が発生しております。その際に保護者様のほうからは、もう既にお仕事を決めていただいてご相談に見える方、これから働きたいから保育所に入りたい方というふうな、いろいろな方がおられるんですけども、どうしてもお仕事先とか、ご自宅のお近くで、今の保育所がいっぱいで入っていただけないという状況がございます。そういった場合には認可外保育施設のご案内もさせていただくとか、あとそれ以外にも、委員のほうでおっしゃっていただきましたけれども、働き方によっては特定保育といった保育のメニューもございますので、そういったご案内もさせていただいておるところでございます。どうしても低年齢児を中心として待機児童が発生しておりますので、そういった中でご説明をさせていただいて、なおかつ入所の順番待ちという形で、あきが出てすぐにご案内をさせていただくというような対応をさせていただいているところでございます。

土井数馬委員

ちゃんとした答えになっているのかどうか疑問が残るところですけども、だから、例えば市立病院でしたら、そんなときサルビアというような相談のところがあって、かなりのところまで相談に乗ってもらえる、フォローしてもらえるとというふうな話も聞いております。ただ、この保育所に関係しましては、そういった声が聞こえてこないです。だから定員いっぱいに入れたい、どうしようと、また2回、3回目の相談が来たりするのがあるわけだから、皆さんも経験があるんじゃないかと思えますけれどもね。ですから、その保育所に預けなきゃならないということは相当緊急を要しているわけですよ。共働きの家庭が多い、低年齢児になったということはそれだけ早く働かなきゃいけないということですので、その辺まで十分に考えて、保育園をふやせとっているわけじゃないわけですので、どのようにしてうまく、違う保育園を納得していただけるのか。もちろん職場から随分離れたところへ行ってまた迎えに行くというと、時間も間に合わない場合もございますので、その辺の手当では十分にさせていただいて、やはり預けられる、預けたいと思う人が納得をいくようなところまでフォローしていただくように、これも今言っても仕方のないことですね。お願いをしておきますが、来年度に向けても、その辺は一考いただくようお願いをしておきます。

それで、学校施設でも適正規模の研究をしていただいたりしておるわけなんですけれども、前々から言っていますが、保育所におきましては、やはり適正規模で、あるいは適正

配置で連携がとれるような、そういうふうな考え方を持っていただくように、あえてまた今回も指摘をしておきます。

以上です。

樋口博己委員長

済みません。資料、保護のほうの資料が出てまいりましたので、この資料についての説明を求めたいと思います。

水谷保護課長

ただいまお配りいたしました保護の種類別被保護世帯及び被保護人員ということで、県がまとめてもらっております数字でございます。24年3月ということで、上から北勢、多気、度会、紀北、紀南、これは郡部と申しまして、県が担当するところでございます。その後、津、四日市というふうに14市ですか、並んでおります。その中で四日市は12.6パーミルというふうに高い数字でございますけれども、一つおいた松阪17.2、それからずっと下がっていくと志摩11.9、熊野12.6というように、突出しているわけではございませんので、その辺の、何というか、おっしゃられるあれがちょっとよくわからないところでございます。

あと、先ほどちょっと私説明が足らなかった不正受給の件でございますけれども、今の手元の資料を申し上げます。

21年度には12件、22年度には33件、23年度では48件というふうにふえております。金額的にも500万、1500万、1900万というふうにふえてございます。この辺、もう少しきちんと私どもが訪問調査等でしっかりと調査するべき点がまだまだ甘かったというふうに考えております。

以上でございます。

中森慎二委員

この資料だしてもらえるんでしょう、今の話。

樋口博己委員長

そうですね。資料ということで。

中森慎二委員

不正受給の内容も詳しく。課長がつかんどう話をちゃんと資料に出してもらわんことにはわからない。

水谷保護課長

わかりました。それでは。

樋口博己委員長

すぐ用意できる資料ですか。

水谷保護課長

すぐはちょっと無理だと思いますけれども。

樋口博己委員長

この委員会中にコピーしてできる資料ですか。

水谷保護課長

内容まではちょっと難しいんですけども。それを内訳となると、少し時間いただきたいんです。

中森慎二委員

ちょっとよろしいでしょうか。僕ね、課長の答弁、ほとんどないと言ったんだよ、あなた。今四十何件って。とんでもない答弁ですね。ちょっと、答弁にもうちょっと責任持ってもらわないと。わからないならわからないでしようがないけれどもそんな、ほとんどないとあなたは言ったんですよ。今の件数、四十何件あると言ったの。どういうことなの、部長、これ。そんな人が課長しとっても大丈夫かな。

樋口博己委員長

水谷課長、正式な資料として提出をお願いします。

水谷保護課長

わかりました。させていただきます。

樋口博己委員長

この資料に関してよろしいですか。

山口智也委員

済みません。ちょっと細かい点なんですけれども、ちょっと腑に落ちないのでお聞きをします。主要実績報告書の97ページの中ほど、ちょっと見ていただきたいんですけれども、障害のある乳幼児の早期療育ということで、この指標にちょっと納得がいかないんですが、この指標は発達指数が伸びた児童の比率ということで、目標が35%以上ということで、実績25%で、これ10%ぐらい足りなかったということでして、その下の説明書きの下から2行目見ますと、障害の重度化等の理由により、昨年度を下回る結果となりましたというふうに記載されておまして、ちょっとこれがよくわからなくて、こういう施設は重度の子供こそ利用すべき施設であると思いますので、こういった表現はちょっとおかしくないのかなという、素朴な疑問があります。

もう一つお聞きしたいのが、この発達指数、誰が評価をしているのか。職員さんなのか、あるいは医師が判断しているのかというところ辺、教えていただきたいと思います。

三井あけぼの学園長

はい。あけぼの学園の三井です。よろしく願いいたします。

若干表現に不適切があったかもわかりませんけれども、発達については、やはり軽度の方、それから中度の方、重度の方、それぞれ発達の形態が違います。それで、軽度の方ほど短期的な発達の向上が見られるというのが一般的に言われております。どうしても重度の方がふえてきますと、その分その訓練期間が長くなるということで、短期間に結果を出すというのは非常に困難になるということで、こういう表現を使わせていただきました。

それと発達検査のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては一応うちに心理判定員がおります。その心理判定員の判定結果をもとにして数値を出させていただいてお

ります。

以上です。

山口智也委員

二つ目の質問はいいとして、一つ目の、重度の方がふえてくるといふところもわからんことはないんですが、ただやっぱりこれを見て、市民の方がこれを目にしたときに、この指標が本当にどうなんかなという疑問は絶対に起こると思いますし、ちょっとやっぱりナンセンスなんかなという気がしますので、この指標を、どういう指標がいいのかというのは今思い浮かばないところはありますけれども、今後はもうちょっと適した指標が検討できないかといふところら辺はいかがでしょうか。

三井あけぼの学園長

この指標につきましては、従来学園内でもいろいろ検討させていただいております。確かにおっしゃられるとおり、発達指数が伸びる伸びない、その子の能力が伸びた伸びないということではかるということが、やはり人間をはかる場合、そんな数値ではかることはおかしいと。要するに、もっと長いスパンでその子の成長を見ていくべきだという考え方もあるわけなんですけれども、一つには客観的な数字としてどういうものが挙げられるかといったときに、やはり発達検査というのが一般的に広く普及しておる検査でございます。ですから、それをベースにして考えさせていただくといふのも一つの方法かといふふうに考えております。ただ、これが全てということではないので、もう一度持ち帰りまして、検討等もさせていただきたいといふふうに思っております。

山口智也委員

今申したことはあくまで私の主観ですし、いろいろな考え方の方がおられると思いますので、ただ私のような意見もあるということで、一度また持ち帰っていただいて、今後検討していただければと思います。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森慎二委員

済みません。手短かに聞いていきます。

まず一つ、三重自治労連三重県本部ニュースのことについてご報告いただきました。それで、この内容を見ると、不正確な記事だったということを発行者は認めたと。次稿について訂正記事を掲載されるということのようですが、だから事実無根のことが記事になったということのようです。3の市の対応方針のところの下から4行目のところなんですが、「社会福祉協議会に対して、今後このようなことが発生しないよう指導を行った」ということなただけけれども、社会福祉協議会も被害者なんですよ、これね。だから、社会福祉協議会が三重自治労連に対してどういう内容を申し出たのか、改めてちょっと聞きたいんです。わかれば。

樋口博己委員長

これどなたが答弁ですか。

市川福祉部長

聞き取りを行った経緯といいましょうか、社会福祉協議会にこんなことがあったのかということで、こちらのほうからまず問いました。協議会は本人たちに聞いた、それと同時に、そういうふうな発言はしていないというふうに本人たちが言いましたので、これは自治労連のほうにどうだったのだと、中身について本当は。例えばテープとかがあるのかどうかということもただしましたところ、ないという返事でした。向こうは認めたということですので、こちらとしては誤りであるということをごきちんとして記載してほしいということと、それから誤りであったということをご記載した上で、正しい記事をご載せしてほしいというふうにごお願いをいたしました。今後、それ以上のことにつきましては、労働組合のことだからということで、向こうのほうもこれ以上は介入になるというような答弁、答弁というか、お答えでしたので、うちとしても弁護士相談等を行ったところですが、うちの顧問弁護士の答弁というか、お答えとしましては、これは社会福祉協議会というよりは、その中身、載せられた方がもしどうこうということであれば、そちらと労連のお話になるというようなことをございましたので、うちとしては指定管理、そして指定管理をお願いしている側ということの中で、こういうふうに指定管理者として名誉というか、傷つけられた

わけですけれども、こういったことが再度起こらないように、今回発言した人には注意をしてほしいというような中身で申し上げました。

中森慎二委員

発言はしてないんだから、発言した人に責任はないわけですよ。言っていないことを書いたところに問題があるわけでしょう。そうじゃないんですか。

市川福祉部長

そこらのあたりが、どのような経過でこのようなことになったのかというのは、聞き取れた中では、もうこちらとしては追いやがないというところがございます。で、実際は労連のほうのお答えに従って、こちらとしても、あちらが訂正をするということなので、これ以上というのはもう深追いしないほうがいいということでもあります。

中森慎二委員

お二人の発言の有無のことは、2人の職員さんに対することもあるんだけど、社会福祉協議会の事業所でこういうことがあったという、事実に基づかないことを勝手に書かれたということに対して、社会福祉協議会は抗議を申し出たんですよね。その上で、記事の是正を求めたということをお願いしたのか、そういうことが書いてないので。抗議すらもしてないんですか、社会福祉協議会は。

市川福祉部長

口頭での抗議ですが、当然抗議はさせていただきました。抗議があったからこそ訂正がされるということです。向こうさんのほうから自主的にということでは当然ないというふうに理解しております。

中森慎二委員

でも抗議があったかどうか、書いてないからわからないじゃないですか。部長はそういうふうにおっしゃるけれども。事実を確認しただけだと書いてあるじゃない。

改めて聞きますが、社会福祉協議会が抗議を申し入れたんですか。改めてお聞きします。入れたんだったらここに記述してください。

市川福祉部長

社会福祉協議会と労連の間のことということにはなりますが、私のほうとしては、社会福祉協議会が労連のほうに抗議を行って事実確認をしたというふうに聞いております。

中森愼二委員

じゃ、この委員会資料を修正してください。

市川福祉部長

社会福祉協議会のほうに再度確認をし、訂正の必要があれば訂正をさせていただきます。

中森愼二委員

早急をお願いします。

それから追加資料の3ページ、子ども医療費助成事業に関してですが、この追加資料は一連の福祉部としての平成23年度予算執行した後の課題なり、今後の取り組みについてまとめていただいた抜粋的なものだというふうに理解しますが、その中でこの3ページの子ども医療費助成事業の一番下段のところ、課題及び今後の方針のところの内容を見てみると、対象者のニーズ把握に努め、制度の持続可能性を念頭に、助成対象の拡大などについて検討していくということなんですが、でも市民の皆さん方の本当の希望は、窓口での無料化ということじゃないのかな。そういうことの認識は、福祉部としては持ってないということなのかな。

村上福祉総務課長

窓口の無料化、子ども現物給付化というような表現で、これは県下では言っておりますけれども、当然市民サービスの観点からいけば、そういうニーズもあることは承知しております。これにつきましては、例えば1市だけでできるものではございません。それは医療機関がこちらの市は現物無料化、こちらの町は、いわゆる後ほど振り込むところですね。なかなかそういうことができないので、ある一定の範囲でやるということで、今県下全域の市町が入っております。これは県が主催しておりますけれども、三重県下の全部の市町の福祉医療を担当しておる課長が入る、福祉医療制度改革検討会というのが、これ平成20

年ぐらいから行われておりますけれども、この中でも一つ現物給付化というのは大きなテーマになってございます。ただ、これは他の県、自治体でございまして、県下でやった状況なんかを見ますと、いわゆる医療費が増加をしておるといふような検証もございまして、三重県下でどう対応しようかということは継続検討というふうになっております。今中森委員言われたように、大きな検討テーマということで認識してございまして、三重県のほうでは子ども医療費、ここにもございまして、平成24年9月から三重県の補助が小学校修了まで拡大されるという中で、次のテーマの一つとして現物給付化ということも県下で検討したいという意向も示されておりますので、私どももそういう認識で臨んでいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

中森慎二委員

じゃ、どうして書いてないの。そこまで認識しているんだったら。市で、単独でできるかどうかというのは別の話じゃないんですか。それはどう働きかけていくとか、手段の話であって、課題として捉えているかどうかというのが大きなポイントじゃないの。課題として捉えていないのに対策になっていかないじゃないですか。

村上福祉総務課長

申しわけございませんでした。認識はしてございましたけれども、もう少し近々のテーマということで、この課題及び今後の方針を書かせていただきましたが、その上に立つ一つ本当に大きな、市民サービスの観点からも大きな検討事項だというふうに認識しております。

中森慎二委員

都合の悪いやつは書きたくない、記述しない、だけど潜在的な問題認識はしているみたいな話にしか捉えないんだけど、ほかにもそんなのあるんじゃないですか。書いてないけれども課題だと認識しているのは。いや、そういうふうに着目した見方をしてしまいますよね。そういう資料を見ていると。そこまで大きな問題だというふうに、課題だ、市民ニーズもあるんだと認識しているんだとしたら、もうどうぞ書くべきだと思いますよ。だけどその単独市でできないという課題については、どう解決していくのかというのは、こ

これは全県的な問題だというのは、それはわからないことはないけれども。例えばそういうことがちょっと抜けているんじゃないかなと思うの。

それからもう一つは、保育料の未納問題、それから介護保険料の未納もそうなんだけれども、不納欠損処分について、保育料の23年度はどれくらいあったんですかね。6月定例会議会で例の親御さんの部分から天引きしますよというような制度を新しく検討するというのがあったんだけれども、あれだけ話題になっていたのなら、23年度の保育料の滞納部分だとか、あるいは不納欠損処分はどれだけしたのかというのが出てきても当然じゃないかなと思ったのに、そういうのは全く資料としてはない。

介護保険のほうは、資料としてはあるんだけれども、3000万くらいですかね。数値的には改善をされているのは認識をしますが、そこらあたりのところで、監査委員から指摘されていますよね。不納欠損処分は適正かつ慎重に行わなければならないにもかかわらず、債権管理に不納欠損処分の基準が明確になっていないと。このため、税などの公債権については一定のルールに基づいて不納欠損処分が行われているが、使用料などの私債権については手続にばらつきがあり、不納欠損処分が適切に行われず、収入未済額に実質的な徴収不能分が含まれたままの場合もある。全庁的に滞納処理マニュアルを担当部局ごとに作成するということだが、滞納整理に対する取り組みにばらつきがある。担当部局に任せるだけでは限界があるというふうなことも言われているんですけども、そこら辺のところを含めての、滞納整理のマニュアル的なものを各部局で作成するということになっているというふうに監査事務局は言っているんですが、監査報告の66ページのところなんですけれども、そこら辺含めてちょっと教えていただけませんか。

伊藤児童福祉課長

中森委員ご指摘の監査のほうで、マニュアルを作成するということで、今年度マニュアルを作成したところでございます。

それと、保育料の未納、それとか不納欠損等ということで、資料としてお示しをさせていただいてなく、大変申しわけございませんでした。保育料につきましては、23年度不納欠損をさせていただいた額が669万5430円でございます。内訳といたしましては、居所不明であったり、そのほか生活困窮であったり、そういった形での不納欠損でございます。詳しいデータの内訳を後でちょっとご説明させていただきますけれども、特に保育料の滞納整理につきましては、督促状を翌月の20日前後に発送させていただいております、ま

ず在園児の方は園で手渡しをさせていただいているところでございます。23年度、いろいろな手だてをさせていただいて、督促状であったり、在宅であったり、在宅での納付相談なんかもさせていただいております。そういった中でも納付の相談もいただいている方につきましては、23年度といたしまして預貯金の差し押さえなんかを4件させていただいて、原課のほうで29万1299円を差し押さえさせていただいております。また、収納推進課のほうからでは7件で71万7172円の差し押さえをさせていただきました。あと、1年間以上納付歴がない滞納額が10万円を超える悪質な方につきましては、先般こちらのほうの委員会のほうでもお話をさせていただいた児童手当からの引き去りということで、81名の方に対しまして、児童手当からの引き去りの案内をさせていただいたところでございます。その結果、申し出を受けた6名の方につきましては、10月の手当から引き下りをさせていただく予定でございます。

また、特別徴収につきましては、3名の方で実施をさせていただく予定をしております。

それと不納欠損の内訳でございます。399件で669万5430円でございます。その内訳といたしましては、無財産であったり、生活困窮というのが48件、それと居所不明という形で、こちらのほうから発送してもなかなか届かないといった方が103件ございました。それ以外は時効、23年度に時効を迎えたということでの不納欠損という形になっております。

以上でございます。

中森慎二委員

そこまで報告できるような資料をつくっているんだったら、それをちょっと今から出してください。焼いて、皆さんに。

樋口博己委員長

介護・高齢福祉課も今から答弁いただきますけれども、数字はありますか。コピーいただける資料はありますか。

中森慎二委員

今その103件、不納欠損にした理由もいろいろ、後で資料出てくると思うんだけど、一般質問で今回ちょっと言ったけれども、第三者請求で移転先の住民票をとれるんですよ、

行政は。取り寄せできるの。だからそういうようなこともやってるのかも、ちょっと聞きたいなと思っていただけでも。だからこの保育料に限らずの話なんだけれども、例えば保育料、あるいは介護保険料の部分でいけば、そこまでやっているのかどうかも、ちょっとあわせて後で聞かせてください。

樋口博己委員長

資料が出た後でよろしいですか。

伊藤児童福祉課長

今資料をコピーさせていただきます。

樋口博己委員長

中森委員、答弁は資料出た後でよろしいですか。まとめてで。

中森慎二委員

はい。

樋口博己委員長

それではその間に他の委員の皆様でご質疑ございましたら。

災害対応ですけれども、1次体制は変わりありませんが、朝明川の地域が高齢者の方は避難をしてくださいということで、今対応いただいているということで報告がありますので、お伝えさせていただきます。朝明川、さっきのところですね。朝明町の朝明川左岸の同じ地域で、避難準備情報になっていましたが、高齢者に関しては避難するよう指示が出たということでよろしいんですね。ちょっと詳しく、状況をお伝えいただけますか。マイクをお願いします。

瀬古介護・高齢福祉課長補佐

介護・高齢福祉課の瀬古と申します。避難準備状況について少し補足で説明させていただきます。そこに書いてありますように、朝明川の左岸、北側の部分ですね。町的には朝明町だけになるんですが、避難準備情報が出て、いつでも避難できる状況にしてください

ということで、広報車も出ているんですけども、高齢者の方等、逃げるのにちょっと時間がかかるおそれのある方については、もう避難の受け入れもさせていただきますのでということで、今広報車も回っていますし、私どもでは介護の事業所等がかかわっているところについては、その心配な高齢者の方については連絡をとって対応しているところです。ただ、つい15分ほど前ですから、危機管理室に確認したところ、今は少し小康状態といえますか、だんだん下がっていく方向にあるということと、まだ実際に避難している方はないですが、今、それで様子を見ているということで、まだ連絡をとり合っているところです。

以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

資料は整いましたか。それでは保育料の欠損処分の処理、これ2枚で。改めて説明をお願いしたいと思います。

伊藤児童福祉課長

済みません。本当にメモで持っておりました資料でございまして、大変見にくいところがあって申しわけございませんです。1枚の一番上のほう見ていただきますと、保育所負担金保育料滞納整理についてということで、私どもの中での決め事を書いたものです。1、2という大きな2番のところで、滞納整理事務の流れという形で見ていただきたいんですけども、督促状の発送として と書かせていただいております、納付期日を経過し、翌日、翌月の20日前後に発送をさせていただきます。その際に在園保護者の方は園のほうを経由して、園長のほうから手渡しをさせていただきます。そういった中で納付を、 、 という形でない場合進めさせていただく中で、 、 でも納付がない場合ということで、 でございます。預貯金、給与、不動産を差し押さえという形で、今まで過去4年ほどの実績も含めて、こちらのほうに挙げさせていただいております。平成22年度から、済みません、23年度から収納推進課のほうへ移管をさせていただきますので、原課と、あと収納推進課のほうの2本で、ここはなっております。

悪質な滞納者ということで、 の下に書いてございます。1年以上納付歴がない、滞納額が10万円を超えるというふうな方につきましては、また別途対応させていただいております。

まして、まずは収納推進課への移管の予告の案内の文、移管予告の文書を発送し、その後納付相談があったケースがございまして、それのない部分について移管をさせていただきました。23件で1318万余の金額を移管させていただいています。

また、大きな3番といたしまして、児童手当からの引き去りということで、滞納者の方で10万円以上の方81名に対しまして、児童手当からの引き去りの案内を発送させていただきました。滞納額が10万円以上で未納期間が1年以上あられる方の3名に対しましては、特別徴収をさせていただきます。また、81名の方の中で、児童手当から引き去りを申し出いただいた方につきましては、10月から6名の方で引き去りをさせていただく予定でございます。

もう1枚のほうの資料のほうを、こちらのほうが不納欠損処分の23年度の方でございます。

一番下のところにトータルの件数と金額が載っております。トータルの件数が399件で、669万5430円でございます。その内として横に書いてございますのが、その内訳になっておるところでございます。また、中森委員のほうから居所不明でこちらのほうから発送しても戻ってきて、どこにいるかわからんということでの追跡というところまで、なかなかそこまでちょっとできていなかったのも、今後はそういったことも含めて、十分に滞納整理のほうに頑張らせてやらさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

中森慎二委員

ちょっと最後のところがわからなかった。住所不明のところはどうしてるって。問い合わせしているの。

伊藤児童福祉課長

済みません。そこまで問い合わせがちょっとされてありませんでしたもので。

中森慎二委員

ちょっと、もうちょっとはっきり答弁して。どうしてるんですか。してないの、してるの。

伊藤児童福祉課長

しておりませんでしたです。

中森慎二委員

どうしてしないの。第三者請求認められて、僕も市民課のほうの質問でいろいろな問い合わせに行っただけでも、よその市からたくさん来ていると言っていたよ、問い合わせが。行政間の問い合わせってすごくありますよって。こんなことやらなかったら、行政としてやれる手法があるのに、それを使ってないなんていうのはもってのほかじゃない。それで居場所わからないなんて、住民票というのは転出転入がセットのもので動いている部分なんですよ、原則的には。外国に行くときは行き先、外国名ぐらい告げていくだけの話だけども、日本国内においては、どこに転入されたかというのはそれセットの話でしょう。それ以外の、住所不定で行くならもうしょうがないわね、これは。だけど、それ以外なら確認、追っていける部分があるわけでしょう。そこまで行けとは言わないけれども、郵送で送ることはできるでしょう。ずっとそれを追求して確認していけば。

樋口博己委員長

責任ある答弁を求めたいと思います。どなたが答弁されますか。

市川福祉部長

済みません。ちょっと現状は私も、そこまで細かい事務作業は把握しておらないんですが、以前私が児童福祉課で保育料の収納に当たっておりましたときには、転出、住民票に転出先が記載されますので、記載先までたまたま川越町という近隣であったため、そこまで徴収に行った覚えがございますので、少なくとも住民票に1回目、転出先、転出証明に転出先が書かれますので、そこまでは追っているはずというふうに認識しておりました。ちょっと、現在そこまで手が回っていないのかどうか、済みません。わかりませんので申しわけありません。ちょっとわかり次第報告をさせていただきます。

伊藤児童福祉課長

大変申しわけございませんでした。マニュアルを今年度作りまして、そのマニュアルの中で住民票調査ということで、転居を繰り返すような債務者につきましては住民票の除

籍になる前に、転出先が不明とならないように定期的に調査をさせていただくということで、今後取り組ませていただきます。

中森慎二委員

部長も余り正確につかんでみえないようですし、その住所不明だということだけで片づけて、不納欠損処分をしている額がこれだけあるわけで、その請求追求というものをやっぱり行政の権限の中でやれる範囲というのは非常にあるわけなので、それをちゃんと行使した上で、最終手段として不納欠損処分ですよというのが大原則だと僕は思うんですよ。でないと市民の人だって納得しないですよ、こんなの。やれる範囲のことは全部やったと。その上でも取れなかったものはしょうがないにしても、その努力について、やっぱり最大限やっていただくという、今までやってないからいいんだという話ではなくて、そういう形のものをやっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

市川福祉部長

先ほどちょっと福祉課長のほうに確認しましたら、ブラジル人の方で国外転出のケースがこの間ちょっとあったということと、その辺、細かい数字については1件1件追ってみないとわかりませんが、転出先不明というか、夜逃げのような形で転出先不明で、住民票が除籍になっているケースも何件かあると思われま。細かい数字について、わかる限りご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

追っていける分については、先ほど課長も答弁いたしましたように、定期的に住所の確認をし、できる限り追って行って、負担の不公平にならないように、十分注意させていただきたいと思います。

以上です。

中森慎二委員

わかりました。よろしくお願いします。

あと介護保険料の資料もいただいて、3500万円ですかね。不納欠損処分されているんですが、保育料とはまた違う側面もあると思うんですけども、当然納めていただくべき保険料が納まっていなくて不納欠損処分して、いろいろな理由もこの中にもあると思うん

ですが、今申し上げたことも含めて対応いただくように、ぜひお願いしておきたいと思
います。その辺で対応いただけるかどうかだけ、ちょっとご答弁いただければと思います。

服部介護・高齢福祉課長

今後はきちっとその辺のところを、転出の場合、うちも1回目については調べて督促等、
催告をしておるといような状況でございますが、今後も追っていくように努力をしたい
と思います。

以上でございます。

日置記平委員

この滞納については、税の、市民税の滞納と連動しておるぞ、これ。必ずね。そういう
情報交換はしてるのやろか。担当の人。

服部介護・高齢福祉課長

はい。収納推進課と十分情報交換して、私どもから移管をして、あちらのほうで滞納整
理をやっていただいているというケースがございますもので、こちらからこういうケース
についてどうでしょうかということで情報交換しております。

以上でございます。

日置記平委員

移管って何。

服部介護・高齢福祉課長

本来ですと私どもが取りに行くというふうな、それが当然のことでございますんですが、
やはり収納推進課はそれを専門にやっておるセクションでございますので、こういった滞
納がこの人にあると。ですから済みませんけれども、収納推進課のほうでこの分を取っ
てくれないかということで、移動するという意味で。そういった対策もっております。

日置記平委員

下請しとんのや。それは連動することは大事やね。一つやもんな。でも責任転嫁したら

あかんで、そのところは十分配慮してね。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

(なし)

樋口博己委員長

なしの声もいただきました。

それでは今の質疑の中で反対表明がございませんので、福祉部の決算の一括で採決をとらせていただきたいと思います。

決算常任委員会教育民生分科会、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第6項介護保険費、介護保険特別会計につきまして、この決算を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。

よって、決算は認定されました。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費(健康部所管部分を除く)、第2項児童福祉費、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第6項介護保険費、介護保険特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

樋口博己委員長

そうしましたら、当初6時をめぐりにということでしたけれども、どうさせていただきます

しょう。

災害も来ておるようですので、終わらせていただきたいと思います。

そうしましたら、あしたは9時からスタートということで、福祉部の補正予算から審議をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

17：40 閉議